

平成24年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

我が国における海洋政策の調査研究

報告書

平成25年3月

海洋政策研究財団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取り組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではポートルースの交付金による日本財団の支援を受け、海洋・沿岸域の総合的管理に向けた海洋政策、法制度、推進方策及び推進体制に関する検討、政策提言を行う「我が国における海洋政策に関する調査研究」を実施しています。平成 19 年度から平成 22 年度までは、排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理のための法制のあり方について検討し、とりまとめを行いました。これに続き、平成 23 年度からは、海洋の総合的管理を推進する上で重要な沿岸域総合管理の推進方策について検討を行っています。

沿岸域では、人間の生活や産業活動が活発に行われていますが、陸域・海域を一体的にとらえて適切に管理するという視点が欠けているために、海洋環境の悪化、水産業の低迷、開発・利用に伴う利害の対立など、様々な問題が起こっています。沿岸域総合管理は、こうした状況に対応するために諸外国で広く導入されている国際標準的な手法であり、2007 年に成立した海洋基本法においても十二の基本的施策の一つとして取り上げられています。

本事業においては、我が国における沿岸域総合管理の実施を促進するため、沿岸域管理の実態や課題、地域が主体となって行う沿岸域管理の制度のあり方について検討し、その結果を踏まえ政策提言を行うこととしています。

この報告書は、本年度の調査研究結果をとりまとめたものです。本調査研究の成果が、沿岸域の総合的な管理の取組を促進し、また、我が国における沿岸域総合管理に関する政策立案に資するものとなれば幸いです。

最後になりましたが、本事業の実施にあたりまして熱心なご審議を頂きました「総合的海洋政策研究委員会」の各委員と、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

海洋政策研究財団
理事長 今 義男

我が国における海洋政策の調査研究
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

研究メンバー

寺島 紘士 海洋政策研究財団 常務理事

米山 茂 海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長代理
(プロジェクト・リーダー)

塩入 同 海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員
(プロジェクト・リーダー)

堀井 進吾 同上

脇田 和美 同上

井内 由美子 海洋政策研究財団 海技研究グループ 研究員

市岡 卓 海洋政策研究財団 政策研究グループ グループ長
(平成 24 年 9 月まで)

目 次

はじめに

我が国における海洋政策の調査研究メンバー一覧

第1章 研究概要	1
1. 背景と目的	1
2. 研究内容	1
3. 研究体制	2
第2章 本年度の調査研究内容	4
1. 沿岸域管理をめぐる制度の実態の整理について	4
2. 沿岸域管理をめぐる問題点、課題の把握・整理について	5
第3章 まとめ	9
関係資料	11

第1章 研究概要

(1) 背景と目的

本調査研究では、海洋基本法に定められている海洋の総合的管理を推進するための基本的施策の具体化について検討を行うこととしている。2011年度から、海洋の総合的管理を推進する上で重要な沿岸域総合管理の推進方策についての検討を開始し、本年度は4ヵ年計画の2年目にあたる。

我が国の沿岸域では、人間の生活や産業活動が活発に行われているが、陸域・海域を一体的にとらえて適切に管理するという視点が欠けているために、海洋環境の悪化、水産業の低迷、開発・利用に伴う利害の対立など、様々な問題が起こっている。こうした状況に対応する沿岸域総合管理は、諸外国で広く導入されている国際標準的な手法であり、我が国においても2007年に成立した海洋基本法において12の基本的施策の1つとして位置づけられている。

海洋基本法の成立を契機として、地域が積極的に沿岸域の問題に取り組む動きが出てきているが、そうした取り組みはまだ緒についたばかりである。そこで、地域が主体となった多様な地域の実態を踏まえた取り組みの促進に努めるとともに、それを通じて国レベルでの「沿岸域総合管理の制度化」を促進することが重要である。

本調査においては、このような問題意識の下、我が国における沿岸域総合管理の実施を促進するため、沿岸域管理の実態や課題、地域が主体となって行う沿岸域管理の制度のあり方について検討し、その結果を踏まえ政策提言を行う。

なお、本調査と別に、当財団では、①地域が主体となった沿岸域総合管理のモデルとなる取り組みを支援しベストプラクティスを示すための「沿岸域の総合的モデルに関する調査研究」、②大学等における沿岸域総合管理に関する学際的教育・研究システムの構築を図る「総合的沿岸域管理の教育カリキュラム等に関する調査研究」を、それぞれ実施している。本調査は、これら調査の成果も活用しながら、我が国における沿岸域総合管理の制度化について検討し、必要な提言を行おうとするものである。

(2) 研究内容

我が国における沿岸域総合管理の実施を促進するための制度のあり方の検討については、以下のような進め方を想定しており、本年度は昨年度に引き続き①②についての調査を実施した。

- ①沿岸域管理をめぐる制度の実態の把握・整理
- ②沿岸域管理をめぐる問題点、課題の把握・整理
- ③地域が主体となって取り組む沿岸域管理の制度（ガイドライン、法制、財政措置、組織体制の整備等）の検討
- ④政策提言の作成

(3) 研究体制

本研究の実施に当たっては、有識者で構成される「総合的海洋政策研究委員会」（以下、委員会）より研究内容への助言・指導を受けながら、海洋・沿岸域に関わる科学的知見、技術、経済社会等の実態を踏まえ、総合的な見地から検討を行う。本年度は3回の委員会を開催した。

委員会の構成は、以下のとおりである。

平成24年度「総合的海洋政策研究委員会」委員名簿

敬称略・五十音順

氏名	所 属 / 役 職
* 來生 新	横浜国立大学名誉教授・放送大学 副学長
秋道 智彌	総合地球環境学研究所 名誉教授
秋山 昌廣	東京財団 理事長
磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
木下 健	東京大学生産技術研究所 教授
黒倉 壽	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
白山 義久	海洋研究開発機構 理事
高橋 重雄	港湾空港技術研究所 理事長

寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
中原 裕幸	横浜国立大学総合的海洋教育・研究センター 特任教授
松田 治	広島大学 名誉教授
宮崎 信之	海洋政策研究財団 首席研究員
山尾 政博	広島大学大学院生物圏科学研究科 教授
山形 俊男	海洋研究開発機構 アプリケーションラボ所長

* 委員長

第2章 本年度の調査研究内容

1. 沿岸域管理をめぐる制度の実態の整理について

沿岸域管理をめぐる制度の実態については、昨年度の本調査研究において基礎的な検討を行ったが、沿岸域総合管理をめぐる制度や問題点・課題は多岐にわたることから、未だ十分には整理しきれていない。そこで、2年度目である本年度においては、昨年度に引き続き沿岸域管理をめぐる制度の実態の整理を行うこととし、特に以下の点について詳細な検討をおこなった。

①沿岸域管理に関する国内主要法令の整理

平成23年度委託調査において一覧的に整理した沿岸域管理に関する国内法令の内、地域を主体とする沿岸域総合管理と特に密接に関わる重要なものについて、人間の活動分野毎（全般、産業活動、環境保全、輸送・交通安全、防災、文化、レジャー等）に類型化しつつ、法令の目的、沿岸域管理に関する具体的内容（計画策定、空間の管理（公物管理、区域指定等）、行為規制、振興・助成等）や国・都道府県・市町村の役割分担が明確になるよう、運用面での実態を踏まえつつ再整理を行った。

②海域管理に関する国内制度の実態の把握・整理

昨年度調査により個別の公物管理法による管理の対象外となっている海域の管理に関する法制度の不在が指摘されたところであるが、この点について、従来の議論を整理するとともに、国内制度の現状の整理を行った。更に、条例による海域管理の主な事例について、その特徴を整理した。

また、海洋法条約の発効を踏まえた湾内や直線基線の内側の水域等の内水の扱いについて、一般に地方公共団体による管理の対象となっていない等、未だ基本的な対応が十分になされていないと考えられるが、この点について国内制度の現状の整理を行った。

③諸外国の沿岸域管理制度の現状・動向の整理

諸外国の沿岸域管理制度の現状・動向については、昨年度に米国、中国、韓国に関して整理を行ったが、本年度は米国に関する情報を追加するとともに、英国、フランスに関する整理を行った。

これらの実態の整理については、一般社団法人 海洋産業研究会に委託して作業を行った。詳細は本報告書巻末の関係資料「沿岸域管理をめぐる制度の実態の整理について」を参照されたい。

2. 沿岸域管理をめぐる問題点、課題の把握・整理について

(1) 沿岸域管理をめぐる問題点

1) 沿岸域総合管理の必要性

沿岸域総合管理の必要性については、従来から議論されているところであるが、近年の状況を踏まえ、以下のように整理できるのではないか。

①安全・安心で元気のある沿岸社会を形成する必要性

- ・我が国の広大な海域の開発・利用・保全等を行っていくためには、その拠点となる沿岸域・離島が非常に重要な役割を果たす。
- ・しかしながら、我が国の沿岸域・離島は、過疎化・高齢化の進展、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下に直面している。
- ・東日本大震災のような海洋由来の大規模自然災害の懸念が高まっている。
- ・海洋を活かして、安全・安心で元気ある沿岸社会を形成するため、沿岸域活性化の取組を促すことが必要である（海を活かしたまちづくり）。

②沿岸域における諸課題への対応

- ・沿岸域（特に閉鎖性海域）における、水質悪化・富栄養化、生息地の破壊、市民が親しむ浜辺・干潟・磯の減少等の環境悪化が生じている。
- ・上記の環境悪化等を背景とした水産業の不振等が見られる中で、沿岸域の主要産業の活性化が課題となっている。

③沿岸域をめぐる新たなニーズの顕在化とそれを踏まえた総合的管理の必要性

- ・漁業や海上交通等、従来からの利用に加え、海洋再生可能エネルギーや海洋レクリエーション、海洋観光等、沿岸域における新たなニーズが顕在化している。
- ・従来にも増して、多様な利用ニーズの間での調整を行い、開発・利用と環境・生態系保全、防災等が調和した持続的な沿岸域の利活用を可能とするよう、総合的な管理を行うことが必要である。

上記①のとおり沿岸域を活性化するためには地方公共団体が中心となる必要があり、また、上記②、③に対応するためには既存の分野・縦割の枠を超えた総合的な取組が必要となるため、やはり地方公共団体が中心となる必要がある。なお、上記の①や②は主に地方圏を念頭に置いたものであるが、今後の検討においては都市圏や離島を含む様々な地域特性や、様々な課題領域への対応を可能とするよう、沿岸域総合管理のあり方を考える必要がある。また、上記③の海洋再生可能エネルギーの開発・利用等に係る調整については、地先の海域だけではなく、12海里に至る領海全体を含めた検討が必要である。

2) 沿岸域総合管理を進める上での問題点

我が国においては、「21世紀の国土のグランドデザイン」を受け、2000年には、「21世

紀の国土のグランドデザイン」推進連絡会議が、沿岸域圏の総合的な管理に主体的に取り組む地方公共団体等が計画を策定・推進する際のガイドラインとしての「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」（以下、「指針」。）を策定した。しかしながら、実際にはこの「指針」に沿った沿岸域圏の総合管理はほとんど行われなかった。その後、2007年に海洋基本法が成立し、同法第25条に「沿岸域の総合的管理」が初めて我が国の法令に規定され、国が推進すべき12の基本的施策の一つとして沿岸域総合管理が明確に位置づけられた。2008年には同法に基づき海洋基本計画が策定されたが、沿岸域総合管理については十分に記述されておらず、その後も沿岸域総合管理が十分に進展しているとは言いがたい状況にあった。

このように、我が国において沿岸域総合管理が十分に進展してこなかった背景として以下のような理由があると考えられる。

- ①上記「指針」は全体的に完成度が高く、沿岸域総合管理の概念をある程度明確に示している。しかし、沿岸域圏の範囲については、自然的条件に照らして全国を48区分としているが、これは社会・経済活動の実態に照らすと、沿岸域圏の範囲を広く設定し過ぎている。また、市町村の区域に海域が原則として含まれていないことや、市町村が地先の海を管理するための財源が手当てされていないこと等の制度上の問題に踏み込んでいない。このため、上記指針は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村や、沿岸域に関する多様な関係者の動きを具体的な沿岸域総合管理の実施に結びつけていくことができなかった。
- ②沿岸域総合管理が普及・拡大するための具体的なモデルとなる先行事例が存在しなかった。
- ③地方公共団体が沿岸域総合管理に取り組もうとしても、それに関するノウハウや財源が十分ではなく、これを支援する制度等沿岸域総合管理に関する制度が整備されなかったため、具体的な取組につながらなかった。

これらの内、①については、当財団が「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」事業（以下、「モデル事業」。）において別紙のとおり沿岸域総合管理の概念について改めて考え方を整理し、それに基づいて地方公共団体（特に市町村）に対して助言等を行っているところであり、実際の現場での有効性が実証されつつある。また、②についても、「モデル事業」等により、沿岸域総合管理の実施に強い意欲を有するいくつかの地方公共団体において徐々に具体的取組が始まりつつあるところである。沿岸域総合管理には地域の様々な関係者が関わるものであり、特にその実施開始に至るまでの形成過程においては、多様な道筋があり得るため、このようなボトムアップの取組は非常に重要であり、今後も、このような事例を積み重ねていくことが必要である。一方で、上記③のとおり、我が国における沿岸域総合管理の本格的な実施を目指すためには、国レベルでも積極的にそれを促進していく必要がある。

そこで、本事業においては、上記の問題点の内、③の沿岸域総合管理に関する制度の未

整備の問題を中心に検討する。

まず、上記③のとおり、地方公共団体が沿岸域総合管理に取り組もうとしても、それに関するノウハウや財源が十分ではないという問題がある。これに対して、「モデル事業」を通じた当財団による地方公共団体への支援はいくつかの先行的な事例に係る成果を挙げているところであるが、民間団体によるこのような取組では、それ以上の普及・拡大には限界がある。従って、沿岸域総合管理の全国規模での展開を図るためには、国から地方公共団体に対し、沿岸域総合管理のノウハウに関する技術的支援やそれを実施するための財政的な支援が必要である。しかしながら、このような沿岸域総合管理に関するこのような支援等を規定する制度については、これまで政府の懇談会等で必要性が指摘されながら、未整備である。

また、沿岸域総合管理を推進するためには、地方公共団体が陸域と海域に対して一体的に施策を講じることが必要となるが、これを促進するためには、地方公共団体が陸域のみならず、海域についても一定の管理を行うことを可能とするように制度上の措置を講じることが必要である。特に問題となる点として、以下が挙げられる。

- － まず、海洋法条約の発効を踏まえた湾内や直線基線の内側の水域等の内水の扱いについて、これらが住民にとって身近な「海域」であるにも関わらず、一般に地方公共団体（特に市町村）による管理の対象となっていない等、未だ基本的な対応が十分になされていない。また、地方公共団体が「海域」をその行政の対象とする場合には、当該海域における現状調査を含む様々な費用が生じるが、そのための財源も確保されていない。
- － また、昨年度および本年度の本事業における「沿岸域管理をめぐる制度の実態の把握・整理」に関する調査等で指摘されているとおり、領海において、個別の公物管理法による管理の対象外となっている海域の管理に関する法制度が未整備であり、地方公共団体による海域管理の根拠となる法制度が存在しない（海はいわゆる法定外公物として扱われている）。

（２）今後取組むべき課題 ～沿岸域総合管理の制度化

上記（１）１）のような沿岸域総合管理の必要性を踏まえ、また、（１）２）のような現状に鑑みると、沿岸域総合管理の実施に向けた地域の多様なボトムアップの取組を促進するとともに、沿岸域総合管理に関する制度を具体化していくことが必要である。制度化の内容については今後検討していく必要があるが、現時点では以下の内容が考えられる。

①地域が主体となった沿岸域総合管理に関する指針・支援の制度化

- ・国が沿岸域総合管理の新たな指針を定め（「モデル事業」等でのこれまでの考察を踏まえて、上記「指針」を改定したものを新たな指針として策定）、国の技術的・財政的支援の下で、地方公共団体（都道府県又は市町村）が、「沿岸域総合管理計画」を策定し、実施する。

②住民にとって身近な「海域」（内水）の地方公共団体（特に市町村）への編入

- ・市町村の沿岸域総合管理への取組を促進するため、閉鎖性の高い内湾、島の内海など、住民にとって身近な「海域」の地方公共団体（特に市町村）の行政区域への編入を行い、地方交付税の算定基礎とするための制度的対応を検討する。
- ・なお、③による領海に関する法制整備と平行して、湾内や直線基線の内側の水域等内水である「海域」の法的位置付け及び地方公共団体（特に市町村）による管理の根拠について整理することが必要である。

③領海内の海域管理に関する法制整備

- ・地方公共団体が主体となった沿岸域総合管理を推進するため、領海内の海域管理に関して、国と地方公共団体（都道府県、市町村）の役割分担を明確化し、地方公共団体による一定の海域管理を可能とする等の法制を整備する（なお、上記（1）1）を踏まえ、12 海里に至る領海全体を含めた検討が必要）。管理の内容としては、既存の公物管理法や本事業による「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備についての提言」の内容等を踏まえ、基本方針の策定、海域計画の策定、区域指定、占用許可、行為の制限等を検討する。

第3章 まとめ

平成19年の海洋基本法制定により、政府の海洋政策への取組みは、制度・体制の両面で大きく強化された。総合海洋政策本部のリーダーシップの下、関係省庁の連携により、大陸棚の延長申請、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定、海賊処罰・対処法の制定、離島の保全・活用を推進するための「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」の制定など、我が国の海洋政策はその時々ニーズに応じて着実な対応を行ってきた。

しかし、空間としての海洋の開発、利用、保全等を総合的に進めるための仕組みづくりには、まだ手がついていない。このことから、当財団は、平成19年度から平成22年度まで、排他的経済水域等の総合的な管理に関する調査研究に取り組み、必要な法制の整備に関する提言を作成し政府に提出した。

平成23年度からは、同じく空間としての海洋の総合的な管理に関して大きな課題である沿岸域総合管理の制度のあり方について検討を行っている。

本年度の調査研究においては、前年度に引き続き、沿岸域管理をめぐる制度の実態の把握・整理を進めるとともに、沿岸域管理をめぐる問題点、課題の把握・整理を行った。その結果、沿岸域管理をめぐる国内の法制度等について詳細に実態を整理し、沿岸域管理をめぐる問題点、課題を整理した上で、今後検討すべき沿岸域管理の制度のあり方について、①地域が主体となった沿岸域総合管理に関する指針・支援の制度化、②住民にとって身近な「海域」（内水）の地方公共団体（特に市町村）への編入、③領海内の海域管理に関する法制整備、の3つを柱として検討するという方向性を示すことができた。

次年度においては、上記の方向性を踏まえて沿岸域管理の制度のあり方について具体的な検討を進め、最終年度である平成26年度に政策提言を行うことを目指すこととしている。

關係資料

=== 目 次 ===

I. 沿岸域管理に関する国内主要法令の整理	14
I-1. 国・都道府県・市町村の役割分担	15
I-1-1. 海岸法	15
I-1-2. 港湾法	16
I-1-3. 漁港漁場整備法	16
II. 海域管理に関する国内制度の実態の把握・整理	18
II-1. 海域の管理主体と法制度	18
II-1-1. 海域管理における区域指定	18
II-1-2. 区域指定の現状と一般海域	18
II-2. 国有財産としての海洋	24
II-3. 地方公共団体の行政区域の範囲	24
II-3-1. 地方公共団体と海域の扱い	24
II-3-2. アメリカにおける国と州の管轄海域区分	25
II-3-3. 我が国の地方公共団体の行政範囲	26
II-4. 海域の地方公共団体の行政範囲への編入	26
II-4-1. 海域の編入事例	26
II-4-2. 東日本大震災・津波における海底ガレキ処理と海域管理	27
II-4-3. 海洋基本法フォローアップ研究会の提言	27
II-4-4. 海域の地方公共団体の行政範囲への編入に関する議論	29
II-5. 地方公共団体による海域管理の条例制定状況	29
III. 諸外国の沿岸域管理制度の現状・動向の整理	33
III-1. 米国	33
III-1-1. 沿岸域法制度における連邦と州との歴史的関係	33
III-1-2. 統一的な海洋政策の実施	34
III-1-3. 沿岸域管理に関する補助金行政の仕組み	35
III-1-4. 国家規模での海洋政策の拡大	36
III-2. 英国	39
III-2-1. 沿岸域の歴史的性質	39
III-2-2. 現行の国家レベルでの沿岸域管理	41
III-2-3. ヨーロッパ地域との関係	43
III-3. 仏国	45
III-3-1. 沿岸域管理政策の変遷と初期の沿岸域法制	45
III-3-2. 行政組織による管理と沿岸保全庁の設置	47
III-3-3. 最近の統合的管理に向けた取組み：グルネル第1、第2法の制定	48

-
- ・表 I-1 沿岸域管理に関する国内主要法令（詳細）
 全般／産業活動／環境保全／輸送・交通安全／防災／文化／レジャー
 - ・地方公共団体による海洋・沿岸域管理に関する条例等一覧

I. 沿岸域管理に関する国内主要法令の整理

本章では、平成23年度委託調査において一覽的に整理した沿岸域管理に関する国内法令の内、地域を主体とする沿岸域総合管理と特に密接に関わる重要なものについて、人間の活動分野毎（全般、産業活動、環境保全、輸送・交通安全、防災、文化、レジャー等）に類型化しつつ、法令の目的、沿岸域管理に関する具体的内容（計画策定、空間の管理（公物管理・区域指定等）、行為規制、振興・助成等）について一覽で整理を行った。

対象となる法律については、詳細を別途表I-1に示すが、表I-2に示すとおり、全般（21）、産業活動（14）、環境保全（14）、輸送・交通安全（8）、防災（5）、文化（2）、レジャー（2）の計66となった。

表I-2 沿岸域管理に関する国内主要法令

活動分野	法律名
全般	国土形成計画法、国土利用計画法、領海及び接続水域に関する法律、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、河川法、公有水面埋立法、都市計画法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、国有財産法、地方自治法、地方拠点法、農村漁村活性化法、首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏開発整備法、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律
産業活動	漁業法、海洋水産資源開発促進法、沿岸漁場整備開発法、持続的養殖生産確保法、漁船法、水産業共同組合法、六次産業化法、工場立地法、企業立地促進法、総合保養地域整備法、観光圏整備法、鉱業法、砂利採取法、採石法
環境保全	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律、水産資源保護法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、自然再生推進法、自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、環境影響評価法、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律
輸送・交通安全	港則法、海上衝突予防法、海上交通安全法、海上運送法、港湾運送事業法、内航海運業法、船舶法、水先法
防災	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくり法
文化	文化財保護法、景観法
レジャー	遊漁船業の適正化に関する法律、小型船舶登録法

I-1. 国・都道府県・市町村の役割分担

国・都道府県・市町村の役割分担について計画策定、空間の管理（公物管理、区域指定等）、行為規制についてそれぞれの特徴を概観する。

計画策定については、国において基本方針を定め、それに基づいて都道府県や市町村等での計画が策定される法令は、国土利用計画法、海岸法、港湾法、森林法、沿岸漁場整備開発法、企業立地促進法、観光圏整備法、総合保養地域整備法、水質汚濁防止法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法等、数多く見られる。例えば、国土利用計画法では国が全国計画、都道府県が都道府県計画、市町村が市町村計画を定めることとなっている。また、海岸法では国が海岸保全基本方針、都道府県が海岸の保全に関する基本計画を定めることとなっている。また、これらの法令の多くは、海岸法や有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律にみられるように、都道府県レベルの計画のみで市町村レベルの計画がないような場合には、都道府県が計画を策定する際に関係市町村の意見聴取をすべきことが定められている例が多くみられる。

空間の管理（公物管理・区域指定等）については、国のみが関与している法令として、首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏開発整備法、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線保全及び拠点施設の整備等に関する法律、鉱業法等がある。首都圏・近畿圏・中部圏の各整備法については、各圏内の区域指定を国が行うこととなっている。排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線保全及び拠点施設の整備等に関する法律では低潮線保全区域や特定離島港湾施設を国が指定および管理を行う。国と地方自治体の双方が関与している例として、河川法、地方自治法、水産資源保護法、自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等がある。河川法では、国が一級河川、都道府県が二級河川、市町村が準用河川を指定し、管理することとなっている。さらに、地方自治体について都道府県および市町村の特徴をそれぞれ概観すると以下のようなになる。都道府県が区域指定等を行う例として、海岸法、都市計画法、瀬戸内海環境保全特別措置法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等、市町村が区域指定等を行う例としては、文化財保護法、景観法等がある。都道府県に比べて、市町村が空間の管理に関与している割合は、ここで整理した沿岸域管理に関する国内主要法令でみた場合には、低いと言えよう。

行為規制については、国が許可等を行う法令として、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律、海上交通安全法、海上運送法、港湾運送事業法、水先法等がある。輸送・交通安全に関する法律のなかに、国が許可等を行うものが多く含まれている。

都道府県が許可等を行う法令として、国土利用計画法、都市計画法、地方拠点法、沿岸漁場整備開発法、採石法等がある。国土利用計画法では規制区域については、土地売買等の契約を締結しようとする場合や権利の移転または設定後における利用目的等の届出については、都道府県が窓口となっている。ただし、申請は市町村経由と規定されている。

以下に、全般の中でも、特に公物管理に関する法律の中から、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法について概観する。

I-1-1. 海岸法

海岸法による「海岸保全区域」、「一般公共海岸区域」とも原則は都道府県知事が管理となっている。「海岸保全区域」については、市町村が管理することが適当であると認められる区域で都道府県が指定したものは市町村管理、「一般公共海岸区域」については、市町村と都道府県との協議により市町村管理となっている。

国土保全上極めて重要であり都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸については、国が海岸管理者となって直轄管理することも想定されている。現状では東京都小笠原村沖ノ鳥島の海岸のみである。

なお、直轄海岸と称されるものは、国が直轄工事で整備事業を実施する海岸のことで、現在、12箇所が指定されている。

I-1-2. 港湾法

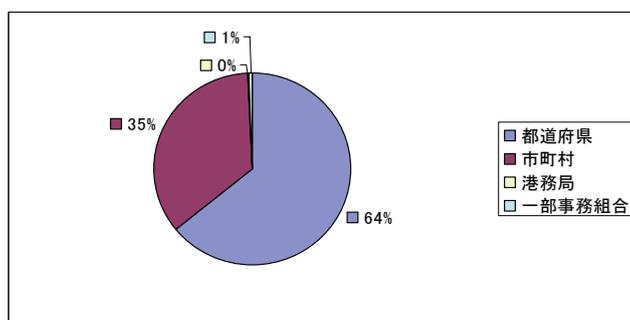
港湾法では各港湾に港湾管理者がおかれ、「港湾区域」「港湾隣接区域」「臨港地区」等を管理している。港湾管理者については、平成24年4月時点での港湾数と港湾管理者をみると表I-3のようになる。

港湾管理者の内訳をみると都道府県 600、市町村 328、港務局 1、一部事務組合 6 となっており、その比率は図I-1のようになり、都道府県が6割強を占めている。

表I-3 港湾数と港湾管理者

区 分	総数	港 湾 管 理 者					都道府県知 事
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	—
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	—
重 要 港 湾	103	83	16	1	3	103	—
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
地 方 港 湾	809	505	304	0	0	809	—
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
計	935	600	328	1	6	935	—
56 条 港 湾	61	—	—	—	—	—	61
合 計	996	600	328	1	6	935	61

(出典：港湾管理者一覧表 平成24年4月1日 国土交通省港湾局)



図I-1 港湾管理者の属性比率（都道府県、市町村等）

I-1-3. 漁港漁場整備法

全国には約 3,000 弱の漁港があり、漁港の種類や所在地等に応じ、都道府県、市町村が漁港管理者となっている。その内訳は表 I-4 にみるように、合計では都道府県 867 に対し市町村が 2,044 と市町村管理が多くなっていることがわかる。また漁港の種類は、第一種漁港（その利用範囲が地元の漁業を主とするもの）、第二種漁港（その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの）、第三種漁港（その利用範囲が全国的なもの）、特定第三種漁港（第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で、政令で定めるもの）、第四種漁港（離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの）にわかれている。この漁港種類別では第一種漁港のみが都道府県 351 に対して市町村 1,848 と多くなっているが、その他の第二種、第三種、特定第三種ではいずれも都道府県管理が多く、第四種漁港では市町村管理はなく、都道府県管理のみとなっている。

表 I-4 漁港種類と管理者

指定漁港数一覧表

平成24年10月1日現在

漁港種類	計	管 理 者 別							
		本 土	北海道	離 島	沖 縄	奄 美	小笠原	都道府県	市町村
		(うち半島)		(うち北海道)					
第 1 種	2,199	1,533	214	371	73	30	0	351	1,848
第 2 種	499	387	30	76	7	0	0	309	190
第 3 種	101	76	18	7	1	0	0	96	5
特定第3種	13	13	0	0	0	0	0	12	1
第 4 種	99	30	20	38	7	5	2	99	0
合 計	2,911	2,039	282	492	88	35	2	867	2,044

特定第3種 漁 港：八戸・気仙沼・石巻・塩釜・銚子・三崎・焼津・境・浜田・下関・博多・長崎・枕崎
北海道地域の漁港は離島漁港(27港)を含むため、内訳の合計と計は一致しない。

(出典：漁港一覧総括表(平成 24 年 10 月 1 日現在)、水産庁 website
http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/index.html)

II. 海域管理に関する国内制度の実態の把握・整理

II-1. 海域の管理主体と法制度

II-1-1. 海域管理における区域指定

海洋は、陸上とは異なり私有財産制度が適用されず、明治の近代国家以来、国有であることは周知のとおりであるから、管理主体は国ということができる。その海洋は自然公物であり、自由使用が原則である。その自由使用を制限するための一般的な条件としては、個別の立法でのみ、事前に、国民の自由な使用を制限することが可能とされる。

次に海洋の管理、とりわけ主権が全面適用される 12 海里内の領海ではどのようになされているかをおさらいしてみると、次のようになろう。

まず、既存の法制度に基づいて区域指定がなされ、その区域については管理者が存在する海域があるが、それらは表 II-1 のようである。

なお、このほかに、海域における排他的利用で区域がマップ上に表示可能なものとして漁業法にもとづく漁業権区域（共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権）があるが、これは一般海域にまで設定されている例もあるほか、その海域の管理権限を漁業権者が保有しているものではないので、区域が設定されているといっても性格が異なる点に留意する必要がある。

さらに、日本周辺海域のマップ上での情報公開はなされていないが、領海のみならず主権的権利の及ぶ排他的経済水域（EEZ）・大陸棚を対象に、鉱業法にもとづく鉱区の設定がなされている。その許認可は経済産業大臣が行うもので、鉱区保有者がその鉱区での探査、採掘を行う権利が認められている。ただし、許可された鉱物の種類に対してだけ有効な排他的権利であって、それ以外の海域利用活動を排除するものではない。¹

表 II-1 海域における区域指定と根拠法、管理者等

根拠法	区域指定	管理者
港湾法	港湾区域	港湾管理者
海岸法	海岸保全区域 一般公共海岸区域	海岸管理者
漁港漁場整備法 ²	漁港区域	漁港管理者
水産資源保護法	水産資源保護水面	市町村
自然公園法	海域公園 ³	公園管理者
鳥獣保護法	鳥獣保護区 ⁴	鳥獣保護区管理員

(出典：各関連法令より抽出、整理)

¹ 鉱業法は昭和 25 年に制定されたものであったが、60 年ぶりに改正され、先願主義などが改められた。鉱区図などの鉱業原簿は所定の手数料を支払って請求すれば閲覧できるが、他の区域指定のマップほど簡便に入手しやすい性質のものではない。

² 旧漁港法と旧沿岸漁場整備開発法を改廃したもの。

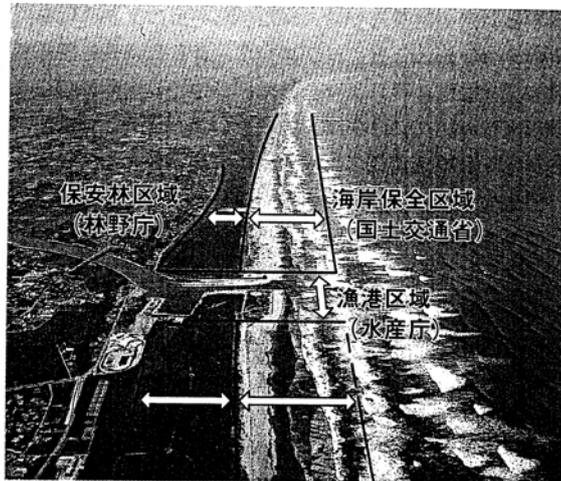
³ 2009 年に自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案が可決、2010 年施行により、旧海中公園、海中特別地区を統合したもの。

⁴ 海域に関しては、藤前干潟のほか、南鳥島、男女群島など離島全体が指定されている例がある。

II-1-2. 区域指定の現状と一般海域

上記のような区域指定がなされたうえで管理者が存在し、管理業務が実施されている海域以外の海域のことは、「一般海域」と呼ばれる。

そこで、以下に、九十九里浜、駿河湾、東京湾、伊勢湾における区域指定の状況と一般海域の関係を図示する。



九十九里浜における海岸線の所管省庁の区割り

図II-1 九十九里浜における海岸線周辺の区域指定（区域指定の沖合側は一般海域）
（出典：一般社団法人海洋産業研究会蓄積資料）



図II-2 静岡県の海岸線周辺における区域指定の現状
（区域指定の沖合側は一般海域）
（出典：静岡県資料）

九十九里浜の写真にある地域では、海岸保全区域のあった海岸に掘り込み式の漁港が建設されて漁港区域ができ、他方で、海岸線に沿って林野庁の管理による保安林の区域が陸上に存在するので陸域と海域にまたがる沿岸域の総合的管理のうえでは、管理体系が輻輳している。

また、静岡県海岸線の管理は、上表に記した港湾区域、漁港区域、海岸保全区域などが複雑に入り組んで設定されている実情が分かるが、湾内の区域指定以外の海域は一般海域にあたる。ちなみに、駿河湾の湾口にあたる伊豆半島の石廊崎と御前崎を結ぶ線が領海の直線基線となっており、駿河湾内は国際法上は内水となっている。

次ページより、東京湾、伊勢湾、大阪湾における海域指定の状況を図示する。

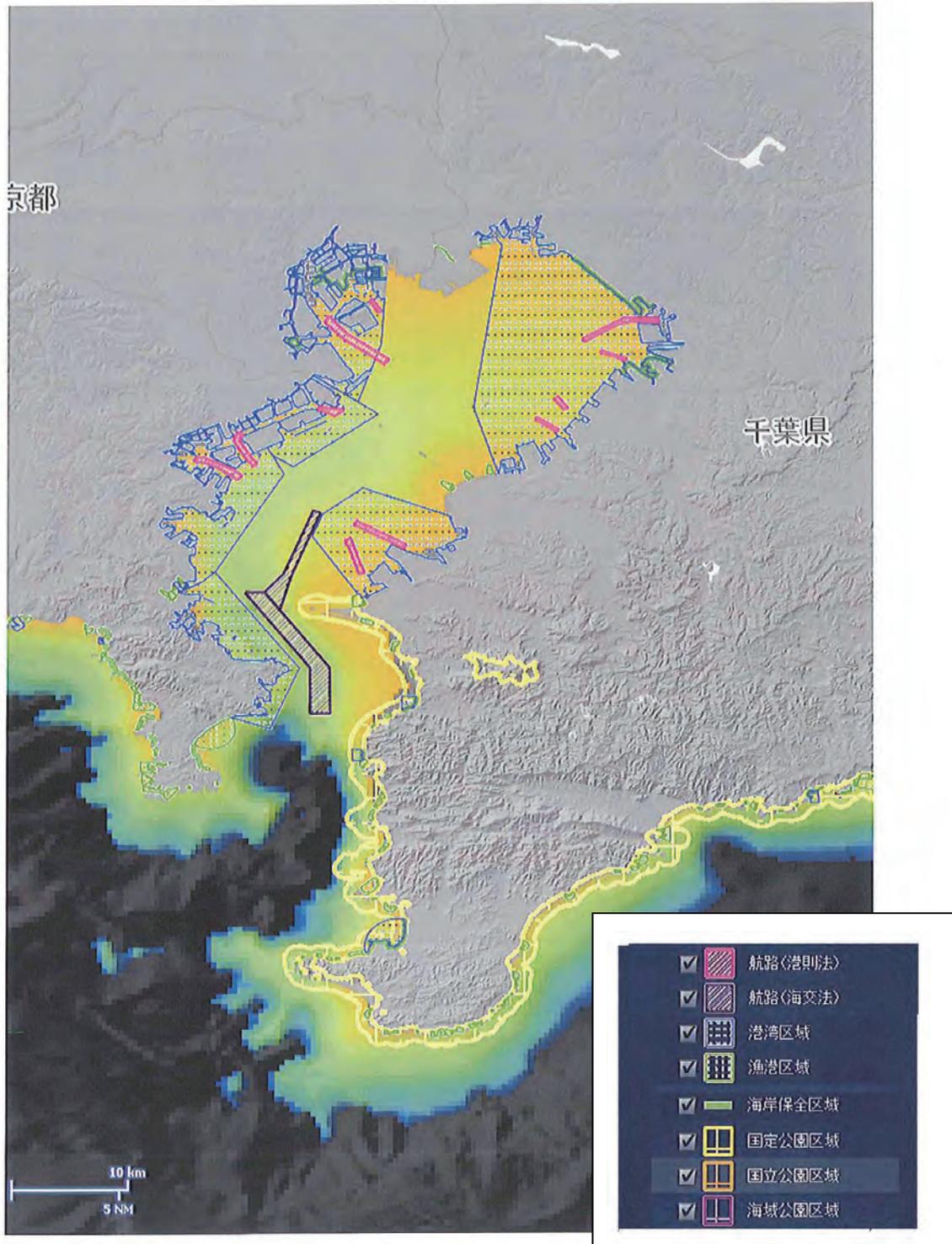
まず、東京湾の海域では、その面積の約6割が港湾区域で占められているのが特徴であり、湾の総合的管理の上で港湾区域およびその管理者が果たす役割が非常に大きい。他方、伊勢湾の場合は、海域面積が東京湾よりもはるかに大きいせいもあって港湾区域の占める割合は少ない。ここでも湾中央部のほとんどの海域が一般海域になっている。この状況は、大阪湾においても同様である。

静岡県の海岸線のなかの遠州灘や、九十九里浜、そのほかの太平洋側や日本海側にも多く存在する開放性の海岸における指定区域の沖合側の海域は、領海までの海面が一般海域となるわけである。

ところで、区域指定のない海域、すなわち、「一般海域」と呼ばれる海面は特定の管理者が存在せず、公有水面すなわち国有財産としての管理しかなされておらず、この海域での利用活動に関する許認可や手続きについては法律的に未整備状況にあると見てよい。

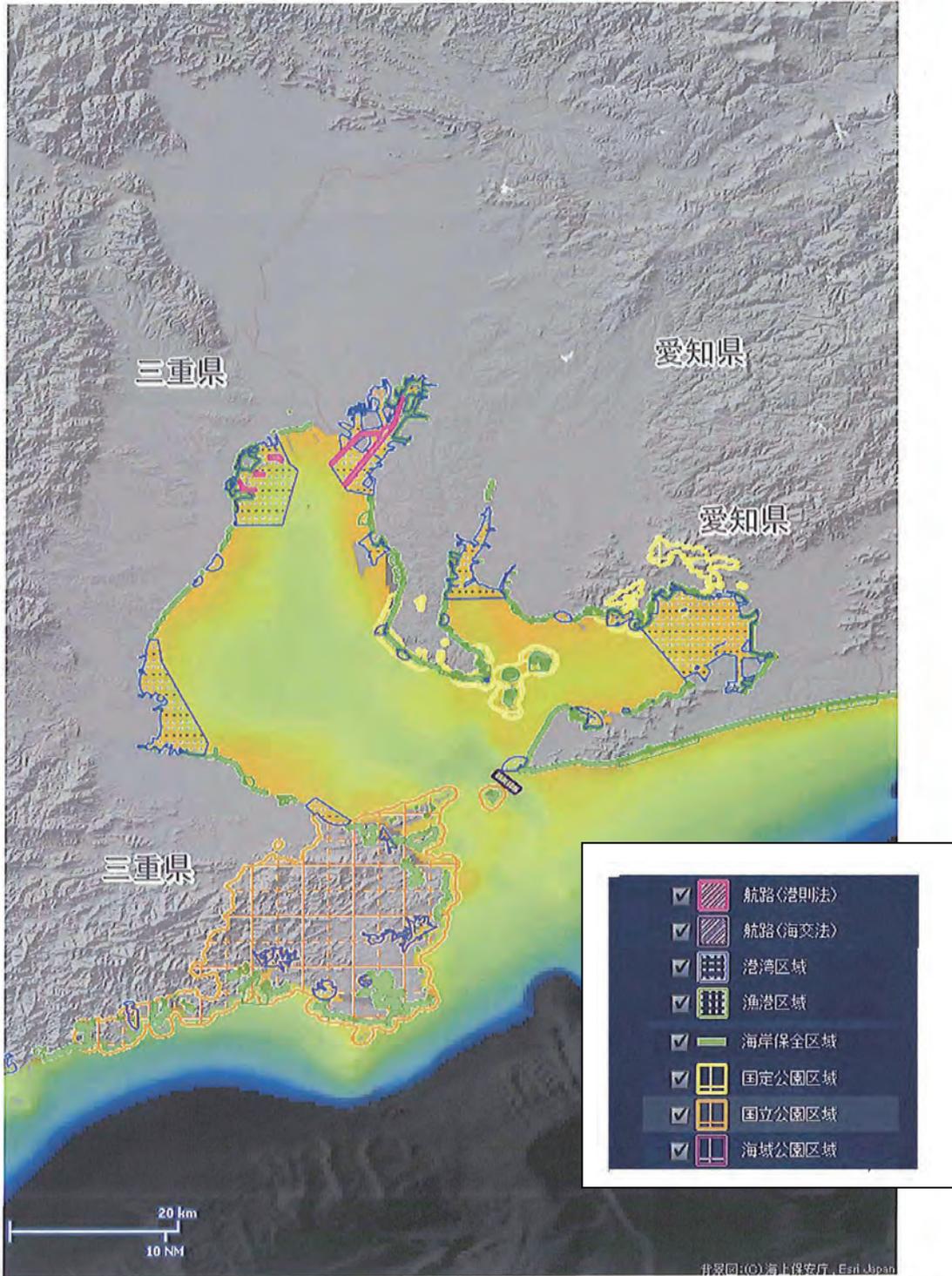
しかしながら、これらの一般海域においても、魚群を追いかけ漁場が形成される海域での漁業操業が大臣許可あるいは知事許可によってなされている場合が多く、機能的にはそうした人間活動の許可対象の空間が領海を超える場合もある。他方、最近推進されつつある洋上ウィンド・ファームなどが沖合に向かって大規模に展開される場合は、一般海域において立地がなされる可能性も高く、今後の海洋の開発利用の促進あるいは海洋環境の保全を含めて、同海域における海洋管理の法制度の整備が求められる。

海洋政策支援情報ツール(海洋台帳)



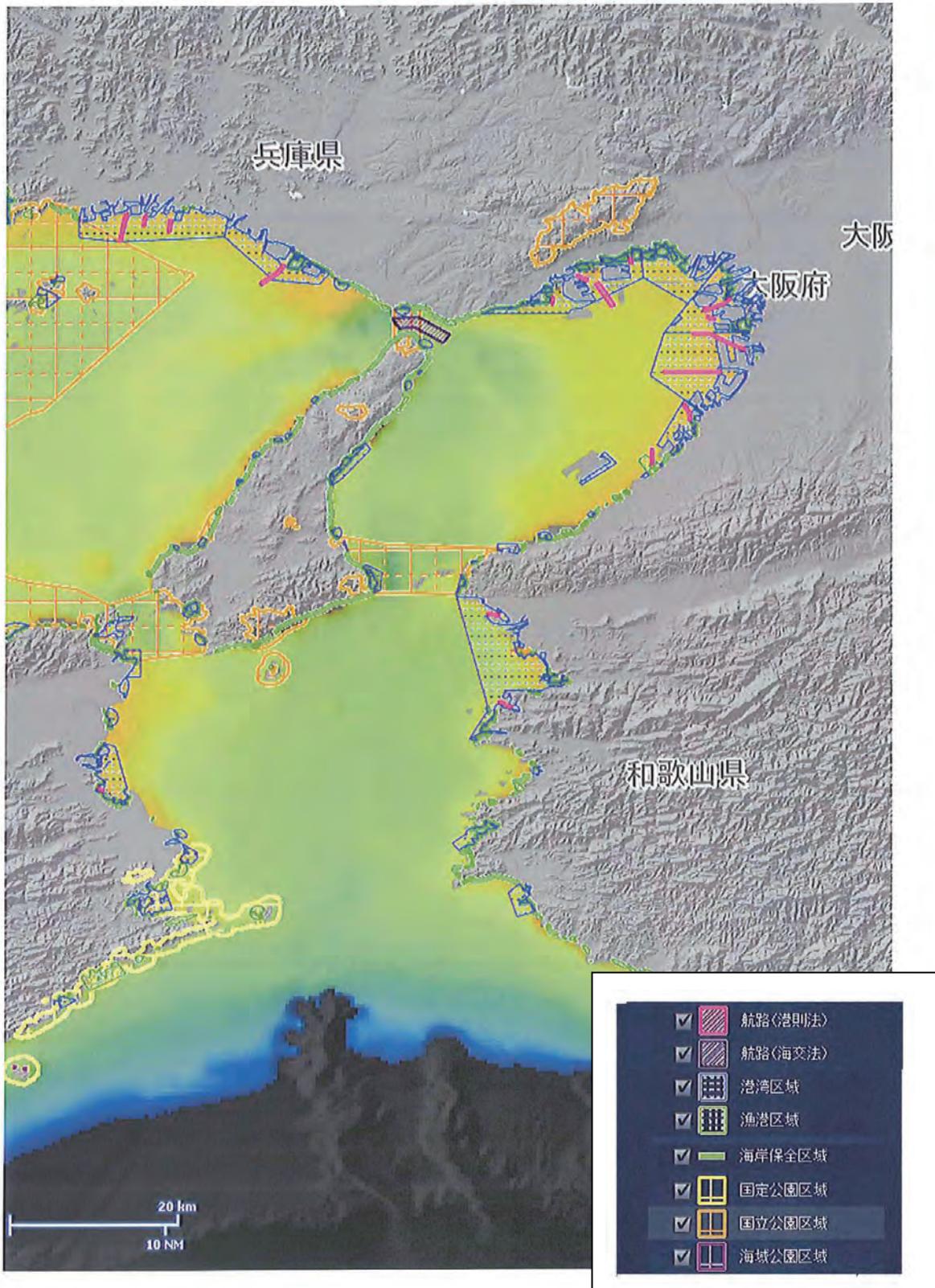
図Ⅱ－3 東京湾の区域指定状況（指定区域以外の海域は一般海域）

海洋政策支援情報ツール(海洋台帳)



図Ⅱ－４ 伊勢湾の区域指定状況（区域指定以外の海域は一般海域）

海洋政策支援情報ツール(海洋台帳)



図Ⅱ－5 大阪湾の区域指定状況（区域指定以外の海域は一般海域）

II-2. 国有財産としての海洋

前述のように、海洋は国有財産であるが、それは、明治5年の太政官達（S. 52 領海法の制定まで領海3海里の根拠）の次の文書が出発点である。

「諸港湾並諸湾内ハ勿論周囲ノ外海島嶼岬角ヨリ以外三里ハ我所轄ト相心得可申事」

そして、明治7年には、「地所名称区別」で海を官有地第3種とした。さらに、大正4年の大審院で、「海面ハ行政上ノ処分ニ依ル一定ノ区域ヲ限り私人ニ之レカ使用又ハ埋立開墾等ノ権利ヲ得セシムルコトアリト雖モ海面ノ儘之ヲ私人ノ所有トナスコトヲ得サルハ古今ニ通スル当然ノ理ナリ」とされた。（アンダーラインは筆者）⁵

II-3. 地方公共団体の行政区域の範囲

II-3-1. 地方公共団体と海域の扱い

次に、国有財産たる海洋が、地方公共団体の管轄区域に属するかどうかについてみてみる。すなわち、海洋および沿岸域管理における国と地方公共団体との役割の検討のうえでの基礎となる論点である。

これについては、「府県の区域は何れかの市町村の区域の属し、いずれの市町村にも属さない区域はあり得ない。いずれの府県でも市町村の義務として漁業税を徴収しているから、海上は市町村の区域である。」とする積極説がある一方、「明治11年の郡区町村編成法は戸口のある地域のみで海面は戸口がないから区域ではありえない。新たに生じた埋立地を所属未定地として市町村区域に編入手続きするので、海面は区域ではないのは明らかである。海上では府県・市町村の区域及び境界は定まっていないから区域とは言えない。府県知事が海上警察権を有し漁業に関する行政権を行使するのは行政官庁としての管轄区域によるもので、そのことから直ちに海面が区域に属することにはならない。」としてこれを認めない消極説とがある。

しかしながら、判例では、領海はこれに接続する府県・市町村の区域に属するという立場をとったものはいくつかあり、消極説をとったものは皆無で、学説でも、著名な公法学者や実務家が積極説によっていたので、全体としては積極説が有力であった。

そして直近では、海洋基本法フォローアップ研究会での内閣官房総合海洋政策本部事務局長の発表で、次のように、海域も市町村の区域に含まれるとの政府見解が、改めて表明されている。

⁵ 海洋の法制度等については、この分野の記念碑的文献といえる、総合研究開発機構「新海洋時代に対応する海洋開発関連法制に関する研究」昭和56年8月、に詳しい。

6. 定住自立圏構想、過疎地域の自立・活性化のための沿岸域政策の推進

海洋基本法は、沿岸の海域及び陸域は自然的社会的条件から見て一体的に施策が講じられる必要があると定め、また、地方公共団体は、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する、と定めている。しかしながら現行制度では、それが陸域に大きく囲まれていても、海域は市町村域には含まれない。これは、沿岸自治体・住民と地先の海との密接不可分な関係や海洋基本法により構築された新たな法的枠組みから見て不適切である。

(総合海洋政策本部、国土交通省、総務省、経済産業省、環境省 等)

対応の方向性

- ・ 海域も市町村の区域に含まれていると解されており、地方自治法上の手続により、海域における市町村の境界の画定・変更は可能である
- ・ 地域間の情報共有を促すことを目標とした、各地域における取り組みのベストプラクティスの取りまとめを行う予定

主な個別の施策・予算要求等

【総合沿岸域管理制度の導入】

- 各地域における取り組みのベストプラクティスの取りまとめを行うことを検討(内閣官房)

※【漁業協調型洋上風車の開発、離島・半島地域における導入促進】

- H21年度に行った調査により検討、課題の整理を行った。引き続き検討を進めることとなっている

(内閣官房)

(※は再掲項目)

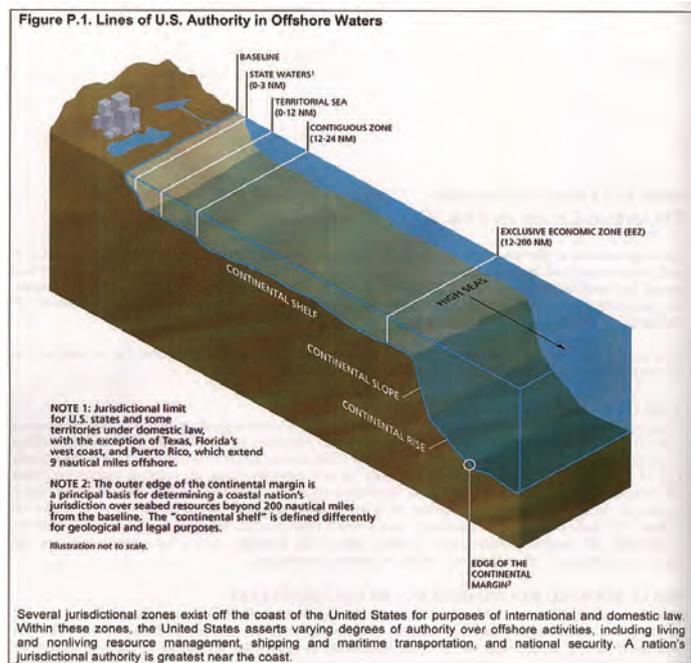
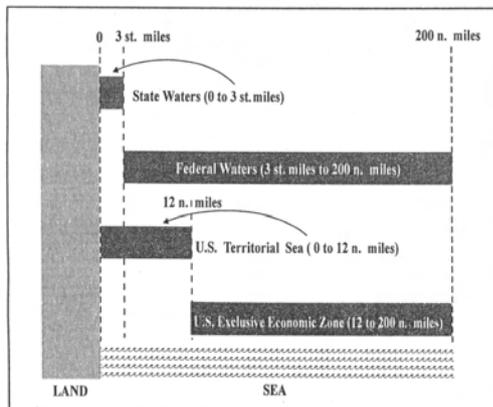
図Ⅱ－6 総合海洋政策本部事務局の見解

(出典：H22年10月13日 海洋基本法フォローアップ研究会における小野芳清・内閣官房総合海洋政策本部事務局長説明資料より)

Ⅱ－3－2. アメリカにおける国と州の管轄海域区分

なお、アメリカでは距離基準で、明示的に連邦政府と州政府の管理の範囲を区分していることはよく知られているところである。つまり、領海は12海里までで200海里の排他的経済水域(EEZ)も設定しているが、基線から3海里までは州の管轄で、それ以遠の200海里までは連邦政府の管轄水域とするものである。⁶

⁶ 後出のⅢ-1-1を参照。ただし、図中の注にもあるとおり、テキサス州とフロリダ州の西海岸すなわちメキシコ湾側およびプエルト・リコでは州の管轄水域は9海里までと例外規定がある。その理由や背景を明示した文献は必ずしも定かではない。なお、州管轄水域における海域利用と連邦管轄水域の海域利用との間で齟齬をきたしてはならないとする原理原則、いわゆる consistency principle、が適用されている。



図Ⅱ－７ アメリカにおける国と州との管轄水域の関係図

(左) 州政府・連邦政府の管轄水域区分と領海・EEZ (出典：(一社)海洋産業研究会蓄積資料)
 (右) 同 (出典：An Ocean Blueprint for the 21st Century, US Commission on Ocean Policy)

Ⅱ－３－３．我が国の地方公共団体の行政範囲

しかしながら、我が国の現実の国内政策及び法制度においては、海域は地方公共団体の行政境界の範囲には組み込まれていない。⁷

ところで、国から拠出される地方交付税の算出根拠として、人口などのほかに市町村区域の面積があるが、その面積数値は国土地理院による「全国都道府県市区町村別面積調査」にあり、そこでは、「市町村の面積は国土地理院発行の2万5千分の一地形図に表示されている海岸線と行政界で囲まれた地域を対象に計測したもの」との規定がある。そして、その場合の海岸線は、「満潮時の水涯線を表し、河川及び湖沼は陸域に含めます。海岸線と行政界が接合しない河口周辺は、海岸線の自然な形状に従って河口兩岸の先端を直線で結んで陸海の境としました。」とされており、海域は含まれていないのである。

Ⅱ－４．海域の地方公共団体の行政範囲への編入

Ⅱ－４－１．海域の編入事例

にもかかわらず、地方公共団体の区域への編入事例は実際には存在する。岡山県日生町から兵庫県赤穂市へ海域を編入した事例がそれである。これは境界変更に際して海域も対象にしたものである。(図Ⅱ－８参照)

⁷ たとえば地図上で瀬戸内海に県レベルの境界線と見間違ふようなラインが表示されているが、これはあくまで散在する島の島がどの県の側の市町村に属するかを示すためのものであって、海域における県の行政範囲の境界を示したものではない。東京湾、伊勢湾、大阪湾など全国の半閉鎖海湾においてもそれに接する都道府県および市町村の行政範囲としての海域区分はない。

○県の境界にわたる市町の境界変更

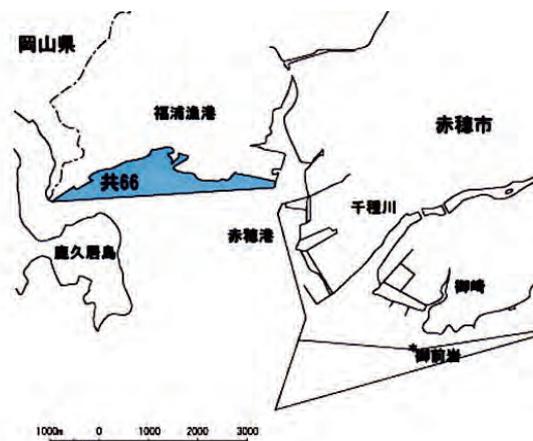
昭和38年7月17日
自治省告示第106号

地方自治法第7条第3項の規定により、岡山県和気郡日生町の次の区域を兵庫県赤穂市に編入する。

右の境界変更は、昭和38年9月1日からその効力を生ずるものとする。

兵庫県赤穂市に編入する区域

岡山県和気郡日生町大字福浦の区域(字二本桜、東山 嶼、入山口、向ヒ、名畑、舟木谷、前、背戸山、田ノ奥、鹿久居島及び取揚島の区域を除く。)及び大字福浦地先海面のうち真尾鼻尖端から網崎尖端まで引いた線以内の区域



図Ⅱ－８ 岡山県日生町から兵庫県赤穂市への海域編入の告示
(出典：自治省告示第106号、昭和38年7月17日)

Ⅱ－４－２．東日本大震災・津波における海底ガレキ処理と海域管理

ところで、東日本大震災における海域のガレキ処理の責任所在が、上記の区域指定のある海域では管理者が存在するので、たとえば港湾区域や漁港区域などでは船舶の着棧・離棧などの輸送業務や船舶航行に障害となる海底ガレキの調査や撤去作業が進められているが、一般海域では管理者が不在であるがために、その後も多くは放置されたままになっていた。

ただし、環境省では地方公共団体が海底ガレキを処理する場合、補助ができる仕組みを作ったとされるが、実際には、どこの市町村もそこまで取り組む余裕がなかったようで、これはあまり活用されなかったと伝えられる。また、区域指定のいかんにかかわらず、漁場については、その復旧のため、水産庁が経費の一定の割合を負担し、残りの経費を総務省が負担して実質的に100%補助の体制が作られ、一定の漁場復旧の取組が行われた。

したがって、完全に海底ガレキが放置されたままであったわけではないが、海域の管理の視点からすれば課題が浮き彫りにされたと言えよう。

Ⅱ－４－３．海洋基本法フォローアップ研究会の提言

そこで、「地方公共団体は、内水その他の身近な海を自らのものとしてまちづくりを行う

ために、必要な地先海面を市町村区域に編入し、編入された海域は地方交付税の算定基礎とするなど、地方交付税措置を充実させる。」との文面を含んだ提言が、平成23年5月に海洋基本法フォローアップ研究会から、下記のように発表されたのである。

東日本大震災復興に関する海洋立国の視点からの緊急提言

1. 陸域・海域を対象とした総合的な沿岸域の復旧・復興

今回の大震災の被害は、その多くが海からの津波によって惹起されたが、被災地域の住民の生活と産業は、海と深くかかわって成り立ってきた。したがって、その復興は、海域の利活用・開発が不可欠であるという視点に立って、海域の復旧、港湾・漁港や防波堤等の再建、地域社会や海に連なる産業の復興等に関して総合的に検討して、計画的に推進する必要がある。被災地域の復興は、陸域・海域を一体的に捉えた「沿岸域（復興）総合計画」を策定してこれに取り組むべきである。

このため、以下の事項を実施することを提言する。

- ① 陸域・海域を対象とする「東日本大震災沿岸域（復興）総合計画」（又は「同基本方針」）を策定・実施する。
- ② 被災各県及び各市町村は、①の総合計画（又は基本方針）に基づいて「〇〇沿岸域（復興）総合計画」を策定・実施する。国は、それに対して財政的・技術的支援を行う。（海洋基本法第25条「沿岸域の総合的管理」参照）
- ③ 地方公共団体は、内水その他の身近な海を自らのものとしてまちづくりを行うために、必要な地先水面を市町村区域に編入し、編入された海域は地方交付税の算定基礎とするなど、地方交付税措置を充実させる。これらの措置は、今回の地震による地盤沈下で水没した区域を市町村区域として維持する方策としても有効である。
- ④ 陸域とちがって管理者が不明確な部分の多い海域の瓦礫の撤去・処理等の対策、その取組体制を明らかにするとともに、必要な経費の助成を行う。
- ⑤ 相互に密接な関係を有している森・川・海を「沿岸域（復興）総合計画」に基づいて一体的、計画的に管理する。

（総合海洋政策本部、国土交通省、総務省、環境省など）

図Ⅱ－9 海洋基本法フォローアップ研究会、東日本大震災復興に関する海洋立国の視点からの緊急提言、平成23年5月

Ⅱ—4—4. 海域の地方公共団体の行政範囲への編入に関する議論

その後も、震災復旧の視点のみではなく、一般的に沿岸域の総合的管理の推進の視点からも、海域の市町村区域への編入をすべしとの主張が出てきている。⁸ たえば、海洋政策研究財団の「沿岸域の総合的管理モデルに関する研究」のモデル地域の一つである三重県志摩市の場合のように、英虞湾という閉鎖性海域が同市にのみ接しており、漁業資源管理や環境管理さらには市の観光関連産業の振興の点でも陸域と同様に一体的な管理を必要とする例が出始めている。⁹

海の国有財産性を根拠にその管理を機関委任事務で行う自治体があり、海は地方公共団体の区域との自治省見解をベースにして管理条例を設ける自治体もあるほか、機関委任事務制度の廃止により海域管理条例を制定した自治体も、別掲のように相当数ある。理論的に、国有財産法による管理は不可能ではないとされるが、公物管理の根拠としては必ずしも望ましくないとされる。そして、沿岸域の総合的管理の類型としては、1)首長管理主導型、2)公物管理者主導型、3)非権力主体主導型の総合的管理が考えられる、との指摘もある。¹⁰

Ⅱ—5. 地方公共団体による海域管理条例制定状況

沿岸の都道府県及び市町村における海洋管理に関する条例一覧を、別掲してあるが、その総括表1にも示したように、次のことが見て取れる。

第一に、条例総数は86件で、その内訳は都道府県が62件で、市町村は24件である。地方別分布としては都道府県レベルでは北海道から九州・沖縄までまんべんなく制定されているものの、九州・沖縄地方が14件/62件、中国地方が12件/62件であり、近畿がそれに続いて4府県で10の条例を制定している。この三つでちょうど62件の半分を占める。市町村レベルでは関東地方が9件/24件と多く、他を引き離している。

第二に、条例内容別の分布をみると、都道府県では、「b. レジャーボート管理」関係が19件/62件で約30%を占め、次いで「a. 一般海域」管理条例が11件/62件（約18%）を占める。これに対して、市町村レベルでは、「a. 一般海域」管理条例はゼロで、「c. 海岸・海浜・海水浴場」管理条例が6件/24件（25%）、「d. 環境保全」管理条例が6件/24件（25%）となっている。

第三に、制定年代別分布をみてみると、平成10年代が多く、都道府県レベルでも29条例（約47%）、市町村レベルでも14条例（約58%）で、したがって全体でもこの平成10年代が43件/86件と、ちょうど半分を占めていることが分かる。

なお、都道府県における、いわゆる一般海域に関する条例としては、制定年代に記すと次の11件があり、そのうち瀬戸内海に面するものが6件、九州が3件、その他が2件となっている。

⁸ 寺島紘士、海洋政策研究財団・東京海洋大学合同セミナー：沿岸域総合管理のモデルカリキュラム連続講義、沿岸域総合管理はなぜ必要か？ 平成24年10月4日、配布テキスト参照。

⁹ 本調査の姉妹版調査事業で、平成23年度報告書および刊行予定の24年度報告書を参照。

¹⁰ 来生新、海洋政策研究財団・東京海洋大学合同セミナー：沿岸域総合管理のモデルカリキュラム連続講義、沿岸域管理の考え方とその手法：国内関連法制概括、平成24年10月11日、配布テキスト参照。

三重県一般海域等管理規則（昭和43年11月1日）、広島県の海に関する条例（平成3年3月14日）、愛媛県の海を管理する条例（平成7年12月22日）、山口県一般海域の利用に関する条例（平成10年3月24日）、岡山県普通海域管理条例（平成10年6月30日）、熊本県一般海域管理条例（平成12年3月23日）、香川県一般海域管理条例（平成12年3月27日）、京都府海岸等管理条例（平成12年3月28日）、福岡県一般海域管理条例（平成12年3月29日）、大阪府一般海域管理条例（平成12年3月31日）、長崎県海域管理条例（平成16年6月25日）。

総括表2で、条例内容別と制定年代別のクロス集約が示されているが、ここでは、一般海域に関する条例制定は、平成年代に入って広島県と愛媛県が先行しながらも、平成10年代の制定が圧倒的に多い。そのほか、プレジャーボート関係、海岸・海浜・海水浴場の管理関係、環境保全関係、その他のどの条例内容別区分でも平成10年代が非常に多いことが見て取れる。放置艇の取り扱い問題の顕在化や一時的占用料規定など、沿岸域の管理にあたっての具体的な現場での課題がその時期に論議の俎上に上ったことを反映しているものと考えられる。

地方公共団体による海洋・沿岸域管理に関連する条例等一覧 総括表1

(条例総数/地域別分布/条例内容別分布/制定年別分布)

(作成：一般社団法人 海洋産業研究会)

分布区分	自治体区分	都道府県	市町村	計
条例総数		62	24	86
地域別分布	北海道	北海道 (3)		3
()内は条例の数	東北	青森県 (1) 岩手県 (3) 宮城県 (1) 秋田県 (1) 福島県 (1) 山形県 0	青森県外ヶ浜町 (1)	8
	関東	茨城県 (1) 千葉県 (1) 東京都 (1) 神奈川県 (2)	千葉県山武市 (1) 千葉県御宿町 (1) 神奈川県鎌倉市 (2) 神奈川県小田原市 (1) 神奈川県逗子市 (1) 神奈川県大磯町 (1)	14
	北陸	石川県 (1) 福井県 (1) 新潟県 0 富山県 0	福井県高浜町 (2)	4
	中部	静岡県 (1) 三重県 (2) 愛知県 0	静岡県静岡市 (1) 三重県尾鷲市 (1)	5
	近畿	京都府 (2) 大阪府 (3) 兵庫県 (2) 和歌山県 (3)	京都府京丹後市 (1) 兵庫県神戸市 (1)	12
	中国	岡山県 (3) 広島県 (3) 鳥取県 (1) 島根県 (2) 山口県 (3)		12
	四国	香川県 (2) 徳島県 (1) 愛媛県 (2) 高知県 (1)	愛媛県愛南町 (2) 愛媛県西予市 (1) 徳島県美波町 (1)	10
	九州・沖縄	福岡県 (2) 佐賀県 (1) 長崎県 (3) 熊本県 (1) 大分県 (1) 宮崎県 (1) 鹿児島県 (2) 沖縄県 (3)	福岡県福津市 (1) 大分県津久見市 (1) 沖縄県恩納村 (2)	18
条例内容別分布	a. 一般海域	11 17.4% (対62)	0 0% (対24)	11 12.79%
	b. フェリー・ボート	19 30.65% "	3 12.50% "	22 25.58%
	c. 海岸・海浜・海水	4 6.45% "	6 25.00% "	10 11.63%
	d. 環境保全	21 33.87% "	6 25.00% "	27 31.40%
	e. その他	7 11.29% "	9 37.50% "	16 18.60%
制定年別分布	昭和20年～29年	1 1.61% (対62)	0 0% (対24)	1 1.16%
(10年ごと)	昭和30年～39年	3 4.84% "	0 0% "	3 3.49%
	昭和40年～49年	3 4.84% "	1 4.17% "	4 4.65%
	昭和50年～59年	8 12.90% "	0 0% "	8 9.30%
	昭和60年～64年	1 1.61% "	0 0% "	1 1.16%
	平成元年～9年	13 20.97% "	5 20.83% "	18 20.93%
	平成10年～19年	29 46.77% "	14 58.33% "	43 50.00%
	平成20年～	4 6.45% "	3 12.50% "	7 8.14%
	不明	0 0% "	1 4.17% "	1 1.16%

地方公共団体による海洋・沿岸域管理に関する条例等一覧 総括表2

(条例内容別・制定年代別クロス集約)

(作成：一般社団法人 海洋産業研究会)

条例内容別 自治体 区分 制定年別	a. 一般海域		b. プレジャーボート		c. 海洋・海浜・海水浴場管理		d. 環境保全 (海浜保全、ウミカメ保護等)		e. その他 (土砂採取、占用料規定、花火規制等)		合計
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	
昭和20年 ~29年					(1) 北海道(S24)						1
昭和30年 ~39年					(1) 神奈川県(S34)				(2) 茨城県(S33) 鳥取県(S39)		3
昭和40年 ~49年	(1) 三重県(S43)		(1) 三重県(S49)			(1) 愛知県(S47)	(1) 神奈川県鎌倉市(S49)				4
昭和50年 ~59年						(8) 愛媛県(S55)、広島県(S55)、福岡県(S55)、香川県(S55)、大分県(S55)、岡山県(S56)、大阪府(S56)、山口県(S56)					8
昭和60年 ~64年						(1) 鹿児島県(S63)					1
平成元年 ~9年	(2) 広島県(H3)、愛媛県(H7)		(6) 岡山県(H3)、福島県(H4)、静岡県(H4)、高知県(H12)、兵庫県(H13)、神奈川県(H13)、鳥取県(H14)、東京都(H14)、北海道(H15)、岩手県(H18)	(2) 横浜市長(H3、H7)	(2) 沖縄県(H2)、福井県(H5)		(1) 神奈川県大磯町(H7)	(1) 千葉県御宿町(H6)		(1) 福井県高浜町(H9)	18
平成10年 ~19年	(8) 山口県(H10)、岡山県(H10)、熊本県(H12)、香川県(H12)、京都府(H12)、福岡県(H12)、大分県(H12)、長崎県(H16)		(11) 広島県(H10)、長崎県(H10)、静岡県(H11)、高知県(H12)、兵庫県(H13)、神奈川県(H13)、鳥取県(H14)、東京都(H14)、千葉県(H14)、北海道(H15)、岩手県(H18)		(3) 福井県高浜町(H12)、沖縄県恩納村(H14)、千葉県山武市(H18)	(5) 和歌山県(H11)、青森県(H13)、秋田県(H15)、岩手県(H15)、石川県(H16)	(3) 京都府京丹後市(H16)、愛媛県西予市(H16)、福岡県糟津市(H17)	(5) 北海道(H12)、鹿児島県(H12)、鹿児島県(H13)、宮城県(H15)、和歌山県(H19)	(6) 大分県津久見市(H10)、沖縄県恩納村(H14)、神奈川県鎌倉市(H16)、青森県外ヶ浜町(H17)、愛媛県愛南町(H17)、三重県尾鷲市(H17)、神奈川県小田原市(H18)、神奈川県逗子市(H18)		43
平成20年 ~			(1) 和歌山県(H20)	(1) 愛媛県愛南町(H22)	(2) 神戸市(H20)、静岡市(H22)						7
不明										(1) 徳島県美波町*	1
合計	11	0	19	3	4	21	6	6	7	9	86

(注) 各種の()内の数字は件数、欄内の都道府県名の後ろに制定年を()で表記し、制定年の順に記載。*美波町の条例文はweb上、非公開のため不明。

Ⅲ. 諸外国の沿岸域管理制度の現状・動向の整理

Ⅲ-1. 米国

Ⅲ-1-1. 沿岸域法制度における連邦と州との歴史的関係

米国では、1950年代前半以降、沿岸域における海底の土地、または海底に賦存する非生物資源の帰属を決定する必要性から、没水地法（Submerged Lands Act）ならびに沖合大陸棚法（OCSLA：Outer Continental Shelf Lands Act）を制定した。この結果、大陸棚に存在する非生物資源の管轄は第一義的には連邦政府に属し、同時に、領海基線から沖合3海里を州政府による管轄が及ぶ州政府管轄水域（state waters）、沖合3海里以遠を連邦政府の管轄下に置く連邦政府管轄水域（federal waters）と定めることで、連邦ならびに州政府の行政管理権限を明確化した¹¹。

なお、米国では大西洋、太平洋、メキシコ湾などに面する沿岸国としての地理的特性を有しながら、国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea、以下「UNCLOS」）を批准していないものの、UNCLOSが国際社会における海洋法を規律する国際秩序として実効的であることを認識している¹²。UNCLOS第3条に掲げられているように領海の幅は12海里が上限であること、またUNCLOS第57条に記述される通り排他的経済水域（EEZ）は領海基線から沖合200海里までであるという国際的な了解を国内法の中でも明記しており、実質上、連邦政府が自らの主権を及ぼすことのできる管轄水域は3海里以遠、12海里の領海、200海里の排他的経済水域の外縁以内であると考えられている¹³。実際、UNCLOSが採択された1982年の翌年には大統領令でただちに排他的経済水域（EEZ）を設定している。なお、五大湖については沿岸州が管轄権を有し、連邦政府管轄水域は存在しない。

没水地法や沖合大陸棚法を国内における法的根拠として非生物資源の利用を早期から推進してきた米国では、過剰な開発行為に伴う沿岸汚染からの保全や総合的な海洋政策の遂行のため、海洋を管轄する独立政府機関の設置を求めるストラットン委員会（Stratton Committee）による1969年の報告書「Our nation and the Sea」の提出を受けて、1970年10月には商務省傘下に海洋行政機関としての海洋大気庁（National Oceanic and Atmospheric Administration、以下「NOAA」）が設置された。このNOAAの創設に当たっては、省庁再編について、例えば、運輸省の海事局（MARAD：Maritime Administration）、沿岸警備隊（USCG）、内務省傘下の地質調査所（USGS）、なども統合するかどうか、大激論が交わされ、結局、商務省の外局としてNOAAが設置されたという経緯がある。NOAAは、日本で言えば、気象庁、水産庁、海上保安庁の海洋調査部門に、沿岸域管理部門や海洋教育部門を加えたかたちの庁となったものである。

¹¹ テキサス州、フロリダ州メキシコ湾側においては、慣行上、州政府管轄水域の外縁が領海基線から3リーグ（9海里）と定められている。脚注6も参照。

¹² 最近では2012年5月23日には連邦議会上院の外交委員会公聴会において提出された書面証言で、国務省、国防省筋などから批准の必要性が述べられ、国防省からは引き続き連邦議会に対して批准の働きかけが行われていると報道されている。

¹³ 2008年7月1日に施行された連邦規則集（Code of Federal Regulations）33巻2.22条（v）参照。EEZについては同33巻2.30条（a）、（b）参照

Ⅲ－１－２．統一的な海洋政策の実施

1972年10月には、連邦政府は沿岸域管理法 (Coastal Zone Management Act、以下「CZMA」) を制定した。すでに州政府、連邦政府による行政管轄水域の区分が明確になっていたことを受けて、さらなる沿岸域の効率的な利用の阻害要因となるような連邦と州との間における対立を避けるため、同時代の国民、および次世代によって行われる、連邦内に存在する沿岸域の資源利用に関して、同法第303条(1)－(6)項に掲げる通り、以下の国家政策の推進が打ち出された。

表Ⅲ－１ CZMA 第303条の政策目標

①沿岸域の保存、保護、開発、または再生、増進	④国民、州政府、地方政府の参加と協働
②沿岸域資源の利用のため沿岸域管理計画を運用し、各州の履行を支援	⑤連邦、州、地方政府、国際機関相互の協調と情報提供
③特異な地理的性質を有する地域の天然資源の保護	⑥沿岸環境に影響する状況の変化への対応

同法は、連邦法であるCZMAを逸脱しない範囲において、各州が自らに特有な沿岸環境に配慮した州法（我が国でいえば都道府県の条例にあたる）を制定できるとしており、個別具体的な地理的、環境的特性に合致した沿岸域の範囲を制定し、その範囲を対象にした沿岸域管理計画 (Coastal Zone Management Program、以下「CZMP」) を各州が定めることができるとした¹⁴。

各州はCZMAにより、自らの州内において特有のCZMPを制定するために計画策定を行い、連邦の承認を得た上で、管理に対して必要と判断された助成部分を補助金として受け取ることになる。このCZMAの対象は、沿岸域に面する州、または五大湖を擁する州の他、准州としてヴァージン諸島、北マリアナ諸島、グアム、プエルト・リコの計34の州と地域に及ぶ¹⁵。各州では、前述のように、独自に沿岸域管理に関する法整備を行うことができ、自らの州の管理、保全状況に応じて補助金交付のための管理計画を連邦政府に提出することが許されているわけだが、CZMAの対象となった31の州のうちで最も遅く管理計画が連邦政府に提出されたのは、つい最近の2012年1月であり、この時の提出主体はミシガン湖畔の沿岸域を擁するイリノイ州であった。

CZMPの特徴としては、具体的には、連邦政府が沿岸資源を管理するために州および地方政府に対して補助金を交付できること、また連邦政府の直轄事業、あるいは連邦機関によって許認可を受けた民間事業であっても、実施地を管掌する州ごとのCZMPに沿った計画を履行する必要があること（「Federal Consistency」と呼ばれる）という2点が挙げられる。

¹⁴ 1976年にはワシントン州が初めて海岸線管理法 (Shoreline Management Act of 1971) を、カリフォルニア州が沿岸域管理法 (California Coastal Act) を制定し、CZMPである沿岸プログラム (Washington's Coastal Program) が連邦政府から認可された

¹⁵ アラバマ、カリフォルニア、コネティカット、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、イリノイ、インディアナ、ルイジアナ、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ノースカロライナ、オハイオ、オレゴン、ペンシルヴァニア、ロードアイランド、サウスカロライナ、テキサス、ヴァージニア、ワシントン、ウィスコンシン
の31の州が含まれる。なお、アラスカ州は沿岸域を有する各州が任意に参加する国家沿岸域管理計画 (National Coastal Zone Management Program) から2011年7月に離脱した。

Ⅲ－１－３．沿岸域管理に関する補助金行政の仕組み

2001年1月8日、海洋大気庁（NOAA）は CZMA に記載されていた従前の「Federal Consistency」に関する規則を修正した。この修正は、1990年に新たに公布された沿岸域法再承認修正案（Coastal Zone Act Reauthorization Amendments）ならびに1996年の沿岸域保護法（Coastal Zone Protection Act）に基づくものであり、1990年の修正案はすべての連邦機関において、CZMA が規定する「Federal Consistency」の対象となり、例外あるいは免除は認められないとするものであった。ここで、米国における沿岸域の利用においては、制度上は連邦政府の下部に置かれている州政府による個別計画が、連邦政府による事業の方向性をも決定するという方針が定まった。

NOAA 内には海洋沿岸資源管理局（The Office of Ocean and Coastal Resource Management、以下「OCRM」）が設置され、CZMA の対象となる管理計画への認証を管轄している。各計画への助成は CZMA の第 306、306A、309 条によってそれぞれ規定されており、各条項に定める要件は下記の通りである。

表Ⅲ－２ CZMA が対象とする計画の要件

条文番号（初の制定年）	内 容
306（1972）	手続規定（1990年の改正により、計画の承認には9の特定要素（下述：309条に明記）を包含することが必要となった）
306A（1980）	沿岸資源改善プログラム（Coastal Resources Improvement Program）による助成要件には下記が必要 ①資源の保全と回復のために一定の要件を満たすこと ②都市部のウォーターフロントを再開発すること ③海浜などの沿岸域へのアクセスを改善すること ④養殖施設の改善プロセスを提供すること
309（1990）	補助金は9つの特定の目的にのみ支出される（限定列举） ①湿地帯を保全、増進すること ②自然災害に対処すること ③沿岸域へのアクセスを改善すること ④海洋廃棄物を削減すること ⑤沿岸域開発の副次的影響に対処する手続を進展させること ⑥特別区域計画（Special Area Management Planning）を発展させること ⑦海洋資源のための計画を行うこと ⑧／⑨エネルギー関連活動または養殖事業を促進すること

2008会計年度以降、NOAA が承認し連邦政府から拠出される補助金の額は6,000万ドル前後で推移している。2011会計年度において、NOAA は6,500万ドル以上に及ぶ補助金を支出した。この補助金は、用途を沿岸域管理に限定するため、特定補助金（categorical / block

grant) としての性格を有する¹⁶。

補助金の決定方式については、事業に対する補助金の率を定める定率補助金形式、すなわち、残りの部分を申請主体である州が負担する Matching Fund 方式を採用しており、306条の下における行政補助金は、連邦政府と補助金と州政府の拠出が 1:1 となるような資金準備を州政府に要請している。

配分方法については、州ごとに計画の実施に必要な費用を配分する定式補助金 (formula grant) と、事業ごとに必要に応じて優先度を判断して配分される事業補助金 (project grant) に分けられるが、306条による連邦補助金は定式、事業のどちらの配分方法も採用している。さらに、6,500万ドルの補助金は、沿岸資源改善プログラム (306A条)、沿岸域増進補助金 (Coastal Zone Enhancement Grants/309条)、沿岸域非点源汚染管理計画 (Coastal Nonpoint Source Pollution Control Program/310条および CZMA とは独立した連邦法である 1990年沿岸域法再承認修正案 6217条) も含み、統合的な沿岸域管理に対する補助が行われている現状が存在する。

CZM 補助金の内訳は目的ごとに 8 つに分類され、その事業内訳ごとに連邦がどの程度の補助金を拠出し、また州が定率補助金形式の下でどれほどの自己負担を準備したかについての、2011 会計年度での実績は下表の通りとなった¹⁷。

表Ⅲ－3 CZM 補助金の内容と連邦、州の負担比較

内 訳	連邦の補助金額と、定率補助金形式に基づく各州 (州全体) の拠出額 (ドル)
沿岸居住環境の保全と修復	1,600 万 (連邦) / 1,340 万 (州全体)
沿岸に置ける危険要素の軽減	980 万 (連邦) / 650 万 (州全体)
沿岸コミュニティ発展の推進	930 万 (連邦) / 830 万 (州全体)
政府主体間の調整と公的関与	960 万 (連邦) / 600 万 (州全体)
沿岸に置ける水質の保全	610 万 (連邦) / 880 万 (州全体)
州ごとの計画管理	600 万 (連邦) / 340 万 (州全体)
海洋および沿岸水域計画	460 万 (連邦) / 110 万 (州全体)
公共アクセスの強化	390 万 (連邦) / 540 万 (州全体)

なお、CZMP に類似する補助金政策として、National Estuary Program (河口域調査保護計画) にも法律上、予算拠出が可能となっており、その法的根拠は CZMA315 条にある。

Ⅲ－1－4. 国家規模での海洋政策の拡大

2009 年 6 月、オバマ大統領はホワイトハウスの環境諮問委員会 (CEQ : Council on Environmental Quality) が主導する省庁間海洋政策タスクフォース (Interagency Ocean Policy Task Force) の設置に関する覚書に署名を行った。翌 2010 年 7 月には、オバマ政

¹⁶ これに対して、使途に限定のない補助金は一般補助金 (general grant) と呼ばれる。

¹⁷ 補助金の現状に関する NOAA ウェブサイト<<http://coastalmanagement.noaa.gov/funding/welcome.html#mpa>>参照。

権下において大統領令（Executive Order 13547）が制定された。この大統領令は、同タスクフォースが発表した五大湖を含む沿岸域の管理に関する最終勧告を採択し、食料、エネルギー、安全保障、固有の歴史文化背景に関わる沿岸域の協調的管理を行う必要があることが認識された。

この勧告は米国にとって 21 世紀に入ってからの本格的な国家海洋政策の推進規定であり、沿岸域に関するガバナンスの調整枠組を強化し、米国の国益を希求するための戦略として、9 つの沿岸域海洋空間計画（Coastal Marine Spatial Planning、以下「CMSP」）が国家的な海洋政策を推進する目的から下記の通り示された¹⁸。

表Ⅲ－４ タスクフォースにより発表された最終勧告に掲げられた CMSP

①生態系を基礎に置いた管理	⑥地域規模での生態系保護と保全
②沿岸および海洋空間の計画	⑦陸上における水質の維持
③沿岸域管理への理解の促進	⑧北極地域の気候変化への対処
④異なる管理主体間の調整と補助	⑨五大湖を含む海洋、沿岸の観察
⑤温暖化、酸性化等の海洋環境変化への対処	

CMSP は、大統領令の記述から類推するところによると、既存の州ごとの CZMP と異なり、沿岸地域の利用について連邦政府と州政府との関係は階層的なものではなく、調整や協力をともに行う計画であると考えられている。海洋大気庁によれば、CMSP は「地域の中で、地域によって、地域のために（in the regions, by the regions, and for the regions）」発展されるものであると捉えられており、連邦あるいは州政府機関、先住民などの部族、非政府組織、その他ステークホルダーによって集積されたデータや情報へのアクセスを向上させ、資源を巡る紛争を削減して連邦および州政府間の連携調整を図り、沿岸域管理において従前から主体的な役割を果たしてきた連邦および州政府に加えて、実際に沿岸域に居住する部族の文化史、あるいは一般的に沿岸域からの恩恵を受ける非政府組織などの多様なステークホルダーの意見を吸い上げる目的がある。その結果、漁業、海運などの海洋を利用する産業が受ける利益を増加させ、持続的な経済発展を図るために、効率的かつ一貫的な規制主体による管理を容易にさせる意図がある。海洋大気庁が言及するように、CMSP はトップダウン型、あるいはその逆であるボトムアップ型に偏った規制枠組の策定を意図しているわけではなく、多様な関係者による協調的な政策を推進することが第一義的な目標とされていることが読み取れる¹⁹。

CMSP は従来のような州ごとに細分化された沿岸域管理枠組みではなく、より広い地域ごとの包括的な区分を置いている。米国の沿岸をアラスカおよび北極域（Alaska and Arctic Region）、五大湖域（Great Lakes Region）、メキシコ湾域（Gulf of Mexico Region）、北東地域（Northeast Region）、太平洋島嶼域（Pacific Islands Region）、中大西洋域（Mid-Atlantic Region）、南東地域（Southeast）、カリブ域（Caribbean Region）、西海岸

¹⁸ 同タスクフォースによる最終勧告の全文は、ホワイトハウス環境維持諮問委員会ウェブサイト（<http://www.whitehouse.gov/administration/eop/ceq/initiatives/oceans/>）に掲載されている。

¹⁹ 海洋大気庁ウェブサイト（<http://www.cmsp.noaa.gov/framework/index.html>）参照。

地域(West Coast Region)の9つに分け、各地域に地域計画主体(Regional Planning Bodies、以下「RPB」)を設置することを決定した²⁰。各地域の規模は必ずしも米国の排他的経済水域と重なるものではなく、太平洋島嶼域ではCMSP地域が排他的経済水域よりも小さく、また逆に西海岸地域では排他的経済水域よりも大きく設定されていることが読み取れる。

また、CZMPは各州が自州政府管轄水域を対象にしていたことに対し、CMSPは州政府管轄水域、連邦政府管轄水域の両方を地理的範囲に包含するものであり、大統領府内に設置された国家海洋会議(National Ocean Council、以下「NOC」)²¹、連邦機関、また州政府や周辺に居住する部族(先住民)による承認を要するものであることに注意が必要である。

NOCなどの承認を得るために、CMSPは各地域のRPBから提出されるが、当該計画がCMSPの要件を充足していない場合は、見直しが求められる。同時に、NOCによって承認されたCMSPは既存の法体系に合致することが大統領令において定められていることから、CMSPもまた、沿岸域管理に関する根拠法であるCZMAの射程内において計画を立案するものと考えられる。このCMSPの計画は、地域によっては特別地域管理計画(Special Area Management Plan)とも呼ばれ、包括的な生態系、環境、社会構造にわたる管理枠組を提供することが意図されている。

全国で初めて州レベルにおいて連邦の承認を得たCMSPは、ロードアイランド州で、すべてが州政府管轄水域である約1,467平方マイルの地域であり、洋上風力発電施設の建設計画に関連する事業者、漁業者、遊泳者、また利用者の調整のバランスを図ることを目的とする事例となっている²²。

なお、2012年9月、OCRMとNOAA沿岸サービスセンター(Coastal Service Center)は共同で、CMSPのためのROP基金計画のために314万ドルを拠出することを決定し、9つの区分されたうち7のROPが同基金から拠出を受けることとなった。

²⁰ それぞれの地域においては、地域に含まれる州、および場所によっては内務省、環境保護庁、海洋大気庁、農業省、国土安全保障省、陸軍工兵隊などの連邦政府機関が加盟機関とである地域海洋パートナーシップ

(Regional Ocean Partnership、以下「ROP」)が設立されている。それぞれの機関の加盟対象州は、アラスカおよび北極域では、パートナーシップは設立されておらずアラスカ州が計画主体となる。五大湖地域協力機構(Great Lakes Regional Collaboration)は、連邦省長官タスクフォース、五大湖市長会議、五大湖知事、五大湖部族長、五大湖議会代表を成員とする。メキシコ湾域連合(Gulf of Mexico Alliance)はアラバマ、フロリダ、ルイジアナ、ミシシッピ、テキサスを含む。北東地域海洋評議会(Northeast Regional Ocean Council)ではメイン、ニューハンプシャー、マサチューセッツ、ロードアイランド、コネティカットを含む。太平洋地域海洋パートナーシップ(Pacific Regional Ocean Partnership)はハワイ州、グアム、サモア、北マリアナ諸島が2012年9月に合意署名を行った。中大西洋域海洋評議会(Mid-Atlantic Regional Council on the Ocean)はニューヨーク、ニュージャージー、デラウェア、メリーランド、ヴァージニアから成る。南太平洋地域連合

(Governor's South Atlantic Alliance)はノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージア、フロリダである。カリブ域海洋パートナーシップ(Caribbean Regional Ocean Partnership)はプエルト・リコ、ヴァージン諸島准州から成る。西海岸海洋衛生連合(West Coast Governors Alliance on Ocean Health)はカリフォルニア、オレゴン、ワシントンを含む。

²¹ NOCの設置経緯については、米国海洋政策委員会(U.S. Commission on Ocean Policy)が2004年に発行した報告書「An Ocean Blue Print for the 21st Century」

(<http://www.oceancommission.gov/documents/full_color_rpt/welcome.html>) 参照。

²² ロードアイランド大学大学院海洋学研究所ウェブサイト<<http://seagrant.gso.uri.edu/oceansamp/>>参照。

Ⅲ－２．英国

Ⅲ－２－１．沿岸域の歴史的性質

(1) Crown Estate と National Trust

英国において、沿岸域は伝統的に王室の私的領地としての性格を有しており、現在でも王室財産としての管理下にあり、その管轄は王室財産管理機関（The Crown Estate、以下「CE」）が行っている。王室領地からの性格が変遷してきたのは19世紀になってからであり、1890年代後半から、各地方における沿岸域に固有な自然環境を保全するため、ナショナル・トラスト（The National Trust for Places of Historic Interest and Natural Beauty、以下「NT」）が王領地の払下げを受けた。

NTは、その正式名称にも掲げられているように、歴史的な名所（historic interest）および自然的景勝地（natural beauty）の所有ならびに保護を設置の目的とするが、沿岸域のみを対象として設立された機関ではないことに注意が必要である。人工物、自然環境の双方の保全を目的として活動しているNTは、陸地における保全活動も同時に幅広く行っており、沿岸域の管理はNTの活動の一部としての性格を有している。

NTは、CEから払下げを受けた沿岸域の管理を行っており、現在、NTが管轄する海岸線は、全海岸線延長の10パーセントを占める約700マイル（約1,127キロメートル）を超える規模となっている。その他の沿岸域においてはCEの管理が及ぶ場所が多く、地方自治体の区域内に含まれる沿岸域であっても実質的な管理主体である地方自治体と、所有主体であるCEが併存している状況が見受けられることが多い。

米国においては第2次世界大戦後に、沿岸に賦存する非生物資源の開発可能性の高まりを受けて沿岸開発が主眼に置かれ、無秩序な開発から沿岸環境を保護するために沿岸域管理が必要されたという歴史的経緯があるが、英国における沿岸域管理の考え方は歴史的にも古く、沿岸域における自然環境を保全しながら利用するという目的が当初から存在していた点において、米国型の沿岸域管理と異なるといえる。

(2) 沿岸域の開発利用と Crown Estate

王室財産としての直轄地である沿岸域とNTの管轄する沿岸域の相互関係については従来から慣行によって管理に関する合意形成が図られてきたが、1961年には王室財産の近代的な管理を目的として王室財産管理機関法（Crown Estate Act 1961、以下「CEA」）が公布された。その梗概は下記の通りである。

特記すべきは、CEは英国内に存在する前浜地帯（満潮線および干潮線に挟まれた海岸地帯）の大半部分、また沿岸基線から12海里領海以内の海底の所有権がCEにあり、これらの沿岸域において非生物資源の採掘および開発、ケーブルならびにパイプラインの敷設の許可は必ずCEに届けられなければならないという規定が設けられていることである。

表III-5 CEA の目的規定

①王室財産はCE の意思決定機関たる王室財産管理委員会 (Crown Estate Commissioners) により管理されること
②CEC は、王室財産としての独占が不適當である場合、また適切な価値による交換の場合には管理地を売却、貸与、処分できること
③CE 利用者は適切な管理と保全を行う条件で利用が可能となること
④CE の土地性状を一般利益のために開発、改良する必要がある場合、君主 (女王陛下) による同意が求められること

この CEA に基づき、海洋環境の管理および沿岸域科学調査を補助するため、CE は 1999 年に海洋管理基金 (Marine Stewardship Fund、以下「MSF」) を創設した。この MSF では、アクセスしやすさ (Accessibility)、認知度 (Awareness)、生物多様性 (Biodiversity)、環境 (Environment)、管理 (Management) という 5 つの優先領域があり、地理的に存在する地域コミュニティを、公共利益を共有する主体として管理計画における重要な主体として位置付けている。

米国における補助金行政との大きな差異は、MSF については公的な応募方法が決まっていない点にある。CEA に従い、各ステークホルダーとのパートナーシップを進展させることで計画を実行している点が MSF の特色といえる。なお、基金の補助権限は、主として下記の 10 の要件を満たしていることが求められる。

表III-6 MSF による助成要件

①計画は特定地域もしくは沖合の良好な管理の実現によって土地と関連があること	⑥提出される企画は、沖合環境の将来的な恩恵の提示と計画の進展と評価のための戦略を有すること
②基金は単発もしくは 3 年以内のもので、CE が唯一の補助主体であること	⑦補助金は事前に合意された条件のもとで付加価値税を含んで拠出されること
③計画が商業利益もしくは個人的な利益につながらないこと	⑧計画の実施中、進捗状況の報告と会計年度終了時に公式評価報告を提出すること
④基本計画の終了および評価後、助成担当主体は補助金の再申請を行うことができる	⑨補助を受けた計画はすべて CE による補助であることを公表すること
⑤企画提出主体は幅広く認められるが、補助金は法定補助金に代替するものではないこと	⑩計画は写真、書面要旨、引用を提供しなければならず、CE の年報他の公表物に掲載され、実際の計画地訪問を受入れること

さらに 2011 年 7 月、国家財政委員会 (Treasury) は、政府メカニズムとして沿岸コミュニティを支援するための沿岸コミュニティ基金 (Coastal Communities Fund) を設置することを発表した。この基金の拠出元は国営宝くじ (National Lottery) であり、宝くじの収益分配を行う政府機関であるビッグ・ロッタリー・ファンド (Big Lottery Fund) に付設するビッグ・ファンド (Big Fund) となっている。これを受けて、2012 年 2 月にはコミュニティ・地方自治省 (Department for Communities and Local Government、以下「DCLG」)

が、補助金の交付を受けようとする自治体、住民団体、非営利組織等の主体が小規模な沿岸コミュニティの活性化を図るために公募による事業として応募することが可能となった。

CE の主導による沿岸域管理計画と並行して、NT も独自に自らの管理する地域に関する枠組みを設置してきている。1965 年からはプロジェクト・ネプチューン (Project Neptune) を開始し、一般から広く募った寄附を出捐して自然景勝の維持と保全が図られており²³、現在に至るまで、沿岸域を対象を絞った自然海岸線の保全が行われている。

CE、NT による沿岸域管理にみられるように、英国の沿岸域に対する管理政策は従来、複数の管理主体によって機能別、目的別にそれぞれ行われ、法制度も所管官庁ごとに制定されてきた²⁴。しかしその一方、近年推進されてきたヨーロッパ域内における統一的な海洋政策に呼応するように、国内においても新たな法政策体系の下で沿岸域を管理する枠組を策定する必要性が関係省庁、また関係者から唱えられていた。

これを受けて 2001 年、海洋関連施策を行っていた従来各関係省庁あるいは政府機関の活動を横断的に見直し、海洋の持続的な保護を目的とする政府レベルでの環境管理方針 (Marine Stewardship Report) を作成する方針が政府において採択された。これに基づき、環境食糧農村地域省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs、以下「DEFRA」) は海洋管理のための報告書 (‘Safeguarding Our Seas: A Strategy for the Conservation and Sustainable Development of Our marine Environment’) を公表し、統合的な海洋管理のための施策を打ち出すこととなった。

Ⅲ－２－２．現行の国家レベルでの沿岸域管理

(1) 海洋及び沿岸アクセス法 (MCAA) と海洋管理機構 (MMO)

2009 年 4 月 21 日、上院において海洋及び沿岸アクセス法 (The Marine and Coastal Access Act、以下「MCAA」) が委員会審査を終了し、同年 11 月 12 日に王室裁可によって公布された。MCAA は 315 条を擁し、従前には複数の官公庁、公的機関²⁵によって複層的に管轄されてきた海洋開発の許可申請権限を新設の海洋管理機構 (Marine Management Organisation、以下「MMO」) に統一して付与し、領海の外縁である距岸 12 海里までの沿岸域での利用を管轄する取組みを始めた。MCAA では、海洋保全区域 (Marine Conservation Zones) を設置し、野生動植物相にとどまらず、地質、地形を保全することや、沿岸漁業の効率的な管理を実施することなどが主に定められている。これにより、国民による沿岸域への積極的なアクセスを促すことで沿岸域の利用促進を図ることで、MCAA が沿岸環境の保全と維持の必要性を広く認識させるための役割を担っている。

この MCAA で特筆すべき点は、従来、法律や政策において明文化されてこなかった沿岸へのアクセスを法律上の射程においたことが挙げられる。現在、MCAA に根拠を置く MMO の活

²³ 1999 年、ネプチューン海岸線キャンペーン (Neptune Coastline Campaign) として再編された。

²⁴ 1967 年海水魚 (保護) 法 (Sea Fish (Conservation) Act 1967)、1981 年野生生物および田園法 (Wildlife and Countryside Act 1981)、1992 年海洋漁業資源 (野生生物保護) 法 (Sea Fisheries (Wildlife Conservation) act 1992)、1989 年電気法 (Electricity Act 1989)、2004 年エネルギー法 (Energy Act 2004) などが存在する。

²⁵ 海洋漁業庁 (Marine and Fisheries Agency)、環境食糧農村地域省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs)、ビジネス企業規制改革省 (Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform) を許可権者とする許認可がこれに含まれる。

動は、海洋計画、漁業、環境保全、海洋規制と許認可の4つに大別され、英国船籍船への漁業操業許認可、水質汚濁調査、洋上風力発電プラント設置計画など個別具体的に沿岸域の利用に対して積極的な関与を行っている。沿岸の利用主体にとっても、統合的な海洋管理という行政目的の下、許認可を受ける相手方である管理組織がMMOに統一されたことで、手続きがより簡便になるという利点が得られるようになった。

(2) 海洋保全水域の設定等

海洋保全水域の設定は、2012年までに行われる予定であり、2012年12月、DEFRAは英国沿岸の10,900平方キロメートルにわたる31か所を同水域として設定する提案文書を発表し、2013年3月末まで一般意見の公募(proposal²⁶)が行われることとなる。なお、海岸保全水域の最終決定主体はMMOではなく中央省庁のDEFRAであり、MMOは決定された水域を含めた英国沿岸の保全について各地域の計画あるいはステークホルダーに対する必要な助言を行う役割を有している²⁷。MMOでは、2013年から2016年までの有期で、英国の経済に寄与する海洋産業への支援、海洋環境の保全、脆弱性に晒されている沿岸コミュニティへの関与、公的機関の役割と収支などをまとめた管理枠組を新たにMMO経営計画(MMO Corporate Plan)として取りまとめ、間もなく決定される海洋保全水域の管理、あるいはMCAAに基づく新たな沿岸域管理の形態に対応しうる行動指針を示すこととしている²⁸。

さらに、MCAAの施行後、ナチュラル・イングランド(Natural England)と呼ばれる野生自然環境および景観の保全を目的とする外部諮問機関が2006年に設置された。

この諮問機関の設置を通して、沿岸域を国民のより積極的な利用に供することを目的としており、従来の資源利用や災害防止の他、新たな沿岸域の利用形態としてレクリエーションの可能性を広げるものであると同時に、沿岸経済の活性化が目的とされている。具体的には、イングランド沿岸遊歩道(England Coast Path)として沿岸に歩道を設置し、自然環境を享受するという利用方法がある。現在、この遊歩道はウェイマス湾(Weymouth Bay)、ダーラム(Durham)、ノーフォーク(Norfolk)、ケント(Kent)、サマセット(Somerset)、カンブリア(Cumbria)の6か所への設置が予定されており、漁業者、遊泳者だけではなく、広く沿岸域を利用しようとする一般国民への訴求効果が期待されている。

海岸侵食、洪水に対する対応として議会において、2005年3月には「水に対して空間を作る」計画('Making Space for Water' Programme、以下「MSFW」)が、2009年4月には洪水ならびに水管理法案(Draft Flood and Water Management Bill)という2つの主要政策が策定された。前者はDEFRAが発行した刊行物であり、後者も同じくDEFRAが議会上程したものである。

前者は、2004年から始まった将来の洪水予測に基づく勧告を勘案して作成され、洪水、侵食に対してより統合的なリスク軽減策を思考することや、気候変動による海岸環境の変化の認識の深化、海岸の脆弱性を保全するための費用を得るための計画作成などを主眼として全国的(イングランドとウェールズにおいて)にリスク管理を行うことを目的として

²⁶ 日本におけるパブリック・コメントと同様の意見募集である。DEFRAのウェブサイト公示された提案文書に意見がある場合、DEFRAの窓口宛に申し立てることが可能である。

²⁷ 沿岸を含む、実際の予定水域、また今後決定された水域については、一律にマッピングを表示するウェブサイト(<http://www.mc2mapping.org/>)上に情報が集約される予定である。

²⁸ 同計画も一般意見の公募が行われ、期限は2013年1月11日が予定されている。

いる。後者は、将来的な気候変動への対策のために同時期にヨーロッパ連合において検討されてきた洪水リスクを勘案し、従前まで異なる枠組内で考えられてきた ICZM の諸原則を、ステークホルダー相互の理解と会話の促進によって一体的なものとして捉え、英国全土、あるいはより広範囲であるヨーロッパ連合内での統合的な沿岸域管理につなげる意図があるものと思われる。

2009 年には、英国気候予測 (UK Climate Projections 2009) によって、沿岸環境の変化が沿岸共同体や住民に深刻な影響を与えることが明記され、自然現象の変容から沿岸環境を保全するための枠組が意図されるようになった。

従前は、海岸保全は防波堤、防潮堤等のインフラによって海岸線そのものを維持することに主眼がおかれていたが、近年では環境の変化による海岸線の改変を抑止するのではなく、インフラの整備に投下する資本を削減して、潮間帯の生活空間をより安全に移転、移動させる対策を行う考え方が生まれている。

(3) 環境庁の設置 (1995) と海岸線管理計画 (SMPs : Shoreline Management Plans)

沿岸域管理において関係省庁に加えて管理主体としての役割を担うのが、英国環境庁 (Environmental Agency、以下「EA」) である。同庁は 1995 年に制定された環境法 (Environment Act 1995) によって設置され、非省庁公共機関 (Non-departmental public body) として、環境保全の推進を図る活動を行っている。同庁の施策として創設当初から策定されてきたのが海岸線管理計画 (Shoreline Management Plans、以下「SMPs」) であり、歴史的な、あるいは自然な環境に対する開発リスクを削減するために海岸部の評価を行う国家規模の計画である。SMPs は当初、自然影響による海岸線形状の改変、あるいは開発による海岸環境の変化が与える負の影響の増加傾向を抑制するために、海岸の地理的特性を勘案した計画として導入された。

しかし、海面上昇の速度、あるいは温暖化の漸進は、初期の SMPs で想定されていたよりも早期に進行しており、さらに社会的、経済的、あるいは技術的な生活様式の向上や現代化に伴う海岸利用と環境保全の間の相関関係を評価することに困難が生じてきたことや、あるいは海岸環境の変化そのものが新たなリスクを招来する可能性があることから、2010 年に第 2 次計画が開始、採択された。

現在、イングランドおよびウェールズにおいて展開されている SMPs は総延長 6,000 キロメートルに及び、個別の海岸状況を擁する地方自治体の地域計画政策に沿う形で承認されている。生活共同体あるいは経済活動による人為的な沿岸域環境への影響に加え、洪水、侵食からの保護といった自然事象に起因する影響もあわせて勘案されて政策決定が行われるところに特色がある。地方自治体における SMPs の履行においては、持続可能な利用のためにリスク査定を短期 (0～20 年)、中期 (20～50 年)、長期 (50～100 年) に分け、最適なモニタリングと対策の履行が図られ、地方自治体の施策決定に対して非省庁公共団体の EA が政策的補助を行っている。

III-2-3. ヨーロッパ地域との関係

(1) EU 「統合的海洋管理に関するヨーロッパ戦略政策文書」

英国の MCAA が起草された間接的な要因の 1 つに、英国自らも加盟しているヨーロッパ連

合 (European Union) による越境的、国家横断的な沿岸域管理が挙げられる。ヨーロッパでは、超国家的な法的な枠組構築を基盤とした加盟国の権限の上部主体への委譲と、27 か国に及ぶ加盟国間の協力体制が経年的に取られてきたことを背景に部門別の統合の深化が行われているが、海洋分野においても部門別統合の動きは加速しており、1970 年から開始されるようになった EU 共通漁業政策 (EU Common Fisheries Policy) を皮切りに海洋に関連する環境管理や汚染防止、水の安全保障など幅広い対象において統合的な政策の実施が段階的に図られるようになった。1973 年には、当時のヨーロッパ理事会 (Council of Europe) は海岸線保全決議 (Resolution on the Protection of the Coastline (Resolution (73)29)) を成立させ、同時期にはヨーロッパ共同体環境行動計画 (European Community action programmes on the environment) が決定され、当時の加盟国に所在する沿岸域の計画、生態系管理についての越境的取組みの萌芽が見られた。

統合的海洋管理 (Integrated Coastal Zone Management、以下「ICZM」) の考え方は 1992 年のリオ環境サミット以降発展してきたが、ヨーロッパにおいても幅広い関与主体の協働と対話の下で持続的な沿岸域管理を行うために、デモンストレーションプログラムが 1996 年から 3 年計画で運用されることとなり、具体的な ICZM の枠組策定のために、2000 年 9 月、EU 委員会から EU 理事会ならびに EU 議会に対して「統合的海洋管理」に関するヨーロッパ戦略政策文書 (A Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on "Integrated Coastal Zone Management: A Strategy for Europe" (COM/00/547)) が公表された。

2000 年の時点で取り上げられた沿岸域特有の課題として、ヨーロッパ全般に見られる海岸侵食、開発に伴う沿岸生態系への影響、土壌および水質の汚染、水資源の供給不足問題、沿岸コミュニティの衰退など、国を超えて顕在化する事象が挙げられている。さらに、沿岸域の利用についても養殖業と観光業という、異なる利用形態間において対立が生じていることが指摘されている。これらの課題を包括的に解決するため、加盟国においては複数の層からなる行政レベルごとに対応しうる取組みを、政府レベル、地域レベル、地方自治体レベルそれぞれにおいて履行し、EU はその履行における指導と助言を担うという役割が明記された。

とりわけ自然的、社会経済的、あるいは文化的資源を擁する沿岸域の環境の脆弱性は海側、陸側の双方で国境を接している加盟各国共通の問題であり、2002 年 5 月 30 日にはヨーロッパ議会および理事会によるヨーロッパ統合的沿岸域管理の履行に関する勧告 (A European Parliament and Council Recommendation concerning the implementation of Integrated Coastal Zone Management in Europe) が採択された。この中で、EU では加盟国に対しては下記の戦略を取るよう勧告している。

表Ⅲ－7 EU 議会および理事会から各国に求められている勧告内容

①広い視点に基づく沿岸管理	⑤自然作用と協働した沿岸管理
②長期的視点に基づく沿岸管理	⑥参加型の沿岸管理計画
③適応的な管理	⑦関係諸機関の参与による沿岸管理
④地域の固有性に応じた沿岸管理	⑧管理手段の組合せによる沿岸管理

この提言では、沿岸環境の維持と開発との調和を目標としながら沿岸における生活を防護し、衡平な利用に資する管理の必要性が謳われた²⁹。さらには、財政的および政策的支援の強化も徐々に図られるようになった。現在では2006年から2014年にわたる財政プログラムが組織され、国家間連携と越境的協力が浸透している途上にある。

一方で、統合的海洋空間計画（Integrated Marine Spatial Plan、以下「IMSP」）についても越境的な沿岸国間の協力が必要とされ、2002年には沿岸計画管理の原則を定めるための勧告が2002年5月にEU議会、EU理事会において採択された。この中では、統合的沿岸域管理の共通原則に立脚して、各加盟国が自国内における統合的沿岸域管理のための国家戦略を推進して行くことが望ましいとされており、EU委員会は専門家集団による助言を可能とした。また、実際のIMSP推進について、2006年から2008年の間には、200万ユーロを計上してPlanCoastと名付けられた事業が、有効な統合的沿岸海洋空間計画の実行のために行われた。この事業計画の中で、2007年にはバルト海、黒海、アドリア海でEU加盟国、非EU加盟国間（アルバニア、ボスニア＝ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、ドイツ、イタリア、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、ウクライナ）の海洋関係省庁および関連組織間の相互協力による計画が実施された。

（2）ICZM議定書

2010年9月、EU理事会は、1978年2月に発効している地中海における海洋環境と沿岸地域の保全のための条約（バルセロナ条約³⁰）に対する7番目の議定書であるICZM議定書（Protocol on Integrated Coastal Zone Management in the Mediterranean）を採択し、翌2011年3月に発効し、同議定書はEU法の一部をなすこととなった。この中で議定書は、ICZMの要素として規定される経済活動を農工業、漁業、養殖業、観光業、スポーツおよび余暇活動、特定天然資源の利用、インフラ、エネルギー施設、港湾、海洋施設、海洋活動と幅広く規定し、地中海沿岸域における地域協力枠組を強化するための枠組策定を行う必要があると明記している。同議定書は2012年現在、アルバニア、EU、フランス、モンテネグロ、モロッコ、スロヴェニア、モロッコ、スペイン、シリアにおいて批准されている。

Ⅲ－3．仏国

Ⅲ－3－1．沿岸域管理政策の変遷と初期の沿岸域法制

フランスにおいては、伝統的にパリを中心とする中央集権政治が展開されてきたため、海岸の所有権が政治上の大きな争点となることは近代に至るまでほぼ聞かれることがなかった、このため、海岸における占有的な私的所有は一般的に認められておらず、海岸のパブリックアクセスは所与のものとして捉えられていたが、この考え方には海岸を公共用物（domaine public maritime）とする領域の取扱いが影響している。

現在、フランスの海岸線延長は国内で約5,500キロメートル、海外領土を含めると8,000キロメートルを超え、自国および海外領土を含めると世界第2位とも言われる200海里水

²⁹ 同提言の内容はEU法律アーカイブ（EUR-Lex）ウェブサイト

（<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32002H0413:EN:NOT>>参照。

³⁰ 加盟国はアルバニア、アルジェリア、ボスニア＝ヘルツェゴビナ、クロアチア、キプロス、EU、エジプト、フランス、ギリシャ、イスラエル、イタリア、レバノン、リビア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、スロヴェニア、スペイン、シリア、チュニジア、トルコである。

域を有する海洋国家である。³¹

それまで、公用物に関する法制は帝政期に制定された土地利用に関するいくつかの関連法に根拠づけられていたフランスでは、1986年1月に施行された基本法である沿岸域法(Loi Littoral)が施行された。同法では、海洋に面する、もしくは海洋を有する市町村をその適用範囲に定め、海岸線から100mの間における沿岸を非建設沿岸帯(bande littorale non constructable)として、原則的に開発を不許可としている。この非建設沿岸帯は、公用物の一部として位置づけられており、護岸、湿地帯への盛り土、人工岩石の設置、水路への盛り土といった自然性状の改変も認められていない。公用物は海岸も含み、沿岸域法においても広く公衆への開放がうたわれている。こうしたレジャー目的での利用が意図された海岸には自家用車の乗り入れが禁止され、こうした非建設沿岸帯は、各地方自治体における自治体都市計画(Plan Local d'Urbanisme)³²によってより広範囲に設定されることが可能となっており、個別具体的な土地性状に応じた保全が可能となっている。沿岸域保全に関する地理上の基準については、沿岸域法、あるいは自治体都市計画には記載されていない。自治体都市計画の履行においては、沿岸域法原則が踏襲されること、都市計画区域はその区域内に自然区域を組み入れなければならないこと、脆弱性があると認められる区域は都市化から保全されなければならないことが原則となっている。

なお、フランスでは、1964年に創設された広域自治体である27の地域圏(régions)、101の県(département)、基礎自治体である約36,600の市町村(communes)が地方公共団体としての地位を有しており、沿岸域管理においてより個別的、実効的な管理を行うことのできる市町村が沿岸域法の適用対象となっている³³。沿岸域法による開発禁止の原則に対して、埠頭における産業施設の設置、沿岸防備事業、海洋安全保障、塩分の抽出(海岸部の塩田による製塩)など、公共の福祉に適合すると位置づけられた事業は開発不許可の適用除外となり、さらに施設としての空港についても、都市開発の海岸生態系の保全と沿岸空間の保全と同時に、沿岸域における必要不可欠な産業活動は公益に附随するものとして沿岸を利用することが認められている。この面において、持続的な開発と利用は沿岸域法において当初から意図されてきた目的であったことから、包括的な沿岸管理の中でも、

³¹ フランスの200海里水域面積が世界第2位であるとする根拠は、インターネットで「200海里水域面積世界ランキング」などをキーワードとして検索するとトップに出てくるWikipediaの排他的経済水域の説明に出てくるランキング表にあると言える。しかし、この表は、1の位のkm²まで精密な数字が掲示されているものであるが、誰がどのようにして算出したのか、出典や典拠が示されていない。その表で、日本の200海里水域面積は、たまたま政府発表と同じく世界第6位であるが、面積が4,479,358km²と出ており、約448万km²となる。しかしながら、我が国政府の発表は447万km²であり、さらに、1km²単位での精密な面積数値を発表したことは一度もない。また、インドネシアが出てこないなど不自然さが目立つ。以上のことから、この表とランキング内容は、そのまま引用は出来にくい点に留意する必要がある。

³² 以前は地表利用計画(Plan d'Occupation des sols)と称されていたが、2000年12月に施行された都市連携再開発関連法(Loi relative à la solidarité et au renouvellement urbains)によって変更された。

³³ 市町村の上位に存在する広域自治体の27地域圏(海外領土含む)のうち、海岸線を有するのは、ノール＝パ＝ドゥ＝カレー、ピカルディ、オート・ノルマンディ、バス・ノルマンディ、ブルターニュ、ペイ・ドゥ・ラ・ロワール、ポワトー＝シャラント、アキテーヌ(以上大西洋側)、ラングドック＝ルシヨン、プロヴァンス・アルプ＝コート・ダジュール、コルス(以上地中海側)に加え、海外領土であるグアドループ、マルティニーク、グエイヤヌ、レユニオン、マヨットの合計16である。その他11の地域圏は内陸地域圏としてすべてフランス本土に位置する。

当初のフランスにおける国家レベルでの沿岸域関連法制は沿岸利用計画に重点が置かれていた。この理由は、フランスにおいて1980年代に直面していた課題が開発よりも洪水あるいは海岸侵食という自然要因に起因していたためと考えられる。現在の気候変動に関連する重要課題としては、海岸侵食や洪水、干ばつ、沿岸生態系の喪失が挙げられ、大西洋沿岸は侵食に最も脆弱な沿岸地域であり、海岸後退のリスクが高い。また、ヨーロッパの中でも高温と少雨によって淡水の不足が2000年代になって顕著な問題となったことや、湿地帯など貴重な生態系の棲息域が後退する海岸線と近接していることから、継続的な対処が必要とされている。また、富栄養化や藻類の大量発生など、気候変動により引き起こされる環境問題も沿岸域の安定的な環境の阻害要因となっている。

なお、フランスの地中海側の沿岸域管理においては地中海全体の国際的管理の取り組みの関係があることを付記しておきたい。

Ⅲ-3-2. 行政組織による管理と沿岸保全庁の設置

こうした沿岸環境の保全を図るために、英国におけるNTの活動を範に取り、1975年には沿岸保全庁(Conservatoire du Littoral)が成立した。同庁は22の地域圏、47の県および海外県、西インド諸島、サン＝ピエール・ミクロンなど海外領土における沿岸、湾、湖沼の保全を行っており、対象となる沿岸域の管理に加えて、2010年現在では同庁自ら、譲渡、および購入などにより約1,200キロメートル延長の海岸線、面積にして約135,000ヘクタールを保有するに至っている。フランス国内における同庁の指導的役割は、都市計画、都市開発法制における沿岸管理と保全の調整、市町村ごとの地域計画の履行と沿岸管理との均衡、地方自治体において賦課される税金の沿岸域保全への割当、長期的な保全計画の策定への寄与であり、生態系の均衡の維持と沿岸環境の保全を効率的に管理するために効果的な直接管理を行う目的で海岸地域を購入している。構成主体は8の地域代表と3の地域外代表であり、公共アクセスを整備することで一般国民への啓発的な役割も有していることが特徴的である。近年では、年間3,000万ユーロに近い支出により、土地の取得と環境再生事業が継続的に行われている。また、2007年には、海生生物、海藻類などの動植物相が豊富で海産物の水揚げも多いイロワーズ海(Mer d'Iroise)を同国初の海洋公園(Parc naturel marin d'Iroise)に指定した。この指定の目的は、観光客などの利用者に対して海洋環境への知識を啓発すること、海洋産業を活性化すること、また固有の生態系や種を保全することであり、NTによる啓発的活動とも同じ方向性を持った取り組みであった。その後、2010年にはコモロ諸島の南東側にある海外領土であるマヨット(Mayotte)、2011年にはリヨン湾および外洋(Outer-mer te le golfe du Lion)、2012年にはコモロの北側に位置する海外領土のグロリューズ諸島(Glorieuses)を相次いで海洋公園に指定した。この他、国内に10存在する国立公園のうち2012年に指定されたカラंक国立公園(Parc national des Calanques)は、国立公園のうち唯一海岸を有するものであり、これらの24,000平方キロメートルにわたる総面積を有する海洋公園および(海洋)国立公園は、EUの生物多様性政策である自然動植物生息保護環境の保全を促進するためのナチュラ2000(Natura 2000)のネットワークに含まれている。

国内の沿岸域については開発と利用の調整を行っているが、海外領土においてはとりわ

けサンゴ礁、マングローブ地帯に位置する海外領土が存在するため、直接的な管理によって乱開発を防止し、生態系の管理と調査を主眼に置いている。なお、地中海においてはチュニジア、アルジェリア、モロッコ、リビア、イエメンなどの諸国と協働して沿岸域保全に関する技術、管理行政への助言を行っており、前述のバルセロナ条約における沿岸保全のための越境的協力体制が実効化され始めている。さらに、気候変動に関する情報収集、調査研究のために国立温暖化影響観測所 (Observatoire National sur les Effets du Réchauffement) が2001年に設置され、沿岸域を含むリスク予防計画の有効的な策定と活用が求められた。2008年には、沿岸保全に対して拠出された投資は年間2,700万ユーロを数えている。

Ⅲ-3-3. 最近の統合的管理に向けた取組み：グルネル第1、第2法の制定

英国と同様、EUの加盟国であるフランスでは³⁴、EUが加盟国に求めている勧告に従い、越境的な沿岸域管理協力体制の構築、国内における統合的沿岸域管理に向けた取組みを2000年代以降活発化させている。

そのうち、生物多様性などの環境保全のため、サルコジ政権下において新設された環境・持続可能発展・国土整備省 (Ministère de l'Écologie, de l'Énergie, du Développement durable et de l'Aménagement du territoire) を中心として国家レベルでの環境政策が取られてきたフランスは、2007年にエネルギー、交通、農漁業、インフラストラクチャーなど、幅広い環境関連の具体的な施策を検討するグルネル (Grenelle) と呼ばれる環境協議会が開催され、中央、地方政府に加えて産業団体の労使代表、NGOなど広範なステークホルダーが参加して実際の施策の履行に向けて協議を行った。

この協議を法制化するべく、国民議会において全会一致で可決された、57条から成るグルネル第1法 (Loi Grenelle 1) が2009年8月に公布された。気候変動への対処、生物多様性および生態系の保全、廃棄物削減政策の強化に伴う環境及び健康脅威からの国民の保護、新たなガバナンスに基づく環境民主主義 (démocratie écologique) の実現という体系的な環境政策の方針を定めた基本法である第1法を基盤として、その後、2010年7月には環境に対する国家的な関与を明記したグルネル第2法 (Loi Grenelle 2) が成立した。グルネル第2法においては、EU加盟国として果たすべき国家規模での統合的海洋管理の履行、ならびにフランス領土に固有の沿岸域環境の積極的な保全のために、環境・持続開発・エネルギー省 (Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie、以下「MEDDE」) が主管組織となって下記の政策を実行することが挙げられている。なお、フランスにおいては単一の省庁が海洋分野を担当する政策は取られてこなかったため、MEDDEによる管轄の実効化により、より集約的、統合的な管理が可能になるものと考えられる。

同法は英国におけるMCAAとも法的性格に近いが、MCAAが海洋分野に限定されているのに対し、グルネル第2法は6つの重点分野 (建築・都市化、交通、エネルギー・気候、生物多様性・緑地河川保全、環境衛生、ガバナンス) が網羅的に対象とされている。沿岸域管理

³⁴ 英国が1973年1月に加盟したのに対し、フランスはEUの歴史的経緯から、ベネルクス3国ならびにイタリアと同じく原加盟国の一端を担っている。

を含む海洋保全は生物多様性のカテゴリーに置かれた。同法の施行により、2005年2月に設置されていた沿岸域国民評議会（Conseil national du littoral）が同法により海洋沿岸域国民評議会（Conseil national de la mer et des littoraux）と改組され、沿岸域管理についての政策決定における諮問機関としての役割を果たすこととなった。

表Ⅲ－８ グルネル第2法における沿岸域管理関係の目的規定

①海洋および海岸線に対する統合的な国家管理戦略を策定すること	③良好な海洋環境を保証するための地域行動計画を2020年までに策定すること
②持続的管理が行われている魚類産品にエコラベルを付与すること	④国内、海外領土における海岸線の自然保護のために沿岸保全庁による優先買取権を伸長すること

グルネル第2法の公布まで、沿岸域法は存在していたものの、沿岸保全は国家レベルでの施策ではなく、下位の自治体による準国家的、あるいは私的な取組みとされていた。このため、統一的な保全枠組が不在であったが、EU指令などに基づく越境的協力体制の構築の高まりを受け、他国と歩調を合わせるようにフランスでも中央政府主導の沿岸域管理政策が指導し始めてきたのが2010年代に入ってからのことである。

2012年12月現在、グルネル第2法に基づく具体的な戦略策定は公表されていないが、初の国家レベルにおける集約的な沿岸域管理法制において、EU政策に準じた政府の助言と勧告に従い、個別の沿岸域管理については行政機関の直轄管理と地方自治体による管理が併存していることが特徴的である。今後はグルネル第2法に基づき、沿岸域に特化した戦略の策定が関係省庁を通して積極的に行われることになると予測される。

(注) 本文中で使用したウェブサイトはすべて2012年12月30日最終確認。

表 I-1 沿岸域管理に関する国内主要法令(詳細)

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容 計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■全般</p> <p>国土形成計画法 (昭和25年5月26日法律第205号)</p>	<p>国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画法の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p><全国計画> 国:総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画法を定める。国が、関係行政機関の長に協議し、都道府県及び指定都市の意見を聴き、案を作成。(第6条) 都道府県又は指定都市:全国計画の素案を添えて、計画法の作成を提案することができる。(第8条)</p> <p><広域地方計画> 国:首都圏、近畿圏、中部圏について、それぞれ国土形成計画法を定めるものとする。(第9条)関係都道府県及び関係指定都市の参加する広域地方計画協議会における協議を経た上で定めなければならない(第9条第3項) 市町村(計画区域内):都道府県を経由して、広域地方計画の素案を添えて計画法の策定変更の提案をすることができる(第11条)</p>	
<p>国土利用計画法 (昭和49年6月25日法律第92号)</p>	<p>国土利用計画法の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画法の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。</p>	<p><全国計画> 国:政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。(国土交通大臣が案を作成する場合には都道府県知事からの意見聴取。(第5条))</p> <p><都道府県計画> 都道府県:当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。(計画を定める場合には市町村長からの意見聴取。定めた後に国へ報告)(第7条)</p> <p><市町村計画> 市町村:当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。(定めた後に都道府県知事へ報告)(第8条)</p> <p><土地利用基本計画> 都道府県:当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定める。(計画を定める場合には、市町村長からの意見聴取、国土交通大臣との協議)(第9条)</p>	<p><規制区域> ○指定 都道府県:都市計画区域において、土地の投機的取引が集中して行われ、地価が急激に上昇するおそれがある区域等を指定。(指定後に国土交通大臣へ報告、関係市町村長へ通知。土地利用審査会の確認規定)(第12条)</p>
<p>領海及び接続水域に関する法律 (昭和52年5月2日法律第30号)</p>	<p>法目的なし 領海の範囲、基線、内水又は領海からの追跡に関する我が国の法令の適用、接続水域、接続水域における我が国の法令の適用について規定</p>		<p><領海> 我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線(その線が基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線(我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線)とする。)までの海域とする。(第1条)</p> <p><基線> 基線は、低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。ただし、内水である瀬戸内海については、他の海域との境界として政令で定める線を基線とする。(第2条)</p> <p><接続水域> 我が国の領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として、接続水域を設ける。(第4条)</p>
<p>海岸法 (昭和31年5月12日法律第101号)</p>	<p>津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。</p>	<p><海岸保全基本方針> 国:海岸保全基本方針に係る海岸保全基本方針を定めなくてはならない。(第2条の2)</p> <p><海岸の保全に関する基本計画> 都道府県:海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定めなくてはならない(第2条の3) (関係市町村長及び関係海岸管理者等の意見聴取が必要。)</p>	<p><公共海岸> ○指定 都道府県:国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして指定された低潮線までの水面(第2条2項)</p> <p><海岸保全区域> ○指定 都道府県:海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他法定の管理を行う必要がある、防護すべき海岸に係る一定の区域を指定。(第3条) ○管理(以下に規定される者がそれぞれの区域の海岸管理者となる) 都道府県:(原則として)海岸保全区域を管理(第5条) 市町村:市町村が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県が指定したもの(第5条第2項)。市町村の長は、海岸管理者との協議に基づき、政令で定めるところにより、当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことができる(第5条第6項) 国:国土保全上極めて重要で、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は主務大臣(第37条の2)※沖ノ鳥島の海岸のみ(海岸法第37条の2第1項の海岸を指定する政令) その他:海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長が管理(第5条第2項)</p> <p><一般公共海岸区域> ○指定 都道府県:公共海岸の区域のうち第3条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域(第2条第2項) ○管理(海岸管理者) 都道府県:(原則として)一般公共海岸区域を管理(第37条の3) 市町村:都道府県との協議により管理(第37条の3第3項)</p>

行為規制	振興・助成等	補足
<p><規制区域> ○許可 都道府県(申請は市町村経由):規制区域に所在する土地について、土地売買等の契約を締結しようとする場合。(第14条) ○届出 都道府県(申請は市町村経由):権利の移転又は設定後における利用目的等の届出(第23条) *注視区域(第27条の3)、監視区域(第27条の6)についても、規制区域と同様の規定あり</p>		
<p><海岸保全区域> ○許可:海岸管理者 海岸管理者以外の者の、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするとき(第7条) ・土砂採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等の新築・改築、土地の掘削、盛土、切土、木材その他の物件を投棄し、又は保留する等の行為で海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの(第8条) ○禁止 ・海岸保全施設その他の施設又は工作物の損傷・汚損、油等による海岸の汚損、自動車、船舶等の放置、土石の投棄、土地の表層のはく離、たき火その他の行為で、動物若しくは動物の卵又は植物の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼすおそれがある一定の行為(第8条の2) <一般公共海岸区域> ○許可:海岸管理者 ・海岸管理者以外の者の、施設又は工作物を設けての占用(第37条の4) ・土砂採取、水面における施設又は工作物の新設又は改築、土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為(第37条の5) ○禁止 ・海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷又は汚損、油等による海岸の汚損、自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものの搬入・放置、その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為(第37条の6)</p>		<p>平成11年改正で、①法目的に環境保全と親水が入り、②計画規定が入り、③海岸保全に支障をもたらす行為への規制が追加され、④一般公共海岸区域管理に関する規定が明確化され、⑤主務大臣による海岸保全区域管理の特例が設けられた。</p>

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■全般</p> <p>港湾法 (昭和25年5月31日法律第218号)</p>	<p>交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。</p>	<p><基本方針> 国: 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針を定めなければならない。(第3条の2)</p> <p><港湾計画> 都道府県、市町村等: 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者又は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。(国土交通大臣へ提出。大臣による変更の請求が予定されている)(第3条の3)</p> <p>※国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、都道府県95、市町村24、港務局1、一部事務組合3となっている(平成24年4月時点)</p>	<p><港湾区域> 港湾管理者が指定(国土交通大臣又は都道府県知事に協議)(第2条3項、第4条4項、第33条)</p> <p><港湾隣接区域> 港湾区域外百メートル以内の地域内で、港湾管理者が指定(第37条、第37条の2)</p> <p><臨港地区> 都市計画法第5条により指定された都市計画区域以外の区域で、港湾管理者が指定(第38条)</p>
<p>漁港漁場整備法 (昭和39年5月2日法律第137号)</p>	<p>水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資する。</p>	<p><基本方針> 国: 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めなければならない。(第6条の2)</p> <p><漁港整備長期計画> 国: 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計画(以下「漁港漁場整備長期計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。(第6条の3)</p> <p><特定漁港漁場整備事業計画> 国: 特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。(第19条)</p> <p>都道府県・市町村: 地方公共団体が特定漁港漁場整備事業を行う場合には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを国に届出るとともに、公表しなければならない。(第17条)</p>	<p><漁港区域> 〇指定 市町村、都道府県又は国: 天然または人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設(第2条、第6条1～4項)</p>
<p>河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)</p>	<p>河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。</p>	<p><河川整備基本方針> 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかななければならない。(第16条)</p> <p><河川整備計画> 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかななければならない。(予め政令で定めるところにより関係都道府県知事・地町村長の意見を聴取)(第16条の2)</p> <p>河川管理者(国: 一級河川、都道府県: 二級河川、市町村: 準用河川)</p>	<p>〇指定 <一級河川> 国: 国土保全上または国民経済上特に重要な水系(第4条) <二級河川> 都道府県: 一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるもの(第5条) <準用河川> 市町村: 一級河川及び二級河川以外の河川(第100条1)</p> <p><河川区域> 河川管理者: ①河川の流水が継続して存する土地およびそれに類する状況を呈している土地の区域、②河川管理施設の敷地である土地の区域、③堤外の土地の区域のうち①と一体として管理を行う必要がある区域(第6条)</p> <p><河川保全区域> 河川管理者: 河岸又は河川管理施設を保全するため必要な河川区域に隣接する区域(第54条)</p>
<p>公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)</p>	<p>法目的なし</p>		<p>〇指定 公有水面＝河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するもの(第1条)</p> <p><公有水面の埋立> 〇免許 都道府県: 公共水面埋立免許の付与(第3条)、免許付与の基準(第4条1項)</p>
<p>都市計画法 (昭和43年6月15日法律第100号)</p>	<p>都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p><都市計画> 〇策定 都道府県: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画、区域区分に関する都市計画等(第15条) 市町村: その他の都市計画は市町村が定める。(第15条)</p> <p>〇都市計画案の作成 市町村: 必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。(第15条の2)</p>	<p><都市計画区域> 〇指定 都道府県: 都市計画区域: 一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要がある区域(第5条)</p> <p><準都市計画区域> 〇指定 都道府県: 準都市計画区域: そのまま放置すれば将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れがある区域(第5条2)</p> <p><臨港地区> 〇指定 都道府県: 港湾を管理運営するために定める地区(第8条9号)</p>
<p>森林法 (昭和26年6月26日法律第249号)</p>	<p>森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。</p>	<p><全国森林計画> 国: 全国の森林につき、5年ごとに、15年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。(4条) 都道府県の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。(7条)</p> <p><地域森林計画> 都道府県: 全国森林計画に即して、森林計画区域別に、その森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに、10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない(5条)</p> <p><市町村森林整備計画> 市町村: 区域内にある地域森林計画の対象となつて民有林につき、5年ごとに、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。(10条の5)</p> <p><保安林> 〇指定 国: ①水源のかん養②土砂の流出の防備③土砂の崩壊のなど第25号各号に掲げる目的に達するために必要な森林(第25条)</p>	<p><森林計画区> 〇指定 国: 全国森林計画(第4条)、地域森林計画(第5条)の対象となる区域(第5条)</p> <p><保安施設地区> 〇指定 国: 森林の造成事業または森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要な森林又は原野その他の土地(第41条)</p>

行為規制	振興・助成等	補足
<p><港湾区域> ○許可: 港滯管理者 ・水域又は公共空地の占用、水域又は公共空地における土砂の採取、水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設・改良等(第37条第1項) ○禁止 ・船舶その他の指定物件の廃棄・放置(第37条の3)</p> <p><港湾隣接区域> ○許可 ○禁止 ・港湾区域と同様</p> <p><臨港地区> ○届出: 港滯管理者 ・水域施設・運河・用水渠・排水渠の建設・改良、廃棄物処理施設の建設・改良、工場等の増設(第38条の2) ○禁止、制限 ・港滯管理者が指定する各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物で、地方公共団体が条例で定めるものの建設・改築・用途変更(第39条、第40条) ・船舶その他の指定物件の廃棄・放置(第37条の3)</p>		
<p><漁港区域> ○許可 港滯管理者: 第一種漁港(主として市町村) 第一種漁港以外(主として都道府県) 水域又は公共空地における、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削・盛土、汚水の放流、汚物の放棄、水面・土地の一部の占用(第39条1項) ○認可 港滯管理者: 国及び港滯管理者以外の者が漁港施設を他人に利用させ、使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて認可を受ける。変更しようとするときも、同様。(第38条) ○禁止 漁港施設の損傷・汚損、船舶、自動車その他の指定物件の廃棄・放置等(第39条5項)</p>	<p><特定漁港漁場整備事業> 費用の負担及び補助(第20条)</p>	<p><漁港管理者> 漁港の種類や所在地等に応じて都道府県又は市町村が漁港管理者となる</p> <p>漁港の種類(第5条) 第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの 第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの 第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの 第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの</p>
<p><都市計画区域> ○許可 都道府県: 開発行為(第29条) <準都市計画区域内> ○許可 都道府県: 開発行為(第29条)</p> <p><都市計画施設等の区域内における建築等の規制> ○許可 都道府県: 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。(第53条)</p> <p><地区計画等の区域内における建築等の規制> ○届出 市町村: 地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行おうとする者は、一定の期日までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法を届出。(第58条の2)</p>	<p><市街化区域内における開発許可者への援助等> 国・地方公共団体: 市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努める。(第48条)</p>	
<p><森林計画区> ○許可 都道府県: 開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を助業して政令で定める規模を超えるもの)(第12条2) ○届出 市町村: 土地の所有権の取得 所有権を取得してから90日以内(第10条7の2) 市町村: 伐採及び伐採後の造林(第10条8)</p> <p><保安林> ○指定 国: 魚つき保安林(第25条) ○許可 都道府県: 立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧し、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為(第34条) ○届出 都道府県: 立木の伐採(第34条2)、立木の間伐(第34条3)</p> <p><保安施設地区> 都道府県: 保安林と同様の規制(第44条)</p>		

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
■全般			
農地法 (昭和27年7月15日法律229号)	国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資すること。		○定義 ＜農地＞ 耕作の目的に供される土地(第2条) ＜採草放牧地＞ 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの(第2条)
農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年7月1日法律第58号)	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。	＜農用地等の確保等に関する基本方針＞ 国：農用地等の確保等に関する基本方針を定める(第3条の2) 指針を定める際には、確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項に係る部分については都道府県の意見を聴かなければならない(第3条の2第3項) ＜農業振興地域整備基本方針＞ 都道府県：基本方針に基づき、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定める。(第4条) ＜農業振興地域整備計画＞ 市町村：都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。(第8条) 都道府県：都道府県は、農業振興地域を通ずる広域の見地から定めることが相当であるものを内容とする農業振興地域整備計画を定めることができる。(第9条) ＜集落農業振興地域整備計画及び景観農業振興地域整備計画＞ 市町村：一定の市町村は、農業振興地域整備計画のほか、集落農業振興地域整備計画及び景観農業振興地域整備計画を定めることができる。(第13条の6)	
土地改良法 (昭和24年6月6日法律第195号)	農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。		国または地方公共団体：国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて土地改良事業等の地域を定めるには、承認が必要(第5条第6項) 国又は都道府県：一定の規定による申請の土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。(第87条の2)
国有財産法 (昭和23年6月30日法律第73号)	法律の趣旨 国有財産の取得、維持、保存及び運用(以下「管理」という。)並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。		＜国有財産＞ 行政財産と普通財産とに分類(第3条) ＜行政財産＞ 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの(第3条第2項第2号) 国(各省各庁の長)：その所管に属する行政財産を管理しなければならない(第5条) ○許可 その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可する(第18条6)
地方自治法 (昭和22年4月17日法律第67号)	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発展を保障することを目的とする。		＜市町村の境界変更＞ ○市町村の廃置分合又は市町村の境界変更(第7条) 市町村：申請 都道府県：議会の議決を経て定め、直ちにその旨を総務大臣に届出。 ○都道府県又は市町村の区域の編入(第7条の2) 国：従来、地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県又は市町村の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。利害関係があると認められる都道府県又は市町村に、予め意見を聴かなければならない。 ○市町村の境界に関する争論(第9条) 都道府県：関係市町村の申請に基づき、別途定める規定による調停に付することができる。 ○市町村の境界が判明でない場合で論争がない場合(第9条の2) 都道府県知事：市町村の境界が判明でない場合でその境界に関し論争がないときは、関係市町村の意見を聴いて決定することができる。 ＜公有水面のみに係る市町村の境界変更＞(第9条の3) 市町村：同意 都道府県：当該都道府県の議会の議決 国：都道府県からの届出 ＜公有水面埋立時の措置＞ 国：都道府県：公有水面の埋立てが行なわれる場合、当該埋立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため必要があると認めるときは、できる限りすみやかに、一定の措置を講じなければならない。(第9条の4) 市町村：市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、議会の議決を経て、都道府県知事に届出。(第9条の5) 都道府県：直ちに告示
地方拠点法 (地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律) (平成4年6月5日法律第76号)	地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。	国：地方拠点都市地域に係る第一条に規定する整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な方針を定めなければならない。(第3条) 市町村：地方拠点都市地域を区域とするすべての市町村は、基本方針に基づき、当該指定地域に係る整備の促進に関する基本的な計画を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めるとする。(第6条)	都道府県：基本方針に即して、一定の要件に該当する市町村の区域を地方拠点都市地域として指定することができる(第4条)

行為規制	振興・助成等	補足
<p><農地、採草放牧地> ○許可 農地委員会：権利移動(第3条) 都道府県(一定の場合国)：転用(第4条)、転用のための権利移動(第5条)</p>		
<p><農用地区> ○許可 都道府県：農用地区域内において開発行為をしようとする者は、許可を受けなければならない。(第15条2)</p> <p><農用地区域以外の区域内> ○勧告 都道府県：農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。(第15条4)</p> <p><農地等の転用制限> 国、都道府県：農用地区域内にある許可に関する処分を行うに当たっては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。(第17条)</p>		
		<p>普通地方公共団体：法令に違反しない限りにおいて、一定の事務等に関し、条例、規則を制定することができる。(第14条1項)(第15条1項)</p>
<p><<拠点整備促進区域>> ○許可 都道府県：土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者(市の区域内にあっては、当該市の長)(第21条)</p>		

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
■全般			
農山村活性化法(農山村の活性化の促進に関する法律)(平成19年5月16日法律第48号)	人口の減少、高齢化の進展等により農山村の活力が低下していることにかんがみ、農山村における定住等及び農山村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山村の活性化を図ること。	国:定住等及び地域間交流の促進による農山村の活性化に関する基本的な方針を定める。(第4条) 都道府県、市町村:単独で又は共同して、基本方針に基づき、計画の区域、計画の目標、当該目標を達成するために実施する次に掲げる事業、計画期間その他の事項を定めた活性化計画を作成することができる。(第5条)	
首都圏整備法(昭和31年4月26日法律第83号)	首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ること。	首都圏整備計画 国:関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聴いて決定する。(第22条) 首都圏とは東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう 計画に掲げる事項について ・首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項 ・既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもののうち、それぞれその根幹となるべきもの	<近郊整備地帯> ○指定 国:既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域(第24条) <都市開発区域> ○指定 国:既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを適当とする区域(第25条)
近畿圏整備法(昭和38年7月10日法律第129号)	近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ること。	近畿圏整備計画 国:関係府県、関係指定都市及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定する(第9条) 近畿圏とは(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域(政令で定める区域を除く。))を一体とした広域 計画に掲げる事項について ・近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項 ・近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項等	<既成都市区域> ○指定 国:大阪市、神戸市、京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域 <近郊整備区域> ○指定 国:既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域(第11条) <都市開発区域> ○指定 国:既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域(第12条) <保全区域> ○指定 国:近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域(第14条)
中部圏開発整備法(昭和41年7月1日法律第102号)	中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位置する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与すること。	中部圏開発整備計画 国:関係府県、関係指定都市及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定する(第9条) 中部圏とは(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域) 計画に掲げる事項について ・中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項 ・都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項等	<都市整備区域> ○指定 国:中部圏の地域内において、産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進度に応じ都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行なう必要がある区域(第13条) <都市開発区域> ○指定 国:中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心となる都市として開発整備することを必要とする区域(第14条) <保全区域> ○指定 国:中部圏の地域内において観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域(第16条)
排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成22年6月2日法律第41号)	我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずることにより、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること。	国:基本計画の策定、EEZ等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならない。(第3条) 基本計画で定める事項(第3条第2項) ・低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針 ・低潮線の保全に関し低潮線及び周辺状況調査、低潮線保全区域での海底掘削等 ・特定離島を拠点とする排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の目標に関する事項 ・拠点施設の整備等の内容に関する事項 ・その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項	<低潮線保全区域> ○指定:国(第2条) ○管理:国(第5条) <特定離島港湾施設> ○指定:国(第8条) ○管理:国(第8条)

行為規制	振興・助成等	補足
	<p><交付金> 国：活性化計画を作成した都道府県又は市町村に対し、事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。(第6条)</p>	
<p><低潮線保全区域> ○許可：国(第5条) 海底の掘削又は切土、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築のほか、低潮線保全区域における海底の形質に影響を及ぼすおそれがある行為</p> <p><特定離島港湾施設> ○許可：国(第9条第2項) 特定離島港湾施設の存する港湾において、当該港湾の利用又は保安全上に必要があると認められた水域において、水域の専用、土砂の採取、港湾の利用又は保安全に支障を与えるおそれのある一定の行為</p> <p>○禁止：国(第10条) 特定離島港湾施設の存する港湾において、当該港湾の利用又は保安全上に必要があると認められた水域において、みだりに、船舶その他の物件で指定されたものを捨て、または放置すること(第10条)</p>		

表 I - 1 沿岸域管理に関する国内主要法令(詳細)

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■産業活動</p> <p>漁業法 (昭和24年12月15日法律第267号)</p>	<p>漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る。</p>		
<p>海洋水産資源開発促進法 (昭和46年5月17日法律第60号)</p>	<p>沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資する。</p>	<p><基本方針> 国、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針を定める(第3条)</p> <p><開発区域における沿岸水産資源開発計画> 都道府県、開発区域を指定した場合において、当該開発区域について、水産動植物の増殖又は養殖を推進して漁業生産の増大を図るため特に必要があると認めるときは、沿岸水産資源開発計画を定める(第7条。関係市町村からの意見聴取)</p>	<p><開発区域> ○区域指定 都道府県：沿岸水産資源開発区域の指定(第5条。港湾管理者、都道府県、国土交通大臣との協議規定。関係市町村からの意見聴取及び農林水産大臣との協議の規定あり)</p> <p><漁場の効用の低下等の防止に関する措置について> ○要請 国：農林水産大臣は、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、水質汚濁防止法その他の法令の規定に基づき防止のために必要な措置をとるべきことを要請することができる。(第19条)</p>
<p>沿岸漁場整備開発法 (昭和49年5月17日法律第49号)</p>	<p>水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置を講ずることにより、漁港漁場整備法による措置と相まって、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もって沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与する。</p>	<p><基本方針> 国、農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定めなければならない。(第6条)</p> <p><基本計画> 都道府県、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めることができる。(第7条の2)</p>	
<p>持続的養殖生産確保法 (平成11年5月21日法律第51号)</p>	<p>漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資する。</p>	<p><基本方針> 国、農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針を定める(第3条)</p> <p><漁場改善計画> ○認定 都道府県又は国：漁業協同組合等は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けることができる。(第4条。他の都道府県の管轄する水域を含む計画の認定に当たっては関係都道府県との協議)</p>	<p><漁場改善計画に関して> ○勧告 都道府県：漁場改善の計画作成その他必要な措置を採るべき旨の勧告(第7条)</p> <p><疾病の発生に関して> ○命令 都道府県：特定疾病蔓延防止のための命令(第8条・第9条の2) ○届出 国：新疾病が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届出。(第12条)</p>
<p>漁船法 (昭和25年5月13日法律第178号)</p>	<p>漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、且つ、漁船に関する試験を行い、もって漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資すること。</p>		<p><動力漁船> ○限度・基準設定 国：都道府県別・種類別に動力漁船の隻数・総トン数の最高限度又は性能基準を設定(第3条)</p>
<p>水産業協同組合法 (昭和23年12月15日法律第242号)</p>	<p>漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期する。</p>		
<p>六次産業化法(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律) (平成22年12月3日法律第67号)</p>	<p>農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業者等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与すること。(前文を有する)</p>	<p><基本方針> 国、農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合的な促進に関する基本方針を定める。(第4条)</p> <p>国、農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を定める(第40条)</p> <p><地域の農林水産物利用の促進についての計画> 都道府県及び市町村：地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。(第41条)</p>	

行為規制	振興・助成等	補足
<p><漁業権> ○免許 都道府県: 漁業権の設定は都道府県知事に申請して免許を受ける(第10条) 知事は、海区漁業調整委員会等の意見を聞き、漁業種類・漁場の位置等の漁業権の内容たる事項、申請期間等を定めて公示する(第11条) 国: 都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、免許の内容たるべき事項等を変更すべきことを指示できる。(第11条) 漁業権の種類は以下(第6条、第7条) ・定置漁業権(漁具を定置して営む漁業) ・区画漁業権(一定の区域において養殖業を営む権利) ・共同漁業権(一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利)</p> <p><漁業許可> ○許可 国: 農林水産大臣の許可を受けて営む漁業。指定漁業又は指定大臣許可漁業(第52条) (指定漁業: 13業種が政令で指定(沖合底引き網、大型捕鯨、逸洋かつお・まぐろ、中型さけ・ます流し網、日本海べにすわいがに、いか釣り等)(特定大臣許可漁業: 5業種が省令で定められている(すわいがに、東シナ海等かじき等流し網等)) 都道府県: 都道府県知事の許可を受けて営む漁業。法定知事許可漁業とその他の知事許可漁業(第65条、第66条2項等) (法定知事許可漁業: 4業種(中型まき網、小型機船底引き網、瀬戸内海機船底引き網漁業、小型さけ・ます流し網漁業)) (その他の知事許可漁業: 都道府県が漁業調整等の観点から、規則を定め管理を行っている漁業。小型まき網、刺し網等)</p>		<p>漁業権の性質: 物権とみなされることにより妨害排除・予防請求権を有するが、漁業権の譲渡・貸付は原則禁止。(第23条、第29条)</p> <p><区画漁業> ・第一種区画漁業: 一定の区域内において石、かわら、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業 ・第二種区画漁業: 土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業 ・第三種区画漁業: 一定の区域内において営む養殖業であって第一種・第二種以外のもの <共同漁業> ・第一種共同漁業: 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業 ・第二種共同漁業: 網漁具を移動しないように敷き節して営む漁業であって定置漁業及び第五種以外のもの ・第三種共同漁業: 地びき網漁業、船びき網漁業、餌付漁業又はつきいそ漁業で、第五種以外のもの ・第四種共同漁業: 寄魚漁業、又は鳥付こぎ釣漁業であって、第五種以外のもの ・第五種共同漁業: うち水面又はこれに準ずる海面において営む漁業で第一種以外のもの</p>
<p><開発区域> ○届出 都道府県: 海底の掘削その他海底の形質の変更、当該開発区域における水産動植物の増殖又は養殖の推進による漁業生産の増大に支障を及ぼすおそれのある行為等(第9条)</p> <p><政令で定める指定海域> ○届出 都道府県: 漁場としての効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがある海底の掘削、工作物の設置その他の行為で政令で定める特定行為(石油天然ガスの探掘、一定の土石の採取除去、一定の施設等の新設・改修・増設)(第12条)</p> <p><海域における資源管理協定> ○認定 行政庁(第18条): 漁業者団体等は、当該海域における海洋水産資源の自主的な管理に関する協定(資源管理協定)を締結し、当該資源管理協定が適当である旨の行政庁の認定を受けることができる。(第13条) ※行政庁: 都道府県または国</p>	<p>国及び都道府県の援助等(第11条)</p>	
<p>○認可 都道府県: 特定水産動物育成事業(第8条)、指定法人の業務実施計画(第17条) ○指定 都道府県: 放流効果実証事業の実施者(第15条) ○勸告 都道府県: 漁場利用協定の締結(第24条)</p>		
<p><特定疾病の発生等> ○届出 都道府県: 養殖業を行う者等は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、遅滞なく、当該養殖水産動植物の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届出。(第7条の2)</p>		
<p><漁船> ○登録 都道府県: 漁船の登録(第10条)</p> <p><動力漁船> ○許可 国又は都道府県: 動力漁船の建造改造の許可(第4条)</p>		
<p><水産業協同組合> ○認可 行政庁: 設立(第63条)、資源管理規定(第11条の2)</p>		
<p><事業者の事業計画の認定> ○認定 国: 総合化事業に関する計画を農林水産大臣に提出して、適当である旨の認定を受けることができる。(第5条、都道府県との協議を要する事項あり) 研究開発・成果利用事業に関する計画を主務大臣に提出して、適当である旨の認定を受けることができる。(第7条)</p>		

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
■産業活動 工場立地法 (昭和34年3月20日法律第24号)	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行ない、もつて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与する。		
企業立地促進法 (平成19年5月11日法律第40号)	産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もつて国民経済の健全な発展に資する。	<p><基本方針> 国・主務大臣は、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針を定める。(第4条)</p> <p><基本計画> 市町村又は都道府県、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村(特別区を含む)及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県は、共同して、基本方針に基づき、第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。(第5条)</p>	
総合保養地域整備法 (昭和62年6月9日法律第71号)	良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もつて国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与する。	<p><基本方針> 国・総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、一定の要件に該当する地域についての整備に関する基本方針を定める。(第4条)</p> <p><基本構想> 都道府県、基本方針に基づき、当該都道府県内の地域であつて一定の要件に該当すると認められるものについて、第一条に規定する整備に関する基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。(第5条。関係市町村に協議)</p>	
観光圏整備法 (平成20年5月23日法律第39号)	我が国の観光地の魅力と国際競争力を高め、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するためには、観光地の特性を生かした良質なサービスの提供、関係者の協力及び観光地相互間の連携が重要となっていることにかんがみ、市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成及び観光圏整備事業の実施に関する措置について定めることにより、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進し、もつて観光立国の実現に資するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与する。	<p><基本方針> 国・主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を定める。(第3条)</p> <p><観光圏整備計画> 市町村又は都道府県、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための観光圏整備計画を作成することができる。(第4条)</p>	
鉱業法 (昭和25年12月20日法律第289号)	鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定める。		<p>国：まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。(第2条)</p> <p><特定区域> ○指定 国：経済産業大臣による、特定開発者に特定鉱物の試掘掘採を行わせる特定区域の指定(第38条)</p>
砂利採取法 (昭和43年5月30日法律第74号)	砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資する。		
採石法 (昭和25年12月20日法律第291号)	採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄与する。		

行為規制	振興・助成等	補足
<p><工場等の新設等> ○届出 都道府県又は市・製造業等に係る一定規模以上の工場又は事業場の新設(第6条)。新設または変更の届け出を受けた都道府県知事又は市長は必要な勧告及び変更命令を出すことができる。</p>		<p>(工場立地に関する調査) 経済産業大臣(工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣)は、工場適地・工場立地の動向・工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行う。(第2条1項)</p>
<p><事業者による計画の承認> 都道府県:企業立地計画の承認(第14条)、事業高度化計画の承認(第16条)</p>	<p><機構による促進> 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、同基本計画において定められた集積区域において、当該区域に係る指定集積業種に属する事業を行う特定事業者による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場(特定事業の用に供するものに限る)、事業場(特定事業の用に供するものに限る)又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。(第9条)</p>	
	<p><事業者への助成> 地方公共団体:同基本構想に基づき民間事業者の能力を活用しつつ第一条に規定する整備を促進するため必要があると認めるときは、当該民間事業者に対して出資、補助その他の助成をすることができる。(第13条)</p>	
<p><観光圏整備事業> ○承認 国:観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができる。(第8条)</p>		
<p><鉱業権> ○定義 登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利。(第5条) ○許可 国:鉱業権の設定(第21条) 都道府県知事と協議し(第24条)、経済産業大臣が決定(第21条) ○承諾 管理庁又は管理人:公共の用に供する施設並びに建物の地表地下50メートル以内の場所で鉱物を掘採するには、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。(第64条) <特定区域> ○鉱業権等の設定等、鉱物の探査の許可 国:特定区域における鉱業権の設定(特定開発者)(第39条)、特定開発者としての試掘権者による探掘権の設定について(第41条)、 <鉱物の探査の許可> 国:鉱物の探査であつて、地震探鉱法等を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受ける。(第100条の2)</p>		<p>平成23年改正により、陸域・海域問わず鉱物探査への行為規制が設けられた。この改正で導入された法第6条の2につき、「特定鉱物」について定める政令では、海底又はその下に存在する熱水・堆積鉱床をなす鉱物が指定されることとなった。これによって海底に賦存する鉱物を開発する者につき、申請人複数人の中から審査・選定する権限が国に認められることとなった。 ○鉱業権の性質 鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する(第12条)</p>
<p><砂利採取業> ○定義 「砂利採取業」とは、砂利の採取(洗浄を含む)を行なう事業をいう。(第2条) ○登録制 都道府県:砂利採取業を行おうとする者は、都道府県の登録を受けなければならない。(第3条) ○認可 都道府県(河川区域等にあつては河川管理者):砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、都道府県の認可を受けなければならない。</p>		
<p><採石権> ○定義 採石権者は、設定行為をもつて定めるところに従い、他人の土地において岩石及び砂利を採取する権利を有する。(第4条) ○許可 国:権利者との協議の開始・許可(経済産業局長:第9条)、権利者との協議が調わない場合(経済産業局長の決定:第12条、公等調整委員会の承認:第18条) <採石業> ○登録 都道府県:採石業を行おうとする者は、都道府県の登録を受けなければならない。(第33条) ○認可 都道府県:採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行なう場ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県の認可を受けなければならない。</p>		<p>○採石権の性質 採石権は、物権とし、地上権に関する規定を準用する。(第4条第3項)</p>

表 I - 1 沿岸域管理に関する国内主要法令(詳細)

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間的管理(公物管理・区域指定等)
<p>■環境保全</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律第三十六号)</p>	<p>船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。</p>	<p><排出油等防除計画> 国:海上保安庁長官は、海上保安管区の区域その他の事情を考慮して海域ごとに、油又は有害液体物質が著しく大量に排出された場合における排出油等の防除に関する計画(以下「排出油等防除計画」という。)を作成する。(第43条の5) <港湾計画に定めるべき事項> 港湾管理者:当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃油、廃有害液体物質等及び廃棄物並びに排出ガスの種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃油等が排出又は放出されることによる海洋汚染等を防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃油処理施設、廃有害液体物質等処理施設及び廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理場所並びに排出ガス処理施設が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。(第44条)</p>	<p><指定海域> 国:環境大臣は、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域であつて、海底及びその下の掘削その他の海底及びその下の形質の変更が行われることにより当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを指定海域として指定する。(第18条の15、19条で台帳を調整・保管) <揮発性物質放出規制港湾の指定> 国:揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みの状況その他の事情から判断して揮発性有機化合物質の放出による大気汚染を防止するための措置を講ずる必要があると認められる港湾を指定することができる。(第19条の23) <海洋汚染・海上災害の防止措置> ○命令・交通規制 国:海上保安庁長官は、大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、緊急に防除のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずる現場の海域にある船舶の船長に対し海域からの退去・侵入中止命令、航行を制限することができる。(第39条の2) 国:廃棄物その他の物の排出・船舶の沈没、又は乗揚げに起因して海洋が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合、物の除去命令、汚染防止のため必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。(第40条) 国:危険物の排出があつた場合において、海上火災が発生した(又はおそれがある)とき、移動し若しくは処分し、又はその使用を制限することができる。(第42条の6) 国:船舶交通の危険を防止するための、船舶の航行の制限・禁止(第42条の8) ○監視及び通知 国:海上保安庁長官は本邦の沿岸海域における海洋の汚染状況について必要な監視を行い、著しい海洋の汚染があると認めるときは、その汚染の状況について、当該汚染海域を地先水面とする地方公共団体の長に通知する(第45条)</p>
<p>水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)</p>	<p>工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。</p>	<p><排水基準> 国:環境省令(3条)。 都道府県:上乗せ基準を定めることができる。予め環境大臣及び関係都道府県知事へ通知する。 <総量削減基本方針> 国:環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、排水基準のみによつては水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(水質環境基準)の確保が困難であると認められる水域であつて、指定水域の水質の汚濁に係るある地域として指定水域ごとに政令で定める地域について、汚濁負荷量の総量の削減に関する基本方針を定める。(第4条の2、関係都道府県からの意見聴取) <総量削減計画> 都道府県:都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画を定める(第4条の3、関係市町村長からの意見聴取、環境大臣との協議・同意) <水質測定計画> 都道府県:毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成する(第16条) <生活排水対策推進計画> 市町村:生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画を定めなければならない(第14条の9)</p>	<p><指定地域における事業場からの排水に関する総量基準> 都道府県:指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のものから排出される排水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。(第4条の5、法定受託事務) <生活排水対策重点地域> ○指定 都道府県:法定の公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に係る当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。(第14条の8、関係市町村からの意見聴取)</p>

行為規制	振興・助成等	補足
<p>○一般的責務:何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質等又は廃棄物の排出、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄、船舶からの排出ガスの放出その他の行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。(第2条)</p> <p>○油の排出の禁止:何人も、海域において、船舶から油を排出してはならない。(第4条。特例的に国(海上保安庁長官)による承認がある)</p> <p>○有害液体物質の排出の禁止:船舶から有害液体物質を排出することの禁止。(第9条の2。水バラストの排出には不適用。例外あり。政令で定める基準に適合する排出は国(海上保安庁長官)等の適合性の確認を受ける)</p> <p>○油等の焼却の禁止:何人も、船舶又は海洋施設において、油等の焼却をしてはならない。(第19条の35の4)</p> <p><廃棄物等の排出・海洋投入等></p> <p>○許可 国:何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。(第10条。政令で定める基準による排出、環境大臣の認め・許可した排出等は除く。) また、海洋施設又は航空機から油、有害液体物質又は廃棄物(油等)を排出してはならない。(第18条)</p> <p>国:船舶から廃棄物の海洋における投入処分(海洋投入処分)をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。(第10条の6。なお、その後処分に当たっては海上保安庁長官の確認が必要)。海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。(第18条の2。なお、海上保安庁長官による確認の規定がある。)</p> <p>○登録 国:船舶所有者は、船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。(第11条)</p> <p>○届出 国:廃棄物の海洋投入処分をするための海洋施設の設置(第18条の3)</p> <p><海底下廃棄></p> <p>○禁止:何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄をしてはならない。(第18条の7)</p> <p>○許可 国:特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。(第18条の8)</p> <p><指定海域></p> <p>○届出 国:指定海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、環境大臣に届けなければならない。(第19条の2)</p> <p><廃油処理事業></p> <p>○許可 国:港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(第20条)</p> <p><海洋施設の廃棄></p> <p>○許可 国:海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。(第43条の2)</p> <p>○通報 国:油等の排出(その発生)を最寄りの海上保安機関に対して通報等(第38条)。海上火災の発生・海難・異常現象の発生等を最寄りの海上保安庁の事務所に通報(第42条の3、42条の4の2)</p> <p>○規制 <油の排出> 船舶からのビルジその他油(第5条2項)・タンカーからの貨物油を含む水バラスト等(第5条3項)などで排出基準に従う排出のみ可(第5条1項) 規制の基準・ビルジその他の油等の排出基準(施行令第1条の8) 水バラスト等の排出基準(施行令第1条の9)</p> <p><有害液体物質の排出></p> <p>○規制 基準に適合した排出のみ可(第9条1の3項)(第9条2の1項) 規制の基準・排出基準(施行令第1条11)</p> <p>○確認 国又は登録確認機関:排出基準に適合することを確認する申請書を提出し、確認を受ける必要(第9条2の4項)</p> <p><廃棄物の排出></p> <p>○確認 国:排出基準に届着することを確認する申請書を提出し、確認を受ける必要(第10条の12)</p> <p>○登録 国:廃棄物排出船の登録(第11条)</p>		
<p>○届出 都道府県、工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとするとき(第5条。8条に都道府県知事による変更命令が規定)</p> <p><排水に関する遵守事項> 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。(第12条) 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。(第12条の2) 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。(第12条の3)</p> <p><排出・浸透等></p> <p>○規制 :構造基準(施行規則第8条の2~7)に適合している必要(第12条の4)</p> <p>○命令 都道府県、基準に適合していない場合、改善命令、停止命令(第13条から13条の4)</p> <p><特定施設等の設置></p> <p>○届出 都道府県(第5条)</p> <p>○命令 都道府県、計画変更命令(第8条、第8条の2)</p>		<p>この法律の「公共用水域」:河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法。第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)) (第2条1)</p> <p>都道府県知事の、関係行政機関の長・地方公共団体の長に対する意見陳述権 河川・港湾その他公共用水域の管理を行なう者で政令で定める者の都道府県知事に対する意見陳述権(第24条)</p>

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■環境保全</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)</p>	<p>廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>	<p><基本方針> 国: 廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定める。(第5条の2。関係都道府県知事からの意見聴取) <廃棄物処理施設整備事業計画> 国: 廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。(第5条の3) <都道府県処理計画> 都道府県: 当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する処理計画を定めなければならない。(第5条の5。関係市町村からの意見聴取) <一般廃棄物処理計画> 市町村: 当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定める。(第6条)</p>	<p><指定区域> 都道府県: 指定区域の指定(第15条の17) 廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域 <基本的な責務> 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。(第5条4項) 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。(第5条5項)</p>
<p>海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年7月15日法律第82号)</p>	<p>海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための必要な施策及び海岸漂着物等の発生を抑制するため必要な施策(以下「海岸漂着物対策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>	<p><基本方針> 国: 政府は海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める(第13条) <推進計画> 都道府県: 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画を作成する。(第14条。関係地方公共団体・海岸管理者からの意見聴取)</p>	<p><海岸の管理・占有等> 海岸管理者等: その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講じなければならない。(第17条1項) 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者(占有者がいない場合には、管理者): 占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。(第17条2項) 市町村: 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。(第17条3項) ○要請 ・都道府県: 国に対する漂着物処理に関する協力の要請(第20条) ・都道府県: 他の都道府県に対する漂着物処理に関する協力の求め(第19条。海岸管理者の要請又は意見聴取に基づく) ・市町村: 海岸管理者に対する要請(第18条)</p>
<p>水産資源保護法(昭和26年12月17日法律第313号)</p>	<p>水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することにより、漁業の発展に寄与する。</p>	<p><保護水面管理計画> 国又は都道府県: 都道府県知事又は農林水産大臣は、第十五条第一項又は第四項の規定により保護水面の指定をするときは、当該保護水面の管理計画を定めなければならない。(第17条。都道府県知事は大臣に協議し同意を取得する必要) <漁船隻数の定数> 国: 水産資源の保護のために必要があると認めるときは、農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、農林水産省令で、当該漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度を定めることができる。(第9条) <漁獲限度量> 国: 水産資源の保護のために必要があると認めるときは、農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度を定め、関係業者又はその団体に対し、この限度を超えて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる(第13条) <人工ふ化放流事業の計画> 国: 毎年度、溯河魚類のうち及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。(第20条)</p>	<p><保護水面> 水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域(第14条) ○指定 国又は都道府県: 都道府県知事による指定には大臣の同意が、大臣による指定には都道府県からの意見聴取が必要(第15条) ○管理 国又は都道府県: 指定した者が行う(第16条) <さく河魚類の通路への管理・規制> 国: さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。(第23条) 農林水産大臣は、工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。(第24条)</p>
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年6月14日法律第77号)</p>	<p>我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量及び漁獲努力量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法又は水産資源保護法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資する。</p>	<p><基本計画> 国: 農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画を定める。(第3条。一部事項につき関係都道府県から意見聴取) <都道府県計画> 都道府県: 基本計画に即して、漁獲可能量又は漁獲努力可能量に関し実施すべき施策に関する都道府県の計画を定める。(第4条。農林水産大臣の承認が必要) 特定海洋生物資源でない海洋生物資源のうち、都道府県の条例で定める指定海域において、都道府県漁獲限度量を決定すること等により保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の条例で定める海洋生物資源(第一種指定海洋生物資源)又は都道府県漁獲努力限度量を決定すること等により保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の条例で定める海洋生物資源(第二種指定海洋生物資源)について、都道府県計画において定めるべき事項(第5条)</p>	

行為規制	振興・助成等	補足
<p><事業の許認可> ○許可 国: 廃棄物の輸入(第15条の4の5) 都道府県: 一般廃棄物処理施設(第8条。関係市町村からの意見聴取) 都道府県: 産業廃棄物処理施設の許可(第15条。関係市町村からの意見聴取)、産業廃棄物の収集運搬業(第14条。特別管理産業廃棄物については14条の4。法定受託事務) 市町村: 一般廃棄物収集運搬の事業の許可(第7条) ○確認 国: 一般廃棄物・産業廃棄物の輸出(第10条、第15条の4の7)</p> <p><指定区域> ○届出 都道府県: 指定区域の土地形質の変更(第15条の19)</p> <p><海域> <一般廃棄物処分業>(第7条6項) ○許可 市町村: 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者(第7条6項) 欠格事由(第7条10項) <産業廃棄物処分業>(第14条6項) ○許可 都道府県: 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者(第14条6項) 拒否事由(第14条10項) ○制限 産業廃棄物の海洋投入処分。(第12条1項、施行令第6項4号)基準に適合した指定品目の排出のみ可。(品目・基準: 施行令第6条4号イ)</p>		<p>海洋投入処分: 一般廃棄物については法6条の2で、産業廃棄物については法12条で制限し、基準に適合した指定品目の排出が許容されている。</p>
		<p>海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。(第5条)</p>
<p><保護水面> ○許可 国又は都道府県: 埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事(第18条)</p> <p><省令・規則で定める特定の漁業について> ○禁止又は許可制 国又は都道府県: 水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは特定の種類の水産動植物の採捕を目的とする漁業又は特定の漁業の方法を禁止し、又は許可を受けなければならないとすることができる(第4条。1号法定受託事務)</p> <p>○禁止・制限 都道府県又は国(農林水産大臣): 管理計画において指定された水産動植物の捕獲、漁具・漁船の使用(第17条)</p> <p><採捕の禁止> ○禁止 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない(第5条)、水産動植物を麻痺させ・死なせる毒物を使用して採捕してはならない(第6条)、特定の内水面においては、溯河魚類のうちさけを採捕してはならない。(第25条)</p> <p><農林水産大臣の許認可> ○許可 国: 輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある水産動物であつて農林水産省令で定めるもの及びその容器包装の輸入(第13条の2) ○届出 国: 農林水産省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者(第27条)</p>	<p>国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、次に掲げる費用の一部を補助することができる。(第31条)</p>	<p>公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。(第2条) 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。(第3条) 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三条の水面に通ずるものには、政令で、第四条から前条までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。(第8条) 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三条の水面に通ずるものには、政令で、第二十二條から前条までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。(第26条)</p> <p>都道府県が処理する事務(第32条の2)</p>
<p><採捕数量に関する管理量・管理努力量> ○助言指導勧告 国又は都道府県: それぞれの管理量・管理努力量を超えないようにするため必要があると認めるとき(第9条) ○停止命令等 国又は都道府県: それぞれの管理量・管理努力量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(第10条)</p> <p><漁獲限度量> ○漁獲量の限度の割当て 国又は都道府県: (第11条。割当てを受けた者はその量を超えて採捕を行ってはならない) ○停止命令等 国又は都道府県: 割当てを超えた採捕を行い、又は行おうおそれのある者への停止命令(第12条)</p> <p>○報告 国又は都道府県: 漁業者による、採捕数量、漁獲努力量等の報告義務(第17条)</p>		

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■環境保全</p> <p>自然再生推進法 (平成14年12月11日法律第148号)</p>	<p>自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること。</p>	<p><自然再生基本方針> 国: 自然再生基本方針(第7条)</p> <p><自然再生事業実施計画> 自然再生事業の実施者: 自然再生事業実施計画(第9条)</p> <p>自然再生事業実施計画については「自然再生協議会(当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる)」において案を協議する。また、同協議会は「自然再生全体構想」等を作成する(第8条)</p>	
<p>自然公園法 (昭和32年6月1日法律第161号)</p>	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。</p>	<p><公園計画> 国: 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の意見を聴いて決定。(第7条1項) 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、決定。(第7条2項)</p>	<p><国立公園・国定公園> ○公園区域指定 国: 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県の意見を聴き、区域を定めて指定。(第5条1項) 国: 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、区域を定めて指定。(第5条2項)</p> <p>○事業の決定・執行 国: 国立公園事業は環境大臣が決定、国が執行。地方公共団体等は協議によりその一部を執行できる(その他の者は環境大臣の認可による)。 都道府県: 国定公園事業は都道府県が決定、都道府県が執行。都道府県以外の公共団体は都道府県との協議により、その他の者は知事の認可を受けて、事業の一部を執行できる。</p> <p><公園内の地域地区> ○指定 国立公園については国(環境大臣)、国定公園については都道府県。 特別地域: 風致を維持するため、計画に基づいて、公園区域(海域を除く)内に、特別地域を指定できる(第20条)</p> <p>特別保護地区: 景観を維持するため、特に必要があるときは、計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定できる。(第21条)</p> <p>海域公園地区: 公園の海域の景観を維持するため、計画に基づいて、公園区域の海域内に、海域公園地区を指定できる。(第22条)</p> <p>利用調整地区: 公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、計画に基づいて、特別地域又は海域公園地区内に利用調整地区を指定することができる。(第23条)</p> <p>普通地域: 特別地域・海域公園地区以外の公園区域。(第33条)</p> <p>集団施設地区: 公園の利用のための施設を集团的に整備するため、計画に基づいて、公園区域内に集団施設地区を指定する。(第36条)</p> <p><都道府県立自然公園> ○指定 都道府県: 条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。(第72条)</p> <p>○条例による地域地区指定 都道府県: 条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するためその区域内に特別地域を、都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を指定。(第73条)</p>
<p>自然環境保全法 (昭和47年6月22日法律第85号)</p>	<p>自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>	<p><自然環境保全基本方針> 国: 自然環境保全基本方針(第12条)</p> <p><原生自然環境保全地域> 国: 原生自然環境保全地域に関する保全計画は、環境大臣が関係都道府県知事及び中央環境審議会の意見をきいて決定。(第15条)</p> <p><自然環境保全地域> 国: 自然環境保全地域に関する保全計画は、環境大臣が決定。(第23条)</p> <p><生態系維持回復事業計画> 国: 環境大臣及び生態系維持回復事業を行うとする国の機関の長は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、「生態系維持回復事業計画」を定める。(第30条の2)</p>	<p><原生自然環境保全地域> ○指定 国: 原生自然環境保全地域の指定(第14条。関係都道府県からの意見聴取)</p> <p>○事業執行 国又は地方公共団体: 保全事業は国が執行、協議により地方公共団体が一部を執行できる。</p> <p>○立入制限地区指定 国: 立入制限地区を指定(第19条)</p> <p><自然環境保全地域> ○指定 国: 原生自然環境保全地域以外の区域の自然環境保全地域への指定(第22条。関係地方公共団体からの意見聴取)</p> <p>○事業執行 国又は地方公共団体: 保全事業は国が執行、協議により地方公共団体が一部を執行できる。</p> <p>○特別地区指定 国: 自然環境保全地域内に、特別地区を指定(第25条)</p> <p>○野生動植物保護地区指定 国: 特別地区内に、特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。(第26条)</p> <p>○海域特別地区指定 国: 自然環境保全地域内に、海域特別地区を指定(第27条)</p> <p>○普通地区 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海域特別地区に含まれない区域(第28条)</p> <p><都道府県自然環境保全地域> ○指定 都道府県: 条例で定めるところにより、都道府県自然環境保全地域を指定(第45条)</p>

行為規制	振興・助成等	補足
<p>・許認可権者は、国立公園については国、国定公園については都道府県（都道府県知事は、許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない）</p> <p><特別地域（特別保護地区を除く）> ○許可 工作物の新築・増改築、木竹の伐採、指定区域内における木竹の損傷、鉱物掘採・土石採取、河川湖沼等の水位水量に増減、指定湖沼・湿原等における汚水・排水の排出、広告物等の掲出、屋外における物の集積・貯蔵、水面の埋立・干拓、土地の開墾・形状の変更等（第20条3項）</p> <p><特別保護地区> ○許可 木材の損傷、木材の植栽、動物の放逐、屋外における物の集積・貯蔵、火入れ・たき火、植物の採取・損傷、直物の植栽、動物の捕獲・殺傷・卵の採取・損傷、車馬・力船の使用、航空機の着陸等（第21条3項）</p> <p><海域公園地区> ○許可 工作物の新築・増改築、鉱物掘採・土石採取、広告物等の掲出、指定動植物の捕獲、埋立・干拓、海底の形状変更、物の係留、汚水又は排水の排出等（第22条3項）</p> <p><利用調整地区> ○認定 環境大臣の定める期間内に利用調整地区に立ち入るときは所定の要件への適合の認定を受けなければならない（第24条）</p> <p><普通地域> ○届出 一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・増改築、特別地域内の河川湖沼等の水位水量に増減を及ぼすこと、広告物等の掲出設置、水面の埋立干拓、鉱物掘採・土石採取（海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合）、土地・海底の形状変更（第33条）</p> <p><特別地域・海域公園地区・集団施設地区> ○禁止 利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること、著しく悪臭を発生させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること（第37条）</p> <p><都道府県立自然公園> ○条例に基づく行為規制（許可、届出、禁止） 都道府県、特別地域内、利用調整地区内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域、利用調整地区又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。（第73条）</p>		<p>平成14年改正で生物多様性保全機能を強化する観点から行為規制を拡充、公園管理につき制度を追加。 平成21年改正で、①法目的に生物多様性確保を追加、②海中公園地区を海域公園地区に改め、その他行為規制の拡充等を行った。</p>
<p><原生自然環境保全地域> ○禁止 建築物その他の工作物の新築・増改築、宅地造成・土地開墾その他の形質変更、鉱物掘採・土石採取、水面の埋立干拓、河川湖沼等の水位水量に増減を及ぼすこと、木竹の伐採、損傷、植物又は落枝落葉の採取等、木竹の植栽、植物の植栽種子散布、動物の捕獲・殺傷等、動物を放つこと、火入れたき火、廃棄物投棄・放置、屋外における物の集積貯蔵、車馬若しくは動力船の使用、航空機を着陸させること、その他環境の保全に影響を及ぼすおそれがある政令で定める行為（第17条）</p> <p>○立入制限地区 何人も、立入制限地区に立ち入ってはならない。（第19条3項）</p> <p><自然環境保全地域>〔特別地区〕 ○許可 国：建築物その他の工作物の新築・増改築、宅地造成・土地開墾その他の形質変更、鉱物掘採・土石採取、水面の埋立干拓、河川湖沼等の水位水量に増減を及ぼすこと、木竹の伐採、指定区域内における木竹の損傷・本来の生育地でない植物の植栽種子散布・本来の生育地でない動物を放つこと、環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれら周辺の周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること、指定区域内における車馬若しくは動力船の使用等、その他政令で定める行為（第25条4項）</p> <p>〔野生動植物保護地区〕 ○禁止（特例としての許可が予定） 当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）の捕獲・殺傷・採取・損傷（第26条3項）</p> <p>〔海域特別地区〕 ○許可 国：工作物の新築・増改築、海底の形質変更、鉱物掘採・土石採取、海面の埋立干拓、環境大臣が指定する区域における熱帯魚・さんご・海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものの捕獲・殺傷・採取・損傷、物の係留、動力船の使用、その他政令で定める行為（第27条3項）</p> <p>〔普通地区〕 ○届出 国：一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・増改築、宅地造成・土地開墾その他の土地形質変更、鉱物掘採・土石採取、水面の埋立干拓、特別地区内の河川湖沼等の水位水量に増減を及ぼすこと（第28条）</p> <p><都道府県自然環境保全地域> ○条例に基づく地域指定・必要な規制 都道府県、条例で定めるところにより、その区域内に特別地区（野生動植物保護地区を含む。）を指定し、かつ、特別地区（野生動植物保護地区を含む。）内及び都道府県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域における行為につき、それぞれ自然環境保全地域の特別地区（野生動植物保護地区を含む。）又は普通地区における行為に関する第四章第二節の規定による規制の範囲内において必要な規制を定めることができる。（第46条）</p>		<p>平成21年改正で、①法目的で生物多様性確保を明確化、②海中特別地区を海域特別地区に改め、その他行為規制の拡充等を行った。</p>

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■環境保全</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)</p>	<p>鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する。</p>	<p><基本指針> 国:環境大臣は、鳥獣保護事業実施のための基本指針を定める(第3条)</p> <p><鳥獣保護事業の実施計画> 都道府県:当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(第4条、環境大臣へ報告)</p> <p><特定鳥獣保護管理計画> 都道府県:当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の保護のための管理に関する計画を定めることができる。(第7条、環境大臣および関係地方公共団体と協議)</p>	<p><鳥獣保護区> ○指定 国又は都道府県、関係地方公共団体からの意見聴取を経て指定(第28条)</p> <p>○特別保護地区 国:鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域を指定(第29条)</p> <p>○特別保護指定区域 国又は都道府県、人の立ち入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所(第29条)</p> <p><指定猟法禁止区域> ○指定 国又は都道府県:(第15条)</p> <p><休猟区> ○指定 都道府県:(第34条)</p> <p>都道府県:特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるとき、休猟区の一部又は一部について、当該特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域の指定(第14条)</p> <p><特定猟具使用禁止区域又は制限区域> ○指定 都道府県:(第35条)</p>
<p>環境アセスメント法(環境影響評価法)(平成9年6月13日法律第81号)</p>	<p>土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資すること。</p>	<p>国:環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表する(第13条)</p>	<p><港湾計画に関する港湾環境影響評価手続> 港湾管理者:港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の政令で定める要件に該当する内容のものを行うおとすときは、当該決定又は変更に係る港湾計画について、港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。(第48条)</p>
<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年6月5日法律第75号)</p>	<p>野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>	<p><種の保存のための基本方針> 国:環境大臣は、希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求める(第6条)</p> <p><保護増殖事業計画> 国:環境大臣及び保護増殖事業を行うおとする国の行政機関の長は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、保護増殖事業計画を定める(第45条)</p>	<p><地区の指定> 国: ・生息地等保護区(第36条、関係地方公共団体からの意見聴取) ・保護区の区域内に、管理地区(第37条、関係地方公共団体からの意見聴取) ・管理地区の区域内に、立入制限地区(第38条)</p> <p>監視地区:生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(第39条)</p>

行為規制	振興・助成等	補足
<p><狩猟の一般的規定> ○許可 国又は都道府県：鳥獣の捕獲等、卵の採取等の禁止(第8条、第9・11・13条に例外・許可規定)、狩猟可能区域における狩猟鳥獣の捕獲等(第11条)、指定猟法禁止区域における指定猟法による捕獲等(第15条) ○特に保護の必要な対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限 国：区域又は期間を定めた捕獲等の禁止・数の制限、猟法の禁止(第12条)</p> <p><鳥獣保護区> ○特別保護地区における許可 国又は都道府県：建築物その他の工作物の新築・増改築、水面の埋立・干拓、木竹伐採(第29条7項) ○国指定地区にあつては環境大臣が、都道府県指定地区にあつては知事が、指定する区域内における許可 国又は都道府県：上記のものに加えて、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがあるとして政令で定める行為(植物の採取損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲殺傷、動物の卵の採取損傷、火入れたき火、車馬又は動力船の使用、鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること、撮影録画録音、鳥獣の営巣に影響を及ぼす恐れがある方法として環境大臣が定める方法による動植物の観察、野外スポーツ又はレクリエーション)(第29条7項、令2条)</p> <p>○国の事務：鳥獣等の輸出の規制(環境大臣による証明書、第25条)、鳥獣等の輸入の規制(環境大臣による標識、第26条)、危険猟法の許可(第36条)、 ○都道府県事務：都道府県：許可を受けて捕獲した鳥獣の飼養の登録(第19条)、販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣等の販売の許可(第24条)、特定猟具を使用した捕獲等の承認(第35条)、狩猟免許(第39条)、狩猟者登録(第55条)、猟区の認可(第68条)</p> <p>○その他の区域 特別保護地区以外の鳥獣保護区 ○許可 国又は都道府県：鳥獣の捕獲 または鳥類の卵の採取等(第9条1項)</p>		<p>この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であつて環境省令で定めるものについては、適用しない。(第80条)</p>
<p>○第二種事業に係る判定のための届出(対象となる事業の許認可権者等へ)(第4条(届出を受けた後関係都道府県知事に意見を求める)) ○方法書の作成・送付(都道府県知事及び市町村長へ)(第5条以下)(都道府県知事が意見を述べるときは関係する市町村長からの意見を聴取・勸業) ○事業者による評価項目の選定・影響評価の実施(第12条) ○準備書の作成・送付(関係都道府県知事・市町村長へ)(第14条以下)(都道府県知事が意見を述べるときは関係する市町村長からの意見を聴取・勸業) ○評価書の作成(第21条以下)(作成後に免許許認可権者等へ送付。補正・再検討後には関係都道府県知事及び関係市町村長に送付。第26条2項)</p> <p>事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勸業して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。(第25条) 事業者は、第二十七条の規定による公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。(第31条)</p>		<p>第3条の2以下にいわゆる「計画段階配慮事項」に関する事項が平成23年法改正で盛り込まれたが、未施行。</p> <p>第二種事業：第一種事業(必ず環境影響評価を行わしめる一定規模以上の事業)に準ずる規模を有する事業。個別の事業や地域の違いを踏まえ環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み(スクリーニング)。</p>
<p><管理地区> ○許可 国：工作物の新増改築、土地の形状変更、鉱物の採掘、土石の採取、埋立・干拓等(第37条4項)</p> <p><立入制限地区> 国：指定期間内の立入の禁止(第38条4項)</p> <p><監視地区> ○届出 国：建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること、宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること、水面を埋め立て、又は干拓すること、河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること(第39条)</p> <p>○許可制 国：国内希少野生動植物種及び緊急指定種の個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷(第10条、11条に措置命令)。譲渡若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りの許可(第12、13条)。適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定(第33条の7) ○輸出入の禁止(第15条以下。環境大臣の他経済産業大臣が命令を出す場合もある) ○届出 国：特定国内希少野生動植物種の譲渡・引渡の業務を伴う事業等(第30条。農林水産大臣へも届出)。特定国際種事業(第33条の2。関係大臣へも届出)。</p>	<p><保護増殖事業・事業計画> ○確認又は認定 国：国は必要があると認めるとき事業を行う。 地方公共団体は事業計画が国の事業計画に適合するときに環境大臣の確認を受けることができる。 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、事業を適正かつ確実に実施することができ、及び事業計画が国の事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。(第46条)</p>	<p>国：環境大臣による緊急指定種の指定(第5条)</p>

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■環境保全</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日法律第110号)</p>	<p>瀬戸内海等の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海等の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海岸の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海等の環境の保全を図ること。</p>	<p><基本計画> 国:政府は、瀬戸内海等の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海等の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定。(第3条。関係府県からの意見聴取) <水質浄化事業計画> 国:政府は、瀬戸内海等の汚濁した水質の浄化を図ることを目的とする大規模な事業に関する計画を設定するよう努めるものとし、そのための技術開発等を促進するとともに、必要な財政上の措置を講ずるもの。(第16条) <総量削減基本方針> 国:環境大臣は、瀬戸内海における化学的酸素要求量に係る水質の汚濁の防止を図るため、第五条第一項に規定する区域について、化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法第四条の二第一項の総量削減基本方針を定める。(第12条の3) <富栄養化防止のための指定物質削減方針の策定の指示> 国:環境大臣は、瀬戸内海等の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、第五条第一項に規定する区域において公共用水域に排出される磷その他の政令で定める物質の削減に関し、政令で定めるところにより、削減の目標、目標年度その他必要な事項を示して、指定物質削減指導方針を定めるべきことを指示することができる。(第12条の4) <府県計画> 都道府県:関係府県知事は、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海等の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海等の環境の保全に関する府県計画を定める。(第4条。環境大臣との協議。計画を定めたときは関係市町村に送付)</p>	<p><自然海岸保全地区> ○指定 関係府県:自然海岸保全地区の指定(第12条の7) 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法の承認については、第三条第一項の瀬戸内海の特異性につき十分配慮しなければならない。(第13条)</p>
<p>有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年11月29日法律第120号)</p>	<p>有明海及び八代海等が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生する。</p>	<p><基本方針> 国:主務大臣は、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定める。(第4条。関係府県からの意見聴取) <県計画> 都道府県:基本方針に基づき、当該関係府県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を定める。(第5条。関係市町村からの意見聴取、主務大臣の同意)</p>	<p>第2条・定義規定 <指定地域> 国:関係府県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域。主務大臣が、(関係市町村に協議を経た)関係府県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定。 水産資源の回復等による漁業振興、水質改善等による海域環境保全・改善、自然災害発生防止等について諸々の責務規定が置かれている</p>

行為規制	振興・助成等	補足
<p><特定施設からの排水について> ○許可 都道府県、特定施設の設置の許可(第5条。許可申請があった時は関係府県・市町村長の意見を求める。事務について環境大臣からの指示を受けることがある。第21条の2) <富栄養化被害の防止> ○指導・助言・勧告 都道府県、関係府県知事は、第五条第一項に規定する区域において指定物質を公共用水域に排出する者に対し、指導方針に従い、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。(第12条の5) <自然海岸保全地区> ○条例による、行為の届出制の設定(勧告助言) 都道府県、関係府県は、条例で定めるところにより、自然海岸保全地区内において工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為をしようとする者に必要な届出をさせ、当該届出をした者に対して自然海岸保全地区の保全及び適正な利用のために必要な勧告又は助言をすることができる。(第12条の8) 指定都市・中核市は都道府県知事の権限に属する事務を市長が行う(第23条、令8条)</p>		

表 I - 1 沿岸域管理に関する国内主要法令(詳細)

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■輸送・交通</p> <p>港則法 (昭和23年7月15日法律第174号)</p>	<p>港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。</p>		<p>国: この法律を適用する港及びその区域:政令で定める。(第2条) 港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項:国土交通省令で定める。(第11条)</p> <p><港の交通の管理>(国) ○場所の指定等 港長:特定港内における錨泊すべき区域・地の指定(第5条)、危険物積載船舶の停泊すべき場所の指定(第22条)、航路・区域指定及び交通の制限・禁止(第37条) ○命令 港長:停泊中の船舶への移動命令(第10条)、漂着物・沈没物その他の物件の除去命令(第26条)、航路外で待機すべき旨の指示(第14条の2) ○指示勧告等 港長:危険物積載船舶の入港に当たっての境界外での指揮(第21条)、航法の遵守及び危険の防止のための勧告(第37条の4)</p> <p><航法> 第14条以下 ○特別の定め 国:国土交通大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条件により船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、国土交通省令で当該港における航法に関して特別の定めをすることができる。(第19条)</p>
<p>海上衝突予防法(昭和52年6月1日法律第62号)</p>	<p>1972年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に添付されている1972年の海上における衝突の予防のための国際規則の規定に準拠して、船舶の遵守すべき航法、表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に關し必要な事項を定めることにより、海上における船舶の衝突を予防し、もつて船舶交通の安全を図る。</p>		<p>○分離通行方式の告示 国:海上保安庁長官は、第一項に規定する分離通航方式の名称、その分離通航方式について定められた分離通航帯、通航路、分離線、分離帯及び沿岸通航帯の位置その他分離通航方式に關し必要な事項を告示(第10条14項)</p> <p>○政令で定める特例 国:政令で定める水域における水上航空機等の衝突予防に關し遵守すべき航法、灯火又は形象物の表示、信号その他通航に関する事項については、政令で特例を定めることができる。(第41条2項)</p>
<p>海上交通安全法(昭和47年7月3日法律第115号)</p>	<p>船舶交通が輻輳する海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ること。</p>		<p><航路区間における制限> 国:国土交通省令で定める航路の区間においては、船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断する航行のうち当該区間ごとに国土交通省令で定めるものをしてはならない。(第9条)</p> <p><個別の交通規制> 国:(海上保安庁長官)航路外で待機すべき旨の指示(第10条の2)、東島海峡における法の規定と異なる航法の指示(第20条3項)、告示による適した経路の指定(第25条)、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。ただし、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。(第26条)</p>
<p>海上運送法(昭和24年6月1日法律第187号)</p>	<p>海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進する。</p>	<p><基本方針> 国:国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定める(第34条)</p>	<p><指定区間> ○指定 国:船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するもの(第2条11項)</p>
<p>港湾運送事業法(昭和26年5月29日法律第161号)</p>	<p>港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進する。</p>		
<p>内航海運業法(昭和27年5月27日法律第151号)</p>	<p>内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進する。</p>		
<p>船舶法(明治32年3月8日法律第46号)</p>	<p>目的規定なし。船舶の国籍、登録等を定める。</p>		

行為規制	振興・助成等	補足
<p>○許可制 港長(国):船舶移動(第7条、4・8・10・23条の場合を除く)、危険物の積込、積替又は荷卸(第23条)、特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業(第31条)、端艇競争その他の行事(第32条)、進水ドックの出入(第33条)、竹木材を船舶から水上に卸すこと及び特定港内におけるいかだのけい留・運行(第34条)、施設信号の設定</p> <p>○届出 港長(国):入出港(第4条)、繫留施設の届出(第5条)、修繕及びけい留(第8条)</p> <p>○禁止 雑種船及びいかだはみだりにこれをけい留浮標若しくは他の船舶にけい留し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない(第9条)。航路内における投錨、曳航している船舶を放すことの禁止(第13条)、港内又は港の境界外一メートル以内の水面において、みだりに、バラスト・廃油・石炭から、ごみその他これに類する廃物を捨てることの禁止(第24条)、交通の妨げとなる虞のある場所での漁労の禁止(第35条)、喫煙・火器取扱いの制限(第36条の2)</p> <p>○海難の報告 特定港にあつては港長、特定港以外の港にあつては最寄りの管区海上保安本部の事務所の長又は港長(国):港内又は港の境界付近において発生した海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、かつ、その旨を報告しなければならない(第25条)</p> <p>○交通の規制 特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。(第36条の3) 港長が提供する安全航行のために必要な情報の聴取(第37条の3第2項)</p>		<p>港長:海上保安庁法第21条により海上保安庁長官が海上保安官の中から任命し、長官の指揮監督を受け、港則に関する法令に規定する事務を行う。</p>
		<p>海洋及びこれに接続する洋航路が航行することができる水域の水上にある船舶について適用</p>
<p><航路又はその周辺の政令で定める海域> ○許可 国:工事又は作業、前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く。)における工作物の設置(第30条) <その他の海域> ○届出 国:第30条の許可を受けなければならない海域以外の海域における工事・作業・工作物の設置(第31条)</p> <p>○通報 国:巨大船等の航行に関する通報(第22条。通報を受けたときに指示が予定されている)、海難発生に関する通報(第33条)</p> <p><交通規制に関して> ○勧告 国:航法の遵守及び危険の防止のための勧告(第29条の3) ○ルール 省令で定める航路区間においては省令で定める速力を超えて航行してはならない(第5条)。航路において、びよう泊してはならない(第10条)</p> <p>○聴取義務 特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。(第29条の2第2項)</p>		<p>東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域との境界は、政令で定める。 「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として政令で定める海域をいい、その名称は同表に掲げる(2条1項) 具体的な数値等の事項は省令で定める(第1条2項)</p>
<p><事業の許認可> ○許可 国:一般旅客定期航路事業(第3条。約款認可(第9条)、事業譲渡譲受(第18条)、改善・安全確保命令(第19条))、特定旅客定期航路事業(第19条の3)、不定期航路事業(第21条) ○届出 国:対外旅客定期航路事業(第19条の4第2項)、貨物定期航路事業(第19条の5)、不定期航路事業(第20条)、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業(第33条)</p> <p>○認定 国:準日本船舶の認定(第39条の5)</p> <p><規格等> ○奨励・勧告 国:海上運送事業に使用する船舶の規格の奨励及び船級の勧告(第40,41条)</p>	<p>国:認定事業者が認定を受けた日本船舶・船員確保計画に従って日本船舶及び船員の確保を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。(第37条)</p>	<p>○航海命令 国:国土交通大臣は、航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。(第26条)</p> <p>○競争の停止の勧告 国:国土交通大臣は、定期航路事業者(定期航路事業を営もうとする者を含む。)と他の船舶運航事業者との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(第32条)</p> <p>外国人に対する適用除外(第42条) この法律の規定は、もつばら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。(第44条)</p>
<p><事業の許認可> ○許可 国:港湾運送事業の許可(第4条)、港湾運送約款の認可(第11条) ○届出 国:港湾運送関連事業に関する届出(第22条の2) ○命令 国:国土交通大臣の公益命令(第18条の2)</p>		<p>変更命令に際する港湾管理者からの意見聴取(第32条)</p>
<p><事業の許認可> ○登録 国:一定以上の規模の船舶による内航海運業(第3条) ○届出 国:一定規模以下の船舶による内航海運業(第3条)</p>		
<p><船舶> ○特許 国:日本船舶でない船の香港の特許(第3条) ○日本船舶の登録登録等 国:船舶港を管轄する管海官庁への総トン数の測度の申請(第4条)登録後の原簿への登録(第5条)、官庁の検認(第5条の2)</p>		

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
■輸送・交通 水先法 (昭和24年5 月30日法律 第121号)	水先をすることができる者の資格を定め、並びにその養成及び確保のための措置を講ずるとともに、水先業務の適正かつ円滑な遂行を確保することにより、船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航能率の増進に資する。		国:水先区の名称及び区域は、 <u>政令</u> で定める。(第33条)

行為規制	振興・助成等	補足
<p><業の許認可> ○免許 国:水先人(第4条) ○登録 国:登録水先人養成施設(第15条)</p> <p><強制水先> 法定の船舶の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、当該船舶について水先をすることができる水先人を乗り込ませなければならない。(第35条)</p> <p><海難発生等の通報> ○届出 国:水先人は、その業務を行うに当たり水先をすべき船舶について海難が発生したときは、遅滞なく最寄りの地方運輸局等に届け出なければならない(第65条)。航路又は航路標識の異変、航路の障害物、航行上危険のおそれのある事実がある場合。(第66条) ○特に必要があると認める場合の臨時的な強制水先 国:国土交通大臣は、水先区のうち工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没その他の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある港又は水域について、当該港又は水域における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示により、水先人を乗り込ませなければならない船舶、港又は水域及び期間を定めることができる。(第36条。告示による)</p>	<p>国:国土交通大臣は、水先人の養成に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。(第27条)</p>	

表 I-1 沿岸域管理に関する国内主要法令(詳細)

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
■防災 砂防法 (明治30年3月30日法律第29号)	目的規定なし。 土砂の流出を防止・規制し、国土保全と災害予防を図る。		<p><砂防設備を要する土地等> ○指定 国:砂防設備を要する土地、治水上砂防の為一定の行為を禁止若し制限すべき土地(第2条)。</p> <p>○管理 都道府県:指定された土地を監視、管内に於ける砂防設備を管理、工事を施行、維持(第5条)</p> <p>国:他の都道府県の利益を保全する為必要なとき等には管理、工事施行、維持をなしうる(第6条)。また、特に利益を受くる公共団体に対し工事施行・維持の指示をなしうる。</p> <p>○管理の指示 都道府県:管内の公共団体の行政庁に対し砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことを指示することを得(第7条)</p> <p>国土交通省令の定むる所に依り砂防の台帳を調製・保管(第11条の2)</p>
地すべり等防止法 (昭和33年3月31日法律第30号)	地すべり及びほた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びほた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資する。	<p><地すべり防止工事基本計画> 都道府県:地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、関係市町村(特別区を含む)の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出する。(第9条)</p> <p><関連事業計画> 都道府県:地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため必要があると認めるときは、地すべり防止工事基本計画を勘案して、家屋その他の施設若しくは工作物の移転・建設、農地・農道・灌漑設備等に関する内容をもつ「関連事業計画」の概要を作成し、地すべり防止区域の存する市町村の長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。(第24条)</p>	<p><地すべり防止区域> ○区域指定 国:主務大臣は、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものを地すべり防止区域として指定することができる(第3条)。</p> <p>○管理 都道府県:地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行う(第7条)。台帳の調製・保管(第26条)</p> <p><ほた山崩壊防止区域> ○区域指定 国:主務大臣は、関係都道府県知事の意見をきいて、ほた山崩壊防止区域を指定。(第4条)</p> <p>○管理 都道府県:ほた山崩壊防止区域の管理は、当該ほた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行う(第41条)</p>
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年7月1日法律第57号)	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資する。		<p><急傾斜地崩壊危険区域> ○区域指定 都道府県:関係市町村長の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。(第3条)</p>
津波対策の推進に関する法律 (平成23年6月24日法律第77号)	津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進することのできる安全な地域を整備、利用及び保全(以下「津波防災地域づくり」という。)を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もつて公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与する。	<p><避難計画> 都道府県及び市町村:津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。(第9条第2項)</p>	<p><施設の整備について> 国及び地方公共団体:津波対策に係る施設の整備等における配慮事項(第10条)</p>
津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年12月14日法律第123号)	津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域を整備、利用及び保全(以下「津波防災地域づくり」という。)を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もつて公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与する。	<p><基本指針> 国:津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針(第3条)</p> <p><推進計画> 市町村:津波浸水想定を踏まえ、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成することができる。(第10条)(11条により関係者から組織される協議会を組織していない場合には関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者等との協議を要する。計画を作成した際には関係管理者、大臣、都道府県に通知)</p> <p><市町村地域防災計画>津波災害警戒区域において、計画に定めるべき事項等(第54条、57条、66条)</p>	<p><津波浸水想定> 都道府県:津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定。(第8条)(必要があると認めるときは、関係する海岸管理者及び河川管理者から意見聴取。国土交通大臣に報告、関係市町村長に通知)</p> <p><津波防護施設の管理等> 津波防護施設管理者(※):津波防護施設の新設、改良その他の管理(第18条) 津波防護施設区域の指定(第21条)</p> <p>*津波防護施設管理者:都道府県又は市町村(予めの意見聴取を経て、市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設で都道府県知事が指定したもの)(第18条)</p> <p>都道府県:指定津波防護施設の指定(第50条)(所在地の市町村長から意見聴取)</p> <p><津波災害警戒区域> 都道府県:津波災害警戒区域(第53条)の指定(関係市町村長からの意見聴取) 市町村:津波災害警戒区域における、指定避難施設の指定(第56条)(建築主事を置かない市町村では都道府県知事に協議) 市町村:施設管理協定を締結して警戒区域内にある施設の避難用部分の管理を行うことができる(第60条、61条。建築主事を置かない市町村では都道府県知事へ締結前に協議)</p> <p><津波災害特別警戒区域> 都道府県:津波災害特別警戒区域の指定(第72条)(関係市町村長からの意見聴取)</p>

行為規制	振興・助成等	補足
<p><砂防設備を要する土地等> ○禁止・制限 都道府県: 治水上砂防の為一定の行為を禁止若しは制限することを得(第4条第1項。条例への委任) 国: 前項の禁止若しは制限にして他の都道府県の利益を保全する為必要なか又は其の利害関係一の都道府県に止まらざるときは国土交通大臣は前項の職権を施行することを得(2項。省令への委任)</p>	<p>公共団体は砂防に関する費用に付き私人若しは其の区域内の公共団体に補助をなすことを得(第20条)</p>	
<p><地すべり防止区域> ○承認 都道府県: 地すべり防止工事の施行(設計及び実施計画。第11条)(国または地方公共団体は協議で足りる) ○許可 都道府県: 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの。地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(第18条) ○指示 都道府県: 知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。(第25条)</p> <p><ぼた山崩壊防止区域> ○許可 都道府県: 立木竹の伐採又は樹根の採取。木竹の滑下又は地引による搬出。のり切又は切土。土石の採取又は集積。掘さく又は石炭その他の鉱物の掘採で、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為。ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの(芝草の採取、用排水路の新設又は改良)(第42条)</p>	<p>(関連事業計画に基づく事業を実施した者に対する補助) 国: 都道府県が一定の事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。(第46条)</p>	<p>漁港管理者又は港湾管理者に対する協議(第48条)</p>
<p><急傾斜地崩壊危険区域> ○許可 都道府県: 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為、ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造等政令(第7条) ○指示 国: 国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊による災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県に対し必要な指示をすることができる。</p>		<p>(都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事)に関係法令との適用関係・協議規定(第12条)</p>
	<p>国の地方公共団体に対する財政上の援助(第16条2項)</p>	<p>都道府県及び市町村: 地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行い、その結果を津波対策に活用するよう努めなければならない。(第6条)</p>
<p><津波防護施設区域> ○許可 津波防護施設管理者: 津波防護施設区域内の土地の占用(第22条)、施設区域内における行為規制: 津波防護施設以外の他の施設又は工作物の新築又は改築、土地の掘削、盛土又は切土、前二号に掲げるもののほか、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める(津波防護施設を損壊するおそれがあると認めて津波防護施設管理者が指定する)行為(第23条)</p> <p><指定津波防護施設> ○届出 都道府県: 指定津波防護施設について、敷地である土地の区域における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、施設の改築又は除却(第52条)</p> <p><津波災害警戒区域における指定避難施設> ○届出 市町村: 指定避難施設の廃止・改築等重要な変更(第58条)</p> <p><津波災害特別警戒区域> ○許可 都道府県: 指定都市・中核市・特例市: 津波災害特別警戒区域内における土地の形質の変更を伴う開発行為であって建築物の用途が制限用途であるもの(第73条)、制限用途以外の建築物の建築・用途変更(第82条)</p>		<p>「津波防護施設」: 盛土構造物、開門その他の政令で定める施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。)であって、第八条第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するもの(第2条10項)</p>

表 I - 1 沿岸域管理に関する国内主要法令(詳細)

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■文化</p> <p>文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)</p>	<p>文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること。</p>	<p><史跡名勝天然記念物> ○指定 国(文部科学大臣):記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物。(「史跡名勝天然記念物」)(第109条1項) 都道府県:前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるとき、都道府県の教育委員会による、史跡名勝天然記念物の仮指定。(第110条) <重要文化的景観> ○選定 国(文部科学大臣):重要文化的景観(都道府県又は市町村の申出に基づく。第134条) <重要伝統的建造物群保存地区> 市町村:都市計画区域又は準都市計画区域内において、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のために必要な措置を定める。(要、都道府県知事の同意。第143条)(市町村の申出に基づく。第144条) <その他の文化財> ○登録 国(文部科学大臣):史跡名勝天然記念物(仮指定を都道府県の教育委員会が行ったものを含む)以外の記念物を文化財登録原簿に登録することができる。(第132条) ○指定 市町村:条例の定めにより区域内に存する文化財を指定。(第182条)</p> <p><史跡名勝天然記念物:管理について> 国(文化庁長官):史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧等を行わせることができる。(第113条:当該法人の同意を要す) 地方公共団体等:指定を受けた地方公共団体その他の法人(管理団体)は、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の施設を設置しなければならない。(第115条)</p>	
<p>景観法(平成16年6月18日法律第110号)</p>	<p>我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する。</p>	<p><景観計画> 景観行政団体:景観計画(第8条。第9条に關係公共団体・施設管理者等との協議規定、第10条に特定公共施設の管理者による要請) <景観農業振興地域整備計画> 市町村:景観農業振興地域整備計画(第55条。56条以下に特例規定) ※景観行政団体は政令指定都市又は中核市にあつては各々、その他の区域にあつては都道府県。(2012年6月現在、景観行政団体:557)</p>	<p><景観重要建造物> ○指定 景観行政団体の長(第19条) <景観地区> 市町村:都市計画に、景観地区を定めることができる(第61条) 市町村:準景観地区の指定(第74条) <景観計画内> ・重要公共施設の整備について 景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。(第47条。48条以下に施設整備との關係で河川法、津波防災地域づくりに関する法律、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法の特例規定)</p>

行為規制	振興・助成等	補足
<p><史跡名勝天然記念物> ○許可 国(文化庁長官):現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為。(第125条) ○地域指定・命令 国(文化庁長官):史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるとき、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。(第128条)</p> <p><重要文化的景観> ○届出 国(文化庁長官):現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為。(第139条)</p>	<p><重要伝統的建造物群保存地区> ○経費補助 国:保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。(第146条)</p> <p>○経費補助 地方公共団体:文化財の管理、修理、復旧、公開その他の保存及び活用に要する経費につき補助することができる。(第182条)</p>	<p><文化財の定義> 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡が我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの。(「記念物」)(第2条1項4)</p> <p>地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。(「文化的景観」)(第2条1項5)</p> <p>周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。(「伝統的建造物群」)(第2条1項6)</p>
<p><景観計画区域> ○届出 景観行政団体の長:建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、開発行為、その他条例で定める行為(第16条、変更命令等が予定されている) ○認可 景観行政団体の長:景観協定(第81条)</p> <p><景観重要建造物> ○許可 景観行政団体の長:現状変更(第22条) ○管理 景観行政団体の長:管理協定の締結・認可(第36条)</p> <p><景観農業振興地域> ○勧告 市町村:計画に従って利用されていない土地について、利用方法等に関する勧告等を行うことができる(第56条)</p> <p><景観地区> ○認定 市町村:建築物等の建築計画(第63条) ○条例による制限・規制等 市町村:工作物の形態意匠等の制限(第72条)、開発行為等の制限(第73条) ○準景観地区内における行為の条例による規制 市町村:(第75条) <地区計画等の区域内> 市町村:建築物等の形態意匠の条例による制限(第76条)</p>		

表 I-1 沿岸域管理に関する国内主要法令(詳細)

	法目的	沿岸域管理に関する具体的内容	
		計画策定	空間の管理(公物管理・区域指定等)
<p>■レジャー</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年12月23日法律第99号)</p>	<p>遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する。</p>		
<p>小型船舶登録法(小型船舶の登録等に関する法律)(平成13年7月4日法律第102号)</p>	<p>小型船舶の所有権の公証のための登録に関する制度等について定めることにより、小型船舶の所有者の利便性の向上を図り、もって小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与する。</p>		

行為規制	振興・助成等	補足
<p><遊漁船業の登録> ○登録 都道府県：遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。(第3条1項)</p> <p><業者の周知義務> 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知させなければならない。(第15条)</p>		
<p><小型船舶の登録> ○登録 国：国土交通大臣に対し、新規登録の申請(第6条1項)。(登録を受けなければ小型船舶を航行の用に供することはできない。第3条)</p>		

地方公共団体による海洋・沿岸域管理に関連する条例等一覧

(作成:一般社団法人海洋産業研究会)

地方公共団体名 (自治体名)	条例名等	制定年	目的・定義条項
北海道	北海道沿岸水域の工事取締条例	昭和24年9月11日 条例第74号	<p>(目的) 第1条 この条例は、沿岸水域(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域、漁港整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域内の水域並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項の規定により公告された水面及び同法第3条第3項の規定により指定された海岸全区域の水域を除く。以下同じ。)の利用の適正を図り、公共の福祉に適合させるため、その水域において施行する工事について、必要な取締りを行うことを目的とする。</p> <p>全部改正[昭和28年条例93号]、一部改正[昭和55年条例33号・平成12年75号・14年32号] (定義) 第3条 この条例において「工事」とは、次の各号に掲げるもの(公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許に係る工事及び港湾法第56条の第3項の規定による届出に係る工事を除く。)をいう。 (1) 防波堤、防砂堤、導流堤(河川区域内のものを除く。)、その他の港湾の外郭施設に関する工事 (2) 棧橋その他の係留施設に関する工事 (3) 船渠その他これに類する工事 全部改正[昭和28年条例93号]、一部改正[昭和55年条例32号] 第2章 工事 算名改正[昭和28年条例93号]</p>
	北海道プレジャーボートの事故防止等に関する条例	平成15年3月14日 条例35号	<p>(目的) 第1条 この条例は、水域におけるプレジャーボート等の航行に伴う危険及び水難事故等を防止し、プレジャーボート等に係る水上交通の安全を図り、もって水域利用者の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「水域」とは、海峽、河川、湖沼その他のプレジャーボート等が航行することができる水域をいう。 第3条 この条例のうち次に掲げる船舶以外のものをいう。 (1) 主としておかいのみをもち運送する船舶又は推進機関を有しない船舶 (2) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運送事業、遊漁船業の通正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第1項に規定する遊漁船その他法令により水難事故等の防止措置が確保されると認められる船舶 第4条 この条例において「操縦者」とは、プレジャーボート等の船長であつて、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第23条の2第1項に規定する操縦免許を有する小型船舶操縦士その他のプレジャーボート等に操縦する資格のある者をいう。 第5条 この条例において「所有者」とは、プレジャーボート等を所有する者又は賃借の場合の借入人その他のプレジャーボート等を常時使用する者で、自己の目的のためにプレジャーボート等を航行の用に供する者をいう。 第6条 この条例において「提供事業者」とは、他人の需要に応じてプレジャーボート等を賃借して提供する事業者(海上運送法第33条の規定に基づき届出を行う船舶賃渡業を除く。以下「提供事業者」という。)を置く者をいう。 一部改正[平成22年条例13号]</p>
	北海道海域使用料等徴収条例	平成12年3月29日 条例第28号	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「法」という。)第19条において準用する法第23条の規定による海域に係る使用料及び土石採取料(海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項第1号及び第37条の5第1号の規定に基づき土石の採取に係るものを除く。以下同じ。)(以下「使用料等」という。)(以下「徴収」)に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「海域」とは、国有財産たる海域をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 漁港整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域内の水域 (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域 一部改正[平成14年条例32号]</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的、定義条項
青森県	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成13年12月21日 条例第71号	<p>(目的) 第一条 この条例は、本県の森林、河川及び海岸以下「ふるさとの森と川と海」という。が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化を形成していることにかんがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する県、県民及び事業者の責務を明らかにし、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する措置について必要な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>
岩手県	プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及びプレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例	平成16年12月17日 条例第67号	<p>(目的) 第1条 この条例は、プレジャーボート等に係る適正な水域の利用及びその航行に伴う危険の防止を図るとともに、水域を利用する者相互の連携及び協力を促進することにより、水域の適正な利用に関する秩序を確立し、もって水域を利用する者の生命、身体及び財産の保護並びに水域におけるレクリエーションの健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) プレジャーボート等 モーターボート、ヨット、水上オートバイその他の総トン数20トン未満の船舶又は貨物を積載し、自航であるとい航であること問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。以下同じ。をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船</p> <p>イ 専ら海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶</p> <p>ウ 専ら港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶</p> <p>エ 専ら内航海運事業法(昭和27年法律第151号)第2条第3項に規定する内航海運事業の用に供する船舶</p> <p>オ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項に規定する遊漁船</p> <p>カ しゅんせつ船その他の作業船</p> <p>キ 主としてろかひのみをもつて運転する船舶又は推進機関を有しない船舶であつて、手こぎボートその他の小舟等限られた水域において専ら回遊等の用に供されるもの(事故の防止のための措置がされているものに限る。)</p> <p>ク 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動の用に供する船舶</p> <p>ケ 競技及びその練習の用に供する船舶</p> <p>コ 国又は地方公共団体が所有する船舶</p> <p>クニ (2) 係留保管 船舶を、水面において常時係留し、又は陸上の土地において船台等に常時定置することをいう。</p> <p>(3) 水域 海峽、河川、湖沼その他のプレジャーボート等が航行することができる水域をいう。</p> <p>(4) 所有者等 プレジャーボート等を所有する者その他のプレジャーボート等を常時使用する権利を有する者で、自己のためにそのプレジャーボート等を航行の用に供するものをいう。</p> <p>(5) 操縦者 プレジャーボート等に乗船し、当該プレジャーボート等を操縦する者をいう。</p> <p>(6) 放置等 プレジャーボート等を放置し、又は適正な管理を行わない状態で係留することをいう。</p>
岩手県	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成15年10月9日 条例第64号	<p>(目的) 第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成10年岩手県条例第22号)第3条に定める基本理念のつとめ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。</p>
宮城県	いわての水を守り育てる条例	平成20年12月12日 条例第73号	<p>(目的) 第1条 この条例は、本県の水を守り育てるための取組について、県、市町村、事業者および県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、水を大切にする気運の醸成を図り、もって水環境の保全および水資源の確保に寄与することを目的とする。</p>
宮城県	みやぎ海とさかなの県民条例	平成15年3月20日 条例第48号	<p>(目的) 第1条 この条例は、水産業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び県民生活の安定向上を図ることを目的とする。</p>
秋田県	秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成15年3月11日 条例第24号	<p>(目的) 第1条 この条例は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本指針を定め、並びに県、県民、事業者及び森林の所有者の責務を明らかにするとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
山形県	---		
福島県	遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例	平成4年7月7日 条例第80号	<p>(目的) 第一条 この条例は、海等における遊泳者に係る事故の防止、プレジャーモーターボートの利用に伴う事故の防止等を図ることを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 海等 海及び湖沼並びにこれらに接続する岸をいう。 二 遊泳者 游泳している者又はサーフボード若しくはセーリングボードをその本来の目的に従って使用している者をいう。 三 船舶 水上輸送の用に供する船舶類をいう。 四 プレジャーモーターボート 海、湖沼又は河川において行うスポーツ又はレクリエーションの用に供するモーターボート、水上オートバイその他の機関を用いて推進する船舶をいう。 五 海水浴場等 遊泳する者の利便に供するための施設が設けられること等により、公衆が游泳のために利用することができるものとして環境が整備された場合における海等の特定の区域をいう。</p>
茨城県	茨城県公共物管理条例	昭和33年3月28日 条例第5号	<p>(目的) 第一条 この条例は、公共物の保全又は利用に関し、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な規制を行い、もって公共の利益に寄与することを目的とする。 (用語の定義) 第二条 この条例において「公共物」とは、次に掲げるものをいう。 (一) 国有土地における河川法(昭和39年法律第167号)を適用又は準用しない河川 (二) 国有土地における道路法(昭和27年法律第180号)を適用しない道路 (三) 海浜地を含む。であつて港湾法(昭和25年法律第218号)又は海岸法(昭和31年法律第101号)を適用しない区域に係るもの (四) 国有土地における湖沼、ため池、水路、井溝、その他の土地又は水面 (五) 前各号に付属する工作物、物件又は施設 2 この条例において「生産物」とは、公共物から生ずる石、土砂、砂れき、竹木、草その他のものをいう。 (昭34条例60・昭41条例18・平12条例37・平17条例73・一部改正)</p>
千葉県	千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成14年7月12日 条例第41号	<p>(目的) 第一条 この条例は、プレジャーボートの係留保管の秩序を確立することにより、都市その他の地域の景観の回復及び創出を図るとともに、県民の生活の安全の保持並びに公共の水域を利用した円滑な経済活動及び公共の水域周辺の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 プレジャーボート 船舶(人又は物を積載し、自航であること又は帆であることとを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。以下同じ。)のうち次に掲げる船舶以外の船舶であつて、主として余暇を利用した活動に供されるものをいう。 三 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定により知事の備える漁船原簿に登録を受けた漁船 四 国又は地方公共団体が所有する船舶 五 その他船舶を用いて行う事業の用に供する船舶であつて規則で定めるもの 六 所有者等 プレジャーボートの所有若しくはプレジャーボートを常時使用する権利を有する者で、自己のためにプレジャーボートを運行の用に供するものをいう。 七 事業者 プレジャーボートの製造、販売、輸入又は係留保管を業とする者をいう。 八 係留 船舶を、棧橋、くい、浮標等を用いてつなぎ留め、又は当該船舶の運転をする者がその船舶を離れて直ちに移動できない状態で陸上の土地(水面に覆われることが通常想定されない土地をいう。以下この条において同じ。)以外の水域(以下「水面域」という。)に置くことをいう。 九 係留保管 水面域において常時係留をし、又は船舶を陸上の土地において船台等に常時置くことをいう。 十 係留保管施設 係留保管の用に供するために、国、地方公共団体その他の係留保管をする水面域又は陸上の土地に正当な権原を有する者が設置した施設及びその水面域又は陸上の土地をいう。 十一 水面域又は陸上の土地をいう。 十二 係留保管施設等 係留保管施設又は所有者等が係留保管をする正当な権原を有する水面域若しくは陸上の土地をいう。 十三 係留保管場所 係留保管をするために使用する場合をいう。 十四 係留保管施設等(係留保管施設等の水面域を除く。)(に係船(当該係船が正当な権原を有してなされる場合を除く。))をすることをいう。 十五 放置 公共の水面域(係留保管施設等の水面域を除く。)(に係船(当該係船が正当な権原を有してなされる場合を除く。))をすることをいう。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義・条項
東京都	東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例	平成14年3月29日 条例第398号	<p>(目的) 第一条 この条例は、船舶の係留保管の秩序を確立することにより、都市景観の回復及び創出を図るとともに、船民の暮らしの安全性の保持並びに公共水域を利用した経済活動及び公共水域周辺の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 船舶 人又は貨物を積載し、自航、えい航を問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。 二 係船 船舶を、さん橋、係留くい若しくは係船浮標等を用いて固定し、又は当該船舶の運転をする者がその船舶を離れて、直ちに移動できない状態で、水面に置くことという。 三 係留保管 船舶を、水面において平常時係船し、陸上の土地においては船台等に常時定置することという。 四 係留保管施設 係留保管の用に供するために、国、地方公共団体、その他の係留保管を行う水面又は陸上の土地に正当な権原を有する者が設置した施設及びその水面又は陸上の土地をいう。 五 係留保管施設等 係留保管施設又は所有権等が係留保管を有する水面若しくは陸上の土地をいう。 六 係留保管場所 係留保管施設その他の係留保管をするための場所をいう。 七 放置 係留保管施設等及び所有権等が係留保管又は係船をする正当な権原を有する水面以外の、公共水域に係船することという。 八 所有者等 船舶の所有者その他の船舶を使用する権利を有する者で、自己のために船舶を運行の用に供するもの(以下「保有者」という。)をいう。ただし、船舶の保有者が不明の場合は、当該船舶の占有者をいう。 九 事業者 船舶の製造、販売、輸入又は係留保管を業とする者をいう。</p>
神奈川県	神奈川県海水浴場等に関する条例	昭和34年4月1日	<p>(目的) 第1条 この条例は、海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所について、公衆衛生及び公衆の危険防止上必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、プレジャーボートの所有者等がプレジャーボートの適正な保管に対する責務を自覚させるとともに、プレジャーボートの保管場所の届出をさせることにより、公共の水域及び陸域における秩序の維持を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除くものを用いる。 ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 イ 専ら海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶 ウ 専ら港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶 エ 専ら内航海運事業法(昭和27年法律第151号)第2条第3項に規定する内航海運事業の用に供する船舶 オ しゅんせつ船その他の作業船 カ 国又は地方公共団体が所有する船舶 (2) 所有者等 プレジャーボートの所有者その他プレジャーボートを使用する権利を有する者をいう。 (3) 保管 水上又は陸上の同一の場所又は近接した場所において、プレジャーボートを係留し(人の乗降又は荷物の積卸しのために一時的に係留する場合を除く。)、又は置く日が連続することをいう。 (4) 保管場所 マリーナの係留施設その他のプレジャーボートを通常保管するための場所をいう。</p>
新潟県 富山県	-----	-----	<p>(目的) 第一条 この条例は、生活環境、自然環境、地球環境などすべての環境(以下「環境」という。)の保全について、次に掲げる事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>一 基本理念 二 県、県民、事業者等の役割及び責務並びに協働の在り方 三 生活環境の保全、自然と人との共生、環境影響評価の推進、環境への負荷の低減等を図るための施策の在り方 四 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制及び管理の方法</p> <p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 環境 への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水産物の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。)及び理髪によって、人の健康又は生活環境人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。に係る被害が生ずることをいう。 三 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスを含む。以下同じ。 四 循環型社会 循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。)第2条第1項に規定する循環型社会をいう。 五 循環型社会 循環基本法第2条第3項に規定する循環型社会をいう。 六 循環的な利用 循環基本法第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。</p>
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	平成16年3月23日 条例第16号	<p>(目的) 第一条 この条例は、生活環境、自然環境、地球環境などすべての環境(以下「環境」という。)の保全について、次に掲げる事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>一 基本理念 二 県、県民、事業者等の役割及び責務並びに協働の在り方 三 生活環境の保全、自然と人との共生、環境影響評価の推進、環境への負荷の低減等を図るための施策の在り方 四 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制及び管理の方法</p> <p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 環境 への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水産物の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。)及び理髪によって、人の健康又は生活環境人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。に係る被害が生ずることをいう。 三 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスを含む。以下同じ。 四 循環型社会 循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。)第2条第1項に規定する循環型社会をいう。 五 循環型社会 循環基本法第2条第3項に規定する循環型社会をいう。 六 循環的な利用 循環基本法第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
福井県	福井県遊泳者の事故防止に関する条例	平成5年9月25日 条例第3号	<p>(目的) 一 この条例は、海水浴場における事故を防止し、もって遊泳者の安全の確保を図ることを目的とする。 (定義) 第一 二 三 四 五 六 七 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 海等 海およびこれに接続する岸をいう。 二 海水浴場 海等において遊泳しようとする者の利用に供するための休憩所、更衣所、シャワー所等(以下「海水浴場施設」という。)が設けられること等により、公衆が遊泳のために利用することができるものとして環境が整備された当該海等の特定の区域をいう。 三 遊泳者 海水浴場において遊泳している者をいう。 四 遊泳場 海水浴場のうち、公衆の遊泳に適する区域として当該海水浴場の開設者が区画した区域をいう。 五 遊泳者保護区域 第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。 六 船舶 水上輸送の用に供する動力船(機関を用いて推進する船をいう。)および帆船(帆を用いて推進する船をいう。)をいう。 七 プレジャーボート 船舶のうち、スポーツまたはレクリエーションの用に供するモーターボート、水上オートバイ、ヨット、セールボートその他これらに類するものをいう。</p>
静岡県	静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例	平成11年7月27日 条例第43号	<p>(目的) 第一 二 三 四 五 六 七 条 この条例は、プレジャーボートの係留保管の適正化等に関し必要な事項を定めることにより、公共水域等の秩序の維持、県民の生活環境の保全及び海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。 (定義) 第一 二 三 四 五 六 七 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。 ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 イ 国又は地方公共団体が所有する船舶 ウ その他規則で定める船舶 (2) 小型プレジャーボート 総トン数5トン未満のプレジャーボートをいう。 (3) 係留保管 プレジャーボートを、水上においては係船くい等を用いてつなぎ留め、陸上においては船台等に設置させて保管することをいう。 (4) 公共水域等 公共の水域及び陸域をいう。 (5) 所有者等 プレジャーボートの所有権、占有権又は使用権を有する者をいう。 (6) 水域管理者 公共水域等の管理者をいう。</p>
愛知県	---	---	---

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
三重県	三重県一般海域等管理規則	昭和43年11月1日 三重県規則第52号	<p>(趣旨) 第一條 一般海域等の管理については、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。) 第二條 この規則において「一般海域等」とは、法第三條第二項第二号の公共用財産のうち、かつ県が管理する公共用財産であつて、次に掲げるものをいう。 一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)、道路法(昭和二十七年法律第八十号)、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)、空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)、海岸法(昭和三十一年法律第一〇号)、地すべり防止法(昭和三十三年法律第三十号)、河川法(昭和三十一年法律第六十七号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)及び鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の適用を受けない海岸、海浜及び海域 二 海岸保全区域(海岸法第三條の規定により指定される海岸保全区域をいう。) 三 内又は一般公共海岸区域(海岸法第二條第二項の一般公共海岸区域をいう。) 四 内又は一般公共海岸区域(海岸法第二條第二項の一般公共海岸区域をいう。) 五 全部改正〔平成二年規則五五号〕、一部改正〔平成一三年規則二一〇号、一八年五三三号〕</p> <p>(目的) 第一條 この条例は、モーターボート及びヨットの航行によって発生する事故を防止し、もつて海面の利用者の生命、身体及び財産の安全を図ることを目的とする。 第二條 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 モーターボート等 機関又は帆を用いて推進する船舶操縦者(昭和二十六年法律第百四十九号)第二條第四項に規定する小型船舶(次に掲げるものを除く。) 二 漁船(昭和二十五年法律第七十八号)第十條第一項の規定による登録を受けた漁船 三 操縦者 モーターボート等を自ら操縦する者をいう。 四 モーターボート事業者 モーターボートを自ら又は委託を受けて運営し、又は管理する者をいう。 五 全部改正〔平成一六年条例六五号〕</p>
三重県	三重県モーターボート及びヨット事故防止条例	昭和49年3月29日 三重県条例第5号	<p>(趣旨) 第一條 この条例は、海岸法(昭和三十一年法律第101号。以下「法」という。) 第二條 この条例において「一般海域」とは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條第二項第二号に規定する公共用財産のうち次に掲げる区域以外にある海域をいう。 第三條 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 第四條 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。 第五條 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生じ、大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するものを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地震の誘発その他の人の生活に密接な関係のある動植物及び人の生活に排出する汚濁(汚濁の発生を防止するに必要となる措置)をいう。 第六條 この条例において「特定工場」とは、ばい煙又は汚水を多量に排出する工場を規定する工場をいう。 第七條 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、騒音、振動又は悪臭を生じ、又は飛散させる施設(特定工場に設置されるものにあつては騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。)で規則で定めるものをいう。 第八條 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。 (一) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 (二) 燃料その他の物の燃焼又は乾燥としての電気の使用に伴い発生するばいじん (三) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又はおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの</p>
京都府	京都府海岸等管理条例	平成12年3月28日 京都府条例第10号	<p>(趣旨) 第一條 この条例は、海岸法(昭和三十一年法律第101号。以下「法」という。) 第二條 この条例において「一般海域」とは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條第二項第二号に規定する公共用財産のうち次に掲げる区域以外にある海域をいう。 第三條 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 第四條 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。 第五條 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生じ、大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するものを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地震の誘発その他の人の生活に密接な関係のある動植物及び人の生活に排出する汚濁(汚濁の発生を防止するに必要となる措置)をいう。 第六條 この条例において「特定工場」とは、ばい煙又は汚水を多量に排出する工場を規定する工場をいう。 第七條 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、騒音、振動又は悪臭を生じ、又は飛散させる施設(特定工場に設置されるものにあつては騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。)で規則で定めるものをいう。 第八條 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。 (一) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 (二) 燃料その他の物の燃焼又は乾燥としての電気の使用に伴い発生するばいじん (三) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又はおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
大阪府	大阪府一般海域管理条例 平成12年3月31日 条例第25号	平成12年3月31日 条例第25号	<p>(趣旨) この条例は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。)第九條第三項及び国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第六條第二項第一号力の規定により維持、保存及び運用(以下「管理」という。)を行なう一般海域の占用等の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。 (平一四条例四九、一部改正)</p> <p>(定義) この条例において「一般海域」とは、法第三條第二項第二号に規定する公共用財産のうち、次に掲げる区域以外の区域にある海底の土地をいう。 一 漁港整備法(昭和二十五年法律第三百七十七号)第二條に規定する漁港の区域 二 港灣法(昭和二十八年法律第二百八号)第三條第三項に規定する港灣区域及び同法第五十六條第一項の規定により公告された水域 三 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第六條第一項に規定する河川区域及び同法第六條第一項に規定する準河川の河川区域 (平一四条例四九、一部改正)</p>
大阪府	大阪府自然海岸保全地区条例	昭和56年3月27日 条例第2号	<p>(趣旨) この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二條の七及び第十二條の八の規定に基づき、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。 (平四条例三一、一部改正)</p>
兵庫県	大阪府プレジャーボート対策要綱 環境の保全と創造に関する条例	平成6年度制定 平成7年7月18日 条例第28号	<p>(定義) 第1條 この条例において「環境」とは、人の活動により環境に加えられる影響の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 第2條 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水質の悪化をいう。以下同じ。)、工場汚染、騒音、振動、地盤の沈下(建築物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)、及び悪臭(以下「大気汚染等」という。))によるもの、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。))に係る被害が生ずることをいう。 第3條 この条例において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されず、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギー供給若しくは土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。))に伴い副次的に得られた物品(以下「副産物」という。))のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。</p>
兵庫県	プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱	平成13年7月23日 告示第966号	<p>(目的) 第1條 この要綱は、プレジャーボートによる公共の水域等の利用の調整を行うとともに、公共の水域等における船舶の放流を防止することにより、良好な生活環境の保全及び公共の水域等を利用する県民の安全を図り、もって安全で快適な海洋性レクリエーションの促進に資することを目的とする。 (定義) 第2條 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公共の水域等 公共の用に供する水域及び当該水域に隣接する国又は地方公共団体が管理する陸域をいう。 (2) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2條第一項に規定する漁船 イ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2條第2項に規定する遊漁船 ウ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2條第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶 エ 水上オートバイ、組立式の船、船室及び推進機関を有しない全長6メートル以下のヨットその他の自宅等公共の水域等以外の場所において保管することが可能な船舶 (3) 放流 公共の水域等において、所有者等が船舶から離れて直ちに移動することができない状態をいう。 ただし、所有者等が、正当な理由に基づき、船舶を係留し、又は保管する場合、又は係留する場所において当該船舶を係留し、又は保管する場合は、この限りでない。 (4) 所有者等 船舶の所有者又は使用者をいう。 (5) 事業者 プレジャーボートの販売又は保管を業とする者をいう。 (6) 水域等管理者 港灣法(昭和25年法律第218号)第2條第1項に規定する港灣管理者、漁港整備法(昭和25年法律第137号)第25條第1項に規定する漁港管理者、河川法(昭和39年法律第167号)第7條に規定する河川管理者、海岸法(昭和31年法律第104号)第2條第3項に規定する海岸管理者その他の公共の水域等を法令に基づき管理する者をいう。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
	和歌山県自然海岸保全地区条例	平成11年3月19日 条例第8号	<p>(目的) この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第12条の7の規定に基づく自然海岸保全地区の指定及び同法第12条の8の規定に基づく自然海岸保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>
和歌山県	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	平成20年3月24日 条例第22号	<p>(目的) この条例は、プレジャーボートの係留保管の秩序を確立することにより、公共水域等の利用の適正化及び良好な生活環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>第2条 (1) プレジャーボート ヨット、モーターボートその他の船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。 ア 国又は地方公共団体の所有する船舶 イ 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 ウ 専ら海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運送事業の用に供する船舶 エ 専ら港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶 オ 専ら内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶 カ しゅんせつ船その他の作業船 キ その他何事か指定したもの</p> <p>第3条 (2) プレジャーボート所有者 プレジャーボートの所有権、占有権又は使用権を有する者をいう。 (3) 係留保管 プレジャーボートを、常時係留し、又は船台等に常時置くことをいう。 (4) 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。 ア 国又は地方公共団体が設置した施設 イ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設 ウ 公共水域等 次に掲げる区域をいう。 ア 漁港整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第3条第3項に規定する港湾区域、同条第4項に規定する臨港地区、同条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域及び同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域 ウ 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項に規定する一般公共海岸区域及び同法第3条第1項に規定する海岸保全区域 エ 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域 オ その他公共の用に供する区域</p> <p>第4条 (6) 放置 正当な権原に基づき係留保管を行う場所以外の場所に係留保管されている状態をいう。 (7) プレジャーボート等 プレジャーボート又はプレジャーボート及び当該プレジャーボートの係留の用に供する工作物その他の物件をいう。 (8) プレジャーボート等所有者 プレジャーボート等の所有権、占有権又は使用権を有する者をいう。</p>
和歌山県	和歌山県海底の土地使用料徴収条例	平成19年3月14日 条例第26号	<p>(趣旨) この条例は、国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「法」という。)第18条第6項の規定に基づく海底の土地の使用の許可に係る地方財政法(昭和23年法律第109号)第23条第1項の規定による使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) この条例において「海底の土地」とは、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号ニ、木及びヒトからワまでに掲げる国有財産以外の国土交通大臣の所管に属する国有財産(法令の規定により国土交通大臣が自ら取得、維持、保存、運用及び処分することとされているものを除く。)をいう。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義事項
鳥取県	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例	平成20年10月21日 条例第64号	<p>(目的) この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。</p> <p>(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>第1条 鳥取砂丘 獨特の地形・地質・風致・景観、相生その他の自然環境(以下「固有環境」という。)を有するものとして別表に定める区域をいう。</p> <p>ア 鳥取砂丘を訪れ、これに立ち入る者</p> <p>イ 鳥取砂丘において経済、文化等に関する活動を行う者</p> <p>(3) 保全と再生 固有環境が改変されるのを防止するとともに、それが損なわれた場合には、積極的に原状を回復することをいう。</p> <p>(基本理念) 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、社会的発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。</p> <p>(目的) この告示は、知事が管理する河川におけるプレジャーボートの不適正な係留及び保管に対する指導その他必要な事項を定め、もって河川利用の適正化及び周辺地域の生活環境等の保全を図ることを目的とする。</p>
鳥根県	知事が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進に関する要綱 鳥根県法定外公共用財産の占用等に関する規則	平成14年1月11日 告示第17号 昭和39年4月3日 鳥根県規則第27号	<p>(趣旨) この規則は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項の規定に基づき法定外公共用財産の使用又は収益の許可に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) この規則において「法定外公共用財産」とは、鳥根県法定外公共用財産(平成12年鳥根県条例第26号。以下「条例」という。)第2条に規定する法定外公共用財産をいう。</p> <p>(平12規則53・全改)</p>
岡山県	岡山県普通海域管理条例	平成10年6月30日 条例第31号	<p>(目的) この条例は、普通海域の管理に關し必要な事項を定めることにより、普通海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) この条例において「普通海域」とは、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六條第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港灣法(昭和二十五年法律第百二十八号)第二條第三項に規定する港灣区域を除く海域をいう。</p> <p>(平一三条例三一・平一四条例二五・一部改正)</p>
	岡山県自然海岸保全地区条例 プレジャーボート対策要綱	昭和56年3月25日 条例第23号 平成3年11月30日 港第219号	<p>(目的) この条例は、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区内における行為の届出等に關し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及びその適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>要綱文Webサイト非公開</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
	広島県の海の管理に関する条例	平成3年3月14日 条例第7号	<p>(目的) 第一条 この条例は、海域の管理に必要事項を定めることにより、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図ることを目的とする。</p> <p>第二条 この条例において「海域の土地利用等」とは、海域の占用であつて、海上浮体施設、人工地盤方式の工作物等により海域を土地的に利用するもの及びマリナーの泊地等として海域の利用するものをいう。</p>
広島県	広島県自然海岸保全条例 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	昭和55年3月28日 条例第3号 平成10年3月24日 条例第1号	<p>(目的) 第一条 この条例は、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もつて県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(目的) 第一条 この条例は、公共の水面におけるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、もつて水域利用の適正化と良好な生活環境、都市景観の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。 イ 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船 ロ 旅客定期航路事業に使用する船舶その他規則で定める業務用船舶 ハ 国又は地方公共団体の所有する船舶 ニ つかいのみをもって運航する舟 ホ その他指定したものをいう。</p> <p>三 係留保管 プレジャーボートを、水上においては浮桟橋若しくは係船くし等につなぎ留め、又は係船浮槽を用いて停泊させ、陸上においては船台等に定置させるなどして保管することをいう。</p> <p>四 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ 国又は地方公共団体が設置した施設 ロ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設 五 放置 プレジャーボートが係留保管施設又は正当な権限に基づき係留保管を行う場所(以下「係留保管施設等」という。)以外の場所に係留保管されている状態をいう。</p> <p>六 廃船 老朽、破損のため船舶としての機能を喪失し、又は所有者等が不要としたことによりプレジャーボートを廃することをいう。</p>
山口県	一般海域の利用に関する条例	平成10年3月24日 条例第3号	<p>(目的) 第一条 この条例は、一般海域の機能を損なうおそれのある行為を規制することにより、一般海域の適正かつ公平な利用を確保することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この条例において「一般海域」とは、海域(海底の区域を含む。)であつて、次に掲げる区域内のもの以外のものをいう。</p> <p>一 漁港整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第六條第一項から第四項までの規定により市町長、知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域 二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域、同条第八項に規定する開港保安航路及び同法第五十六條第一項の規定により知事が公告した水域 三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の規定によりアメリカ合衆国が使用を許されている区域</p> <p>(趣旨) 第一条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二條の七及び第十二條の八の規定に基づき、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)第一条 この条例は、美しく快適な山口県づくりについて、基本理念を定め、特に環境の美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(平一一条例一一一・一改正、平二二条例三二八・一改正)</p>
徳島県	徳島県自然環境保全条例	昭和47年10月24日 条例第43号	<p>(目的) 第一条 この条例は、自然環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(平一一条例一一一・一改正、平二二条例三二八・一改正)</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
香川県	香川県一般海域管理条例	平成12年3月27日 条例第12号	<p>(目的) 第1条 この条例は、一般海域の管理に關し必要な事項を定めることにより、一般海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域を除く海域をいう。 (1) 漁港整備備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域、同条第8項に規定する開港保全航路の区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域 一部改正〔平成14年条例第21号〕</p>
香川県	香川県自然海岸保全条例	昭和55年7月31日 条例第24号	<p>(目的) 第1条 この条例は、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もつて県民の健康で文化的な生活を確保に寄与することを目的とする。</p>
愛媛県	愛媛県海を管理する条例	平成7年12月22日 条例第51号	<p>(目的) 第1条 この条例は、普通海域の管理に關し必要な事項を定めることにより、愛媛県の海の適正な利用と環境の保全を図ることを目的とする。 第2条 この条例において「普通海域」とは、漁港整備備法(昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域内の水域、同条第8項に規定する開港保全航路の区域内の水域及び同法第56条第1項の規定により公告されている水域を除く県内の海域をいう。</p>
高知県	高知県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	昭和55年3月18日 条例第3号 平成12年3月28日 条例第29号 (改正平成14年3月29日 条例第23号)	<p>(目的) 第1条 この条例は、自然海岸保全地区の指定、当該地区区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もつて県民の健康で文化的な生活を確保に寄与することを目的とする。 (目的) 第1条 この条例は、プレジャーボートの係留保管の適正化に關し必要な事項を定めることにより、公共の水域(以下「水域」という。)における秩序の維持並びに水域周辺の生活環境及び船舶の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「プレジャーボート」とは、船舶から次に掲げるものを除いたものをいう。 (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 (2) 国又は地方公共団体の所有する船舶 (3) 旅客定期航路事業等に使用する業務用船舶 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの</p>
福岡県	福岡県一般海域管理条例	平成12年3月29日 条例第36号	<p>(目的) 第1条 この条例は、一般海域の管理に關し必要な事項を定めることにより、一般海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水面(水面下の土地を含む。)であつて次に掲げる区域以外にあるものをいう。 一 漁港整備備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域 二 港湾法(昭和二十五年法律第百二十八号)第二条第三項の港湾区域 三 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域 四 河川法(昭和二十九年法律第百六十七号)第四条第一項の一級河川、同法第五条第一項の二級河川及び同法第百条第一項の規定により市町村長が指定した河川の河川区域 (平一四条例三二・一部改正)</p>
福岡県	福岡県自然海岸保全地区条例	昭和55年7月17日 条例第24号	<p>(目的) 第1条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)に基づき、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もつて県民の健康で文化的な生活を確保に寄与することを目的とする。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
佐賀県	佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例	平成13年7月5日 条例第35号	<p>(趣旨) この条例は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。)第十八条第六項の規定に基づく一般海域における使用又は収益の許可に係る土石採取料又は占用料(以下「土石採取料等」という。)の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。 (平二一条例五七・一部改正)</p> <p>第二条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。 一 漁港整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域 二 港灣法(昭和二十五年法律第百二十八号)第三十二条第三項の港灣区域 三 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域(以下「海岸保全区域」といふ。) (平二一条例五七・一部改正)</p>
長崎県	長崎県海域管理条例	平成16年6月25日 条例第50号	<p>(目的) この条例は、海域の保全に支障を与えるおそれのある行為その他必要な事項を定めることにより、海域の適正な利用を図り、併せて水産資源の保護及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。 (定義) この条例において「海域」とは、国有財産法(昭和23年法律第79号)第3条第2項第2号の公共用財産のうち、海面(海面下の土地を含む。)で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。 (1) 港灣法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港灣区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域 (2) 漁港整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (3) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項の一般公共海岸区域及び同法第3条第1項の海岸保全区域</p>
長崎県 (1/2)	遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例	平成4年12月25日 条例第53号	<p>(目的) この条例は、海域、海浜及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難等の事故(以下「水難事故」という。)を防止し、もって遊泳者その他海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 海域 長崎県の区域に含まれる海域をいう。 (2) 内水域 長崎県の区域に含まれる湖沼、池及び河川をいう。 (3) 海水浴場 特定の海域において遊泳しようとする者の利便に供するための施設及び遊泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けることにより、通常公衆が遊泳のために利用することのできるものとして環境を整備した場における当該特定の海域及びこれに隣接する海浜の区域をいう。 (4) 遊泳者 海水浴場において、遊泳若しくは素潜りしている者又は人の身体に危害を及ぼすおそれのないゴムボート等をその本来の用い方に従って用いている者をいう。 (5) 海域等利用者 海域、海浜又は内水域において、スポーツ若しくはレクリエーションのための遊泳、潜水等をし、若しくはプレジャーボートを利用している者、漁船、漁具その他漁業施設で漁業に従事している者及び工事現場等で作業に従事している者をいう。 (6) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供するモーターボート、ヨット、水上オートバイその他の船舶(サーフボード及びセールボードを含む、手こぎボート及び足こぎボートを除く)をいう。 (7) 潜水者 潜水器を用い、ボンベからの給気を受けて水中に潜る者をいう。 (8) ガイトダイバー 潜水者を案内し、指導する者をいう。 2 この条例において、「海域等レジャー事業」とは、次に掲げる事業をいう。 (1) プレジャーボート提供業 海域若しくは内水域又は海浜その他土地に設備を設けることにより、プレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業 (2) マリーナ業 海域若しくは内水域又は海浜その他土地に設備を設けることにより、プレジャーボートを係留し、又は保管する事業 (3) 潜水案内業 潜水者を海域に案内し、潜水させる事業</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義・条項
長崎県 (2/2)	長崎県プレジャーボート対策要綱	平成10年8月18日 告示第955号の2	<p>(目的) 第1条 この要綱は、国有財産法(昭和23年法律第73号)、漁港法(昭和25年法律第137号)、港湾法(昭和25年法律第101号)及び河川法(昭和39年法律第167号)等の公共水域等に関する関係法令並びに公有土地水面使用料及び産物私下料徴収条例(昭和24年長崎県条例第51号)、長崎県漁港管理条例(昭和35年長崎県条例第25号)及び長崎県港灣施設管理条例(昭和51年長崎県条例第11号)等の関係条例の趣旨に則り、長崎県内に於けるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、もって公共水域等の利用の適正化並びに生活環境及び水辺環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 知事は、市町村長と緊密に連携し、関係機関及び県民の協力のもとに、次に掲げる方針に基づいてこの要綱に定めるプレジャーボート対策を推進するものとする。</p> <p>(1) 公共水域等の公正で秩序ある適正な利用を図ること。 (2) 公共施設の本来の目的、機能及び効用の増進並びに調和のとれた施設利用を図ること。 (3) 自然環境の保全及び施設の損傷、海難事故、公害、災害等の防止等に配慮し、豊かな生活環境の保持及び保全に努めること。</p> <p>(定義) 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。 ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船 イ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項にいう船舶で同法第3条による届出がなされた遊漁船業船舶 ウ 定期航路船、貨物船、遊覧船等の業務用船舶 エ 起重機船、作業船等の特殊船 オ 国又は地方公共団体の所有する船舶 カ 水上オートバイ キ 機軸のみをもって運転する舟 ク その他知事が別に定めるもの</p> <p>(2) 係留保管 プレジャーボートを公共の水域又は陸域の同一の場所につき留め又は設置することをいう。 (3) プレジャーボート所有者等 プレジャーボート所有者又はプレジャーボートを使用する権利を有する者をいう。 (4) 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備された次に掲げる施設をいう。 ア 国又は地方公共団体が整備した施設 イ 国又は地方公共団体以外の者が、法令又は条例若しくは規則(以下「法令等」という。)に定める手続きを経て設置した施設 (5) 公共水域等 次に掲げる区域(以下「知事」という。)又は市町村長若しくは長崎県知事若しくは長崎県(以下「市町村長」という。)が管理する水域、陸域 ア 漁港法第5条第1項に規定する漁港区域 イ 河川法第6条第1項に規定する河川区域 ウ 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域 エ 港湾法第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域 ホ 港湾法第2条第3項に規定する港湾区域及び産物私下料徴収条例第1条に定める土地及び水面 ヘ 公有土地水面使用料及び産物私下料徴収条例第1条に定める土地及び水面 (6) 保管者 プレジャーボート所有者等から係留保管を委託された者をいう。 (7) 廃船 プレジャーボートのうち、老朽若しくは破損のため船舶として使用できなくなったもの又は所有者が不要としたものをいう。</p>
熊本県	熊本県一般海域管理条例	平成12年3月23日 条例第31号	<p>(目的) 第1条 この条例は、一般海域の管理に関し必要な事項を定めることにより、一般海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項第2号(第3条第2項第2号)に規定する公共用財産のうち、海域であつて、海岸法(昭和31年法律第101号)、港湾法(昭和25年法律第137号)その他の法令の規定により当該海域の管理について、特別の定めがなされているものの以外のもをいう。</p> <p>(平14条例25-1部改正)</p>
大分県	大分県自然海岸保全地区条例	昭和55年10月1日 条例第33号	<p>(目的) 第1条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十二条の七及び第十二条の八の規定に基づき、自然海岸保全地区の指定、自然海岸保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海岸の保全及び適正な利用を図り、もつて県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 海岸 海、湖沼及び河川並びにこれらに接続する岸をいう。 (2) 海水浴場等 海岸の特定の区域で、遊泳に適し、かつ、遊泳者の利便に供するための施設が設けられること等により、公衆が遊泳のために利用することができるものとして環境が整備されたものをいう。 (3) 遊泳場 海水浴場等の水辺部分をいう。 (4) 船舶 水上又は水中の航行の用に供する船舶類(人の身体に衝突し、又は接触した場合に危害を及ぼすおそれのないものを除く。)をいう。 (5) プレジャーボート 水上において行つたスポーツ又はレクリエーションの用に専ら供するモーターボート、水上オートバイ、ヨット及びセールボートをいう。</p>
宮崎県	宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例	平成4年12月21日 条例第37号	<p>(目的) 第1条 この条例は、海等における遊泳者に係る事故の防止、プレジャーボートの利用に伴う事故の防止等を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 海等 海、湖沼及び河川並びにこれらに接続する岸をいう。 (2) 海水浴場等 海岸の特定の区域で、遊泳に適し、かつ、遊泳者の利便に供するための施設が設けられること等により、公衆が遊泳のために利用することができるものとして環境が整備されたものをいう。 (3) 遊泳場 海水浴場等の水辺部分をいう。 (4) 船舶 水上又は水中の航行の用に供する船舶類(人の身体に衝突し、又は接触した場合に危害を及ぼすおそれのないものを除く。)をいう。 (5) プレジャーボート 水上において行つたスポーツ又はレクリエーションの用に専ら供するモーターボート、水上オートバイ、ヨット及びセールボートをいう。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義事項
鹿児島県	鹿児島ウミガメ保護条例	昭和63年3月28日 条例第6号	<p>(目的) この条例は、ウミガメが、本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であり、かつ、学術的及び文化的価値を有するものであることにかんがみ、県、市町村及び県民等(県民及び滞在者をいう。以下同じ。)が一体となつて、その保護を図り、もつて将来の県民にこれを共有の遺産として継承することを目的とする。</p>
	鹿児島県海底の土地管理規則	平成12年3月31日 規則第124号	<p>(趣旨) この規則は、国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「法」という。)、第3条第2項第2号に規定する公共用財産のうち国土交通省所管の海底の土地(以下「海底の土地」という。)の管理に關し、法、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)その他の法令に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的) この条例は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難等の事故(以下「水難事故」という。)を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 海域 沖縄県の区域内の海をいう。</p> <p>(2) 内水域 沖縄県の区域内の河川及び湖沼をいう。</p> <p>(3) 海域等利用者 海域又は内水域において、スポーツ、レクリエーション等のため遊泳、潜水等をし、又はプレジャーボートを利用している者、漁業に従事している者及び工事等利用者 海域又は内水域において、スポーツ、レクリエーション等のため遊泳、潜水等をし、又はプレジャーボートを利用している者、漁業に従事している者及び船舶 水上輸送の用に供することのできる船隻をいう。</p> <p>(4) 船中 水中において給気を受けている者をいう。</p> <p>(5) 潜水 水中において給気を受けることのできる器具を用いて、水中に潜ることをいう。</p> <p>(6) 遊泳者 遊泳及び潜水している者並びにゴムボート、浮輪その他の遊泳器具をその本来の用い方に従つて用いている者をいう。</p> <p>(7) 海水浴場 特定の海域において遊泳する者の利便に供するための施設及び遊泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けること等により、通常公衆が遊泳のため利用することのできるものとして環境を整備した場における当該特定の海域及びこれに接する海浜をいう。</p> <p>(8) 動力船 機関を用いて推進する船舶をいう。</p> <p>(9) 帆船 帆を用いて推進する船舶をいう。</p> <p>(10) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものをいう。</p>
沖縄県	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例	平成5年10月21日 条例第29号	<p>(目的) この条例は、海浜及びその周辺地域の秩序ある土地利用を図ることにより、公衆の自由な海浜利用を確保し、もつて県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) この条例において「海浜」とは、砂浜、岩礁、沿岸林等が一体となつて海岸環境を形成している地帯で、公共の用に供すべき国又は地方公共団体の所有に属する土地の区域をいう。</p>
	海浜を自由に使用するための条例	平成2年10月18日 条例第22号	<p>(目的) この条例は、事業行為に伴つて発生する赤土等の流出を抑制するとともに、土地の適正な管理を促進すること等によって、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁(水底の底質が悪化するを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて良好な生活環境の確保に資することを目的とする。</p>
	沖縄県赤土等流出防止条例	平成6年10月20日 条例第36号	<p>(目的) この条例は、事業行為に伴つて発生する赤土等の流出を抑制するとともに、土地の適正な管理を促進すること等によって、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁(水底の底質が悪化するを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて良好な生活環境の確保に資することを目的とする。</p>

地方公共団体名 (市町村)	条例名等	制定年	目的・定義条項
横浜市	横浜市船舶の放置防止に関する条例 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	平成7年6月5日 条例第26号 平成3年9月25日 条例第31号	<p>(目的) この条例は、公共の水面における船舶の放置を防止することにより、市民の良好な生活環境を保持するとともに、快適な都市環境の形成を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 船舶 水上輸送の用に供する船舶類をいう。 (2) 放置 船舶が正當な権原に基づき置くことを認められなかった場所以外の公共の水面に置かれている状態をいう。 (3) 所有者等 船舶の所有者、占有権又は使用权を有する者をいう。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車及び沈船等により生ずる障害を除去することにより、地域の美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。 (2) 船舶 海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第2条第1号に規定する船舶をいう。ただし、第7条、次章、第3章及び第7章においては、船舶が沈没したものと見做す船舶の一部又は全部を失ったものをいう。 (3) 放置 自動車又は船舶が正當な権原に基づき置くことを認められなかった土地又は水面以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。 (4) 沈船等 船舶が沈没したものと見做す船舶の一部又は全部を失った状態に置かれているものをいう。 (5) 事業者等 自動車又は船舶の製造、輸入又は販売を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。 (6) 所有者等 自動車又は船舶の所有者、占有権又は使用权を有する者又は最後に有した者及び自動車又は船舶を放置した者又は放置させた者をいう。 (7) 廃物 放置自動車又は沈船等で、自動車又は船舶として本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。 (8) 処分等 廃物を撤去し、及び最終処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。</p>
鎌倉市	鎌倉市海岸の環境保全に関する条例	昭和49年4月1日 条例第10号	<p>(目的) この条例は、鎌倉市環境基本条例(平成6年12月条例第10号)の本旨を達成するため、法令その他別に定めるもののほか、海岸における環境保全上障害となる行為の規制等について必要な事項を定め、もつて、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 海岸 一般国道134号海側路肩線から水際線までの陸域(陸域越境汚濁施設及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域を除く。)をいう。 (2) 放置 同一場所において、物件を24時間以上置きざりにすることをいう。</p>
鎌倉市	鎌倉市深夜花火の防止に関する条例	平成16年3月29日 条例第26号	<p>(目的) この条例は、鎌倉市環境基本条例(平成6年12月条例第10号)の本旨を達成するため、市、市民、公共の場所の管理者等が一体となって深夜における花火を防止することにより、地域の静穏を保持し、もつて市民の快適な生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公共の場所 海岸、公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所をいう。 (2) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。 (3) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火又は行事等に用いられる煙火の燃放又は燃焼をいう。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
小田原市	小田原市深夜花火規制条例	平成18年3月1日 条例第1号	<p>(目的) この条例は、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例(平成6年条例第17号)の本旨を達成するため、深夜における花火について必要な規制を行うことにより、安眠の妨害等の防止を図り、もって市民の良好な生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。</p> <p>(2) 公共の場所 海岸、道路、公園、広場、河川その他の市民等が自由に出入りできる場所をいう。</p> <p>(3) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。</p> <p>(4) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火(火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の5第1号イ、ト及びひ子に規定するものを除く。)の燃放又は燃焼をいう。</p>
逗子市	逗子市深夜花火規制条例	平成18年6月30日 条例第24号	<p>(目的) この条例は、逗子市環境基本条例(平成9年逗子市条例第2号)の本旨を達成するため、深夜における花火について必要な規制を行うことにより、安眠の妨害等の防止を図り、もって市民の良好な生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共の場所 海岸、道路、公園、広場、河川、その他の市民等が自由に出入りできる場所をいう。</p> <p>(2) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。</p> <p>(3) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火又は行事等に用いられる煙火の燃放又は燃焼をいう。</p> <p>(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。</p> <p>(5) 事業者 逗子市内において事業を営む者をいう。</p>
大磯町	大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例	平成7年12月19日 条例第20号	<p>(目的) この条例は、大磯町の区域における海岸の環境を保全するため、法令その他別に定めるもののほか、海岸における環境保全上障害となる行為の規制等について必要な事項を定め、もって快適な環境の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 海岸 平塚市行政境から二宮町行政境までの海岸で、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設及び一般国道1号西湘バイパス(ただし、その両者が並行する区域においては、両者のうち北側に位置するもの)から汀線までの砂浜区域(大磯港漁港の施設内を除く)をいう。</p> <p>(2) 自動車等 道路交通法第2条第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</p>
静岡市	静岡市海水浴場規則	平成22年6月30日 規則第78号	<p>(趣旨) この規則は、市民の健全な余暇の活用を資するため、市内の海岸の一部を海水浴場として市民の利用に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 海水浴場 一定の期間において、市民の遊泳に供するために市章が定める海域及びこれに隣接する陸の区域をいう。</p> <p>(2) 遊泳区域 海水浴場のうち、標旗又は浮標等をもって区画した海域をいう。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
京丹後市	京丹後市美しいふるさとづくり条例	平成16年4月1日 条例第162号	<p>(目的) 第1条 この条例は、京丹後市の豊かな自然環境を保全していくために、必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって地域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 市内に事業活動を行うすべての事業者をいう。</p> <p>(2) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。</p> <p>(3) 飼い主 犬を所有し、飼育し、又は管理する者をいう。</p> <p>(4) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(5) 自動販売業者 市内で飲食料等を自動販売機により販売する者をいう。</p> <p>(6) 空き缶等のごみ 飲食料等を収納していた容器、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、釣りに用いる用具及びこれらに類するもので、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。</p> <p>(7) ふん害 飼い犬のふんにより、海岸・河川・公園その他公共の場所以下「公共の場所」という。又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地(以下他人の土地)という。を汚すことをいう。</p> <p>(8) 回収容器 空き缶等のごみを回収するために設置され、又は持ち歩かれる容器をいう。</p> <p>(9) ポイ捨て 回収容器以外の場所に空き缶等のごみを捨てることをいう。</p> <p>(施行・琴引浜を特別保護区域に指定)</p>
神戸市	須磨海岸を守り育てる条例	平成20年3月31日 条例第37号	<p>(目的) 第1条 この条例は、歴史的文化的な景観の地である須磨海岸が市民の憩いの場、海水浴客のにぎわいの場等として利用されてきたことにかんがみ、須磨海岸の利用について、市、市民その他の来訪者及び事業者(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、須磨海岸の利用に關し必要な事項を定めることにより、市民等が愛着を持ち、安全に安心して利用することができる須磨海岸とすることを目的とする。</p>
恩納村	恩納村海岸管理条例 恩納村海岸占用料等徴収条例	平成14年 平成14年	<p>条例文Webサイト非公開 条例文Webサイト非公開</p>
外ヶ浜町	外ヶ浜町並型魚礁施設管理規程	平成17年3月28日 告示第22号	<p>(目的) 第1条 この告示は、沿岸漁業整備開発事業によって設置した並型魚礁設置施設(以下「施設」という。)の管理及びその施設により造成された漁場の適正かつ効果的な運営を図るために必要な事項を定め、常に良好な状態において施設を管理し、漁業を運営することを目的とする。</p>
山武市	山武市海水浴場等管理規則	平成18年3月27日 規則第126号	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、山武市海岸管理条例(平成18年山武市条例第114号)第25条の規定及び海水浴場並びに市が管理する国有地浜における、良好な秩序、環境の保持、公衆の衛生又は公衆の危険防止を図るために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 海水浴場 一定の管理のもとに、毎年市表が定める期間、特定の水面及び付属地に適当な施設を整備し公衆の海水浴又は遊泳の目的に供するものをいう。</p> <p>(2) 海水浴場又は遊泳の区域 種識等をもって区画された区域をいう。</p> <p>(3) 相見施設 海水浴場において、観光客の利用に供する施設をいう。</p> <p>(4) 国有地浜 海水浴場に隣接し海水浴客への出入りができる水際に沿った平地をいう。</p>

地方公共団体名	条例名等	制定年	目的・定義条項
高浜町	高浜町海釣り桟橋施設及び遊歩道の設置及び管理に関する条例	平成9年3月31日 条例第1号	<p>〔目的〕 第1条 この条例は、重まれた海岸環境の保全を図りつつ、これを更に活かした海釣り桟橋及び遊歩道の整備し、漁業と協調した海洋レクリエーションの展開及び豊かな生活空間の増進を図ることを目的とする。</p> <p>〔趣旨〕 第1条 この条例は、高浜町公有浜地の使用に必要事項を定めるものとする。</p>
高浜町	高浜町公有浜地使用条例	平成12年3月27日 条例第4号	<p>〔目的〕 第1条 この条例は、尾鷲市海浜海水(尾鷲市三木崎沖水深415メートルの海洋深層水を含む。以下「深層水」という。)、海水淡水化装置又は濾過した海洋深層水を含む。以下「深層水」という。)、は、本市はもとより三重県の貴重な地域資源であり、その特性を生かし、本市の観光産業である水産業及び森林業分野の総合的振興をはじめ、食品等の製造分野、医療・健康・美容分野など、多方面における有効利用を図り、新たな産業の創出及び就業・事業誘致を推進するとともに、住民と来訪者の交流を促進しなからコミュニティの形成を図り、地域の活性化に寄与するため、尾鷲市海洋深層水総合交流施設(以下「総合交流施設等」という。)を設置する。</p>
尾鷲市	尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例	平成17年12月21日 条例第20号	<p>〔目的〕 第1条 この告示は、愛南町が魚礁設置事業(並型魚礁及び沈船魚礁(以下「魚礁」という。))を設置する事業をいう。))について、適正な利用管理を行うとともに、沿岸漁業の生産の拡大に資することを目的とする。</p> <p>〔設置〕 第1条 本市の重まれた海洋性自然環境を観光及びレクリエーションの場として活用し、もって本市の活性化を図るため、旅客船及び観光客内待合所(以下「旅客船等」という。))を設置する。</p> <p>〔趣旨〕 第1条 この条例は、地方自治法昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2の規定に基づき、津久見市漁業用ふ頭の設置及び管理に必要事項を定めるものとする。</p>
愛南町	愛南町魚礁漁場利用管理規程	平成17年4月1日 告示第27号	<p>〔目的〕 第1条 この告示は、愛南町が魚礁設置事業(並型魚礁及び沈船魚礁(以下「魚礁」という。))を設置する事業をいう。))について、適正な利用管理を行うとともに、沿岸漁業の生産の拡大に資することを目的とする。</p>
愛南町	愛南町旅客船等の設置及び管理に関する条例	平成22年9月10日 条例第27号	<p>〔設置〕 第1条 本市の重まれた海洋性自然環境を観光及びレクリエーションの場として活用し、もって本市の活性化を図るため、旅客船及び観光客内待合所(以下「旅客船等」という。))を設置する。</p>
津久見市	津久見市漁業用ふ頭の設置及び管理に関する条例	平成10年6月26日 条例第22号	<p>〔趣旨〕 第1条 この条例は、地方自治法昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2の規定に基づき、津久見市漁業用ふ頭の設置及び管理に必要事項を定めるものとする。</p>
御宿町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	平成6年9月27日 条例第17号	<p>〔目的〕 第1条 この条例は、御宿町のきれいな海浜環境を守るため、空き缶等のごみの散乱や、犬の排せつ物の放置を防止するとともに、清掃活動の充実により、環境美化の促進を図り、清潔できれいな町づくりを目指すことを目的とする。</p>
西予市	西予市沿岸域の環境保全に関する条例	平成16年4月1日 条例第180号	<p>〔目的〕 第1条 この条例は、市の沿岸域の環境保全に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な措置を講ずることにより、市の沿岸域の環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>〔定義〕 第2条 この条例において「沿岸域」とは、共同漁業種のみならず、共同漁業種以外の漁業種も含まれる範囲をいう。 2 この条例において「漁業者」とは、漁業を営む者(以下「漁業者等」という。))をいう。 3 この条例において「水産用医薬品」とは、専ら水産動物のために使用されることを目的とされている医薬品(薬事法(昭和35年法律第146号)第2条第1項に規定する医薬品をいう。))で、同法第83条の規定により認められて適用される同法第14条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。))の承認を受けているものをいう。</p>
福津市	福津市ウミガメ保護条例	平成17年1月24日 条例第108号	<p>〔目的〕 第1条 この条例は、ウミガメが本市の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であり、かつ、学術的及び文化的価値を有することから、市及び市民等(市民・事業者等及び潜在者をいう。以下同じ。))が一体となってその保護を図り、もって将来にこれを共有の資産として引き継いでいくことを目的とする。</p>
美波町	美波町ウミガメ保護条例		条例文Webサイト非公開

地方公共団体名 (その他)	条例名等 (地方公共団体に)係る法律	制定年	目的・定義条項
	瀬戸内海環境保全特別措置法	昭和48年10月2日 法律第110号 (最終改正：平成23年8月30日 日法律第105号)	<p>(目的) 第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海岸の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。 一 和歌山県紀伊半島の御岬灯台から徳島県伊島及び前島を経て瀬戸内海に至る直線 二 愛媛県佐田岬から大分県関崎灯台に至る直線 三 山口県火ノ山下灯台から福岡県門司崎灯台に至る直線 四 この法律において「関係府県」とは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに瀬戸内海の環境の保全に関係する他の府県で政令で定めるものをいう。 三 この法律において「関係府県知事」とは、関係府県の知事をいう。</p>
	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	平成14年11月29日 法律第120号 (最終改正：平成23年8月30日 日法律第105号)	<p>(目的) 第一条 この法律は、有明海及び八代海等が、国民にとつて貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひたしと享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。 一 長崎県瀬崎から熊本県天神山に至る直線 二 熊本県柴岳から高松山三角点に至る直線 三 熊本県天草上島鹿比須島から大矢野岳に至る直線 四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線 五 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。 一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線 二 熊本県大矢野岳から天草上島鹿比須島に至る直線 三 熊本県高松山三角点から柴岳に至る直線 四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿野島長島大崎に至る直線 五 鹿児島県長島神崎島から瀬崎島に至る直線 六 この法律において「有明海及び八代海」に隣接する海面とは、次に掲げる海面をいう。 一 橋湾(長崎県野母崎から禅島南端に至る直線、同地点から熊本県四季咲岬灯台に至る直線及び熊本県天神山から長崎県瀬崎島に至る直線並びに陸岸によって囲まれた海面をいう。)</p>

〔注〕都道府県については、関連条例のない海あり県についても欄は設けておいた。市町村については、条例制定のあるところのみを表示した。

この報告書は、ポートルースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成24年度 我が国における海洋政策の調査研究報告書
(総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究)

平成25年3月発行

発行 海洋政策研究財団 (財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-291-2